

# 令和2年度(2020年度) 包括外部監査報告書

「外郭団体に係る財務事務の執行等について」

町田市包括外部監査人  
公認会計士 青山 伸一



## 目次

<b>第1 外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ) .....	1
(1) 選定した特定の事件(監査テーマ) .....	1
(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由 .....	1
3. 外部監査の対象部署 .....	2
(1) 町田市の外郭団体及び当該外郭団体の所管部署 .....	2
(2) 総務部総務課 .....	2
4. 外部監査の対象期間 .....	2
5. 外部監査の実施期間 .....	2
6. 外部監査の基本的な視点 .....	3
(1) 各外郭団体における監査の視点 .....	3
(2) 各外郭団体の所管部署における監査の視点 .....	3
(3) 市の外郭団体を総括的に監理する部署における監査の視点 .....	3
7. 実施した主な監査手続 .....	3
(1) ヒアリング .....	3
(2) 資料・文書の閲覧 .....	3
(3) 現場の視察、資産管理状況の確認 .....	3
(4) 監査意見のとりまとめ .....	4
8. 包括外部監査人 .....	4
9. 外部監査の補助者 .....	4
10. 利害関係 .....	4
<b>第2 選定した特定の事件の概要</b> .....	<b>5</b>
1. 市の外郭団体の概要 .....	5
2. 外郭団体に対する市の関与の状況 .....	8
3. 2019年度における市の外郭団体に対する関与の状況 .....	10
(1) 財政援助等の状況 .....	10
(2) 役職員の状況 .....	11
4. 市の外郭団体と包括外部監査の関係 .....	13
(1) 外郭団体について .....	13
(2) 財政援助団体等について .....	13
(3) 外郭団体と財政援助団体等の関係について .....	14
(4) まとめ .....	14
5. 監査対象とした外郭団体 .....	15
<b>第3 外部監査の総括</b> .....	<b>17</b>
1. 総括 .....	17
(1) 【総括意見1】外郭団体の区分についての考察 .....	17
(2) 【総括意見2】外郭団体の条件について① .....	18
(3) 【総括意見3】外郭団体の条件について② .....	20
(4) 【総括意見4】市の政策と外郭団体の関係について .....	20
(5) 【総括意見5】市の指導監督についての考察(町田市外郭団体監理委員会の評価) .....	21
(6) 【総括意見6】市の指導監督についての考察(モニタリングのチャンネルの多様化) .....	22
(7) 【総括意見7】指定管理施設における物品の管理について(外郭団体が指定管理者の場合) .....	23

(8)【総括意見 8】基本情報に関する公表内容について .....	26
(9)【総括意見 9】補助金交付要綱の記載について .....	27
2. 監査の結果及び意見の要約 .....	29
<b>第4 監査の結果及び意見.....</b>	<b>40</b>
<b>I. 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター .....</b>	<b>40</b>
1. 外郭団体の概要 .....	40
(1) 団体概要.....	40
(2) 出資金等の状況.....	40
(3) 組織の状況.....	41
(4) 財務状況.....	42
(5) 市の関与の状況.....	45
(6) 役職員数.....	45
2. 監査の結果及び意見.....	46
(1)【指摘事項 I - 1】理事に対する報酬等の決定手続について .....	46
(2)【指摘事項 I - 2】役員変更に係る登記申請の遅延について.....	48
(3)【指摘事項 I - 3】契約書の作成漏れについて.....	49
(4)【指摘事項 I - 4】競争入札の未実施について.....	50
(5)【指摘事項 I - 5】リース取引の会計処理について.....	52
(6)【指摘事項 I - 6】賞与支給時の承認手続について.....	55
(7)【意見 I - 1】決算時における銀行預金残高証明書の手入について .....	56
(8)【意見 I - 2】最低限確保すべき収益規模の把握について .....	57
(9)【意見 I - 3】中長期的な事業計画等の策定について.....	58
<b>II. 一般財団法人町田市文化・国際交流財団.....</b>	<b>61</b>
1. 外郭団体の概要 .....	61
(1) 団体概要.....	61
(2) 出資金等の状況.....	62
(3) 組織の状況.....	63
(4) 財務状況.....	64
(5) 市の関与の状況.....	66
(6) 役職員数.....	66
2. 監査の結果及び意見.....	66
(1)【指摘事項 II - 1】町田市民ホール of 法人本部機能部分の使用許可について.....	66
(2)【意見 II - 1】国際交流を推進するための事業の在り方の検討について.....	68
(3)【意見 II - 2】外郭団体の経営強化に向けた取組について .....	70
(4)【意見 II - 3】文化と国際交流の相乗効果について .....	71
(5)【意見 II - 4】施設の修繕に関する予算について.....	72
<b>III. 株式会社町田新産業創造センター .....</b>	<b>74</b>
1. 外郭団体の概要 .....	74
(1) 団体概要.....	74
(2) 出資金等の状況.....	74
(3) 組織の状況.....	75
(4) 財務状況.....	75
(5) 市の関与の状況.....	76
(6) 役職員数.....	77
2. 監査の結果及び意見.....	77
(1)【意見 III - 1】補助対象経費の範囲について.....	77

(2)【意見Ⅲ－2】備品の管理について.....	78
<b>IV. 株式会社町田まちづくり公社.....</b>	<b>80</b>
1. 外郭団体の概要.....	80
(1) 団体概要.....	80
(2) 出資金等の状況.....	80
(3) 組織の状況.....	80
(4) 財務状況.....	81
(5) 市の関与の状況.....	82
(6) 役職員数.....	83
2. 監査の結果及び意見.....	83
(1)【意見Ⅳ－1】パソコンの管理について.....	83
(2)【意見Ⅳ－2】計算書類の個別注記表の記載の誤りについて.....	84
(3)【意見Ⅳ－3】賞与引当金について.....	84
<b>V. 特別法人町田市土地開発公社.....</b>	<b>85</b>
1. 外郭団体の概要.....	85
(1) 団体概要.....	85
(2) 出資金等の状況.....	85
(3) 組織の状況.....	85
(4) 財務状況.....	85
(5) 市の関与の状況.....	87
(6) 役職員数.....	87
2. 監査の結果及び意見.....	87
(1)【考察】準備金残高について.....	87
(2)【考察】用地取得、処分及び残高の状況.....	88
(3)【考察】監査機能の充実について.....	88
(4)【考察】土地開発公社の役割と町田市土地開発公社.....	89
<b>VI. エルム・スリー管理株式会社.....</b>	<b>90</b>
1. 外郭団体の概要.....	90
(1) 団体概要.....	90
(2) 出資金等の状況.....	90
(3) 組織の状況.....	90
(4) 財務状況.....	93
(5) 市の関与の状況.....	96
(6) 役職員数.....	96
2. 監査の結果及び意見.....	97
(1)【指摘事項Ⅵ－1】株主総会書面決議に係る同意書等の未徴収について.....	97
(2)【指摘事項Ⅵ－2】取締役会の開催頻度について.....	98
(3)【指摘事項Ⅵ－3】各種規則等の未整備について.....	99
(4)【指摘事項Ⅵ－4】監査役監査報告書について.....	100
<b>VII. 株式会社町田センタービル.....</b>	<b>103</b>
1. 外郭団体の概要.....	103
(1) 団体概要.....	103
(2) 出資金等の状況.....	103
(3) 財務状況.....	103
(4) 市の関与の状況.....	104
(5) 役職員数.....	105
2. 監査の結果及び意見.....	105

(1)【指摘事項Ⅶ-1】監査環境の整備について.....	105
<b>Ⅷ. 社会福祉法人町田市社会福祉協議会.....</b>	<b>107</b>
1. 外郭団体の概要.....	107
(1) 団体概要.....	107
(2) 出資金等の状況.....	107
(3) 組織の状況.....	108
(4) 財務状況.....	108
(5) 市の関与の状況.....	109
(6) 役職員数.....	110
2. 監査の結果及び意見.....	110
(1)【指摘事項Ⅷ-1】書面決議の手続きについて.....	110
(2)【指摘事項Ⅷ-2】計算書類等の様式等における表示上の問題について.....	111
(3)【指摘事項Ⅷ-3】有価証券の評価に係る会計方針について.....	112
(4)【指摘事項Ⅷ-4】退職給付引当金に係る会計方針及び会計処理について.....	113
(5)【指摘事項Ⅷ-5】委託契約事務における承認過程について.....	114
(6)【指摘事項Ⅷ-6】委託契約書における誤謬について.....	115
(7)【意見Ⅷ-1】学童保育クラブにおける障がい児保育に係る事故防止対策等について.....	115
(8)【意見Ⅷ-2】予算の流用に関する報告について.....	116
(9)【意見Ⅷ-3】計算書類等の様式等における表示上の問題について.....	116
(10)【意見Ⅷ-4】附属明細書における現金預金明細内訳表及び預金残高調整表の掲載について.....	117
(11)【意見Ⅷ-5】サービス区分別の管理会計について.....	119
(12)【意見Ⅷ-6】成年後見制度特定法人後見事業におけるアドバイザーの活用について.....	120
(13)【意見Ⅷ-7】臨時職員、嘱託職員に対する賞与の財源について.....	120
(14)【意見Ⅷ-8】退職給付費用に対する財源について.....	121
(15)【意見Ⅷ-9】竹ん子学童保育クラブの職場環境について.....	122
(16)【意見Ⅷ-10】法人のホームページにおける開示について.....	123
(17)【意見Ⅷ-11】分掌事務の明文化について.....	123
<b>Ⅸ. 社会福祉法人町田市福祉サービス協会.....</b>	<b>125</b>
1. 外郭団体の概要.....	125
(1) 団体概要.....	125
(2) 出資金等の状況.....	127
(3) 組織の状況.....	127
(4) 財務状況.....	128
(5) 市の関与の状況.....	129
(6) 役職員数.....	130
2. 監査の結果及び意見.....	130
(1)【指摘事項Ⅸ-1】固定資産の管理について.....	130
(2)【意見Ⅸ-1】町田市との連携について.....	131
(3)【意見Ⅸ-2】棚卸資産の計上について.....	131
<b>Ⅹ. 公益社団法人町田市シルバー人材センター.....</b>	<b>134</b>
1. 外郭団体の概要.....	134
(1) 団体概要.....	134
(2) 出資金等の状況.....	134
(4) 財務状況.....	137
(5) 市の関与の状況.....	139
(6) 役職員数.....	139
2. 監査の結果及び意見.....	140

(1)【指摘事項X-1】固定資産台帳について .....	140
(2)【指摘事項X-2】備品台帳について .....	140
(3)【指摘事項X-3】時間外手当の算定について .....	141
(4)【意見X-1】貸倒の償却に関する規程の整備について .....	141
(5)【意見X-2】委託契約の単価契約について .....	142
<b>XI. 一般財団法人町田市体育協会 .....</b>	<b>143</b>
1. 外郭団体の概要 .....	143
(1) 団体概要 .....	143
(2) 出資金等の状況 .....	143
(3) 組織の状況 .....	143
(4) 財務状況 .....	143
(5) 市の関与の状況 .....	145
(6) 役職員数 .....	145
2. 監査の結果及び意見 .....	146
(1)【指摘事項XI-1】正味財産増減計算書の表示科目について .....	146
(2)【指摘事項XI-2】補助金及び委託料の返還に係る会計処理について .....	147
(3)【意見XI-1】内部規程について .....	149
<b>XII. 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク .....</b>	<b>150</b>
1. 外郭団体の概要 .....	150
(1) 団体概要 .....	150
(2) 出資金等の状況 .....	151
(3) 組織の状況 .....	151
(4) 財務状況 .....	152
(5) 市の関与の状況 .....	154
(6) 役職員数 .....	154
2. 監査の結果及び意見 .....	155
(1)【指摘事項XII-1】臨時総会の決議要件について .....	155
(2)【指摘事項XII-2】仮払金について .....	156
(3)【指摘事項XII-3】固定資産の注記について .....	156
(4)【指摘事項XII-4】訪問マッサージ連絡会活動費の預り金について .....	157
(5)【意見XII-1】補助金に係る実地調査について .....	157
(6)【意見XII-2】現金の管理について .....	158
(7)【意見XII-3】振込の管理について .....	158

## (本報告書における記載内容の注意事項)

### ・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

なお、「第 4 監査の結果及び意見」の各団体における「1. 外郭団体の概要」の「(4)財務状況」及び「(5)市の関与の状況」において記載している 3 年間の推移は、原則、町田市が外郭団体基本情報として公表している数値を記載している。

### ・報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として町田市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。

報告書の数値等のうち、町田市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。

### ・監査の結果及び意見

本報告書では、監査対象とした事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を【指摘事項】と【意見】として表記し、監査の結論を記載している。

【指摘事項】は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規等準拠性)に該当するものである。これらは、速やかに措置する必要があると判断した内容である。

また、【意見】は、法規等準拠性の問題は認められないものの、最少の経費で最大の効果を挙げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には【指摘事項】としている。

### ・法人の名称

法人の名称は、正式な名称又は「法人」として記載している。よって、「第 4 監査の結果及び意見」の各項目に記載されている「法人」は、各項目の外郭団体のことを指す。



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

#### (1) 選定した特定の事件(監査テーマ)

「外郭団体に係る財務事務の執行等について」

#### (2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

町田市では、市が25%以上出資・出えんしている法人又は財政的・人的援助等で市の関与が大きい法人を「町田市の外郭団体」として位置付けている。市は、これら公益的な事業を担う外郭団体に対しては、財政的・人的な援助等を行い、外郭団体と一体となり施策の推進に努めている。

市は「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」を設け、外郭団体に対する市の関与の適正化を図ることによって、外郭団体の健全な運営を促している。さらに、「町田市外郭団体監理委員会」を設け、定期的に外郭団体の経営状況や事業実施状況の評価等を行っている。

これらの外郭団体に関して監査を実施する際には、市からの出資・出えん金、委託料、補助金・助成金が多いことから、合規性に加え、有効性、経済性、効率性といった3Eの視点からの監査が重要となる。また、外郭団体自体の事業の効率化の推進、ガバナンス（組織統治）の在り方、財務健全性など、法人の経営が適正に行われているかも重要な視点となる。一方、市側においては監理の面から、モニタリング、ガバナンスが十分なされているかが重要な監査の視点となる。

また、監査を実施する際には、個々の外郭団体の監査に加え、外郭団体に共通的な課題を抽出することや、将来の市の監理の在り方について総合的に検討することも意義があると考ええる。

以上より、外郭団体に係る財務事務の執行等について検討することは意義があると判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

なお、監査の実施にあたっては、市の財政援助団体等監査と重複しないよう、十分に配慮した。

### 3. 外部監査の対象部署

#### (1) 町田市の外郭団体及び当該外郭団体の所管部署

監査対象の外郭団体、当該外郭団体の所管部署及び市の出資・出えん割合は以下のとおりである。

No.	外郭団体名	町田市所管部署	市の出資・出えん割合
1	一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	経済観光部 産業政策課	100%
2	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	文化スポーツ振興部 文化振興課	100%
3	株式会社 町田新産業創造センター	経済観光部 産業政策課	90%
4	株式会社 町田まちづくり公社	経済観光部 産業政策課	58%
5	特別法人 町田市土地開発公社	財務部 市有財産活用課	100%
6	エルム・スリー管理 株式会社	生涯学習部 図書館	30%
7	株式会社 町田センタービル	生涯学習部 生涯学習センター	26%
8	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	地域福祉部 福祉総務課	0%
9	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	いきいき生活部 いきいき総務課	8%
10	公益社団法人 町田市シルバー人材センター	いきいき生活部 高齢者福祉課	—
11	一般財団法人 町田市体育協会	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課	0%
12	一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	いきいき生活部 いきいき総務課	—

#### (2) 総務部総務課

外郭団体全般を所管している。

### 4. 外部監査の対象期間

2019年度の実行分

必要に応じて2018年度以前または2020年度の実行分を含む。

### 5. 外部監査の実施期間

2020年5月27日から2021年1月27日まで

## 6. 外部監査の基本的な視点

### (1) 各外郭団体における監査の視点

- ①各外郭団体における出納その他の事務の執行は、関係する法令や条例等に基づいて適切に行われているか。
- ②各外郭団体は、業務を実施するにあたって外郭団体の所管部署が期待する効果を得るために、最適な実施方法を選択しているか。
- ③各外郭団体は、業務を遂行するにあたって、業務の方向性について十分に所管部署と連携して遂行しているか。
- ④各外郭団体のガバナンス体制は、十分に構築されているか。
- ⑤市からの補助金や委託料(指定管理料を含む)等を財源とした事業は、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているか。

### (2) 各外郭団体の所管部署における監査の視点

- ①各外郭団体に対する所管部署のモニタリングは、十分に機能しているか。
- ②各外郭団体に対する補助金の交付や指定管理者の選定等に関して、公平性は確保されているか。

### (3) 市の外郭団体を総括的に監理する部署における監査の視点

- ①市の外郭団体に対する総括的な監理の在り方等について、十分に検討がなされているか。

## 7. 実施した主な監査手続

### (1) ヒアリング

- ①監査対象とした外郭団体並びに外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体の業務概要、経営の状況、市による人的、財政的関与の状況等についてヒアリングを実施した。
- ②監査対象とした外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体に対するモニタリングの状況についてヒアリングを実施した。
- ③監査対象とした外郭団体の所管部署の責任者及び担当者に対して、外郭団体の見直し等の状況についてヒアリングにより確認した。

### (2) 資料・文書の閲覧

- ①(1)のヒアリングに関連する資料を閲覧した。
- ②市から、外郭団体に対する補助金や委託料(指定管理料を含む)等に関連する各種資料を閲覧した。

### (3) 現場の視察、資産管理状況の確認

- ①外郭団体を視察し、施設や備品の管理状況等を確認した。

(4) 監査意見のとりまとめ

- ①(1)から(3)の監査手続を実施することにより、有効性、効率性、経済性さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめた。

8. 包括外部監査人

青山 伸一 公認会計士

9. 外部監査の補助者

岩崎 康子 公認会計士

木下 哲 公認会計士

小林 正和 公認会計士

清水 貴之

森 智佳子

公認会計士

公認会計士

10. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定による利害関係はない。

## 第2 選定した特定の事件の概要

### 1. 市の外郭団体の概要

町田市では、市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、公益法人や株式会社等を設立の上、外郭団体として位置付けて活用している。また、公益的な事業を担う団体に対しては、市が財政的・人的な援助等を行い、同様に外郭団体と位置付け、団体とともに施策の推進に努めている。具体的には、町田市が 25%以上出資・出えんしている法人(出資・出えん団体)及び財政的・人的援助等で町田市の関与が大きい法人(財政的援助団体等)を外郭団体と位置付けている。2020 年 8 月時点で、16 の法人が市の外郭団体となっている。

また、市は、これら外郭団体を町田市の関与の度合いに応じて監理団体と基本情報公表団体に区分している。

まず、外郭団体のうち、監理団体とは、町田市が 50%以上出資・出えんしている法人が該当する。2020 年 8 月時点で、監理団体数は、下表のとおり 9 法人となっている。これら 9 法人は、団体の運営状況等が市の施策推進や財政運営等に影響を与えることから、議会へ経営状況の報告、基本情報調査による運営状況等の把握・指導等を行う団体となっている。

表 1 町田市の監理団体

外郭団体名	所在地	市の出資・出えん割合	設立年
町田市が 50%以上出資・出えんしている法人			
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	町田市森野 2-27-10	100%	1993 年 (平成 5 年)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	町田市森野 2-2-36	100%	2004 年 (平成 16 年)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	町田市木曾東 2-1-1	100%	2012 年 (平成 24 年)
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	町田市原町田 4-9-8	100%	2019 年 (平成 31 年)
株式会社 町田新産業創造センター	町田市中町 1-4-2	90%	2013 年 (平成 25 年)
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	町田市原町田 4-10-20	67%	2009 年 (平成 21 年)
株式会社 町田まちづくり公社	町田市原町田 4-10-20	58%	1999 年 (平成 11 年)
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	町田市鶴間 3-1-1	50%	2020 年 (令和 2 年)
特別法人 町田市土地開発公社	町田市森野 2-2-22 町田市役所内	100%	1974 年 (昭和 49 年)

次に、基本情報公表団体とは、市が 25%以上出資・出えんしている法人、市が一定の財政的援助又は人的援助を行っている法人及びその他財政的・人的な関係を有し、市長が特に指定する法人が該当する。2020 年 8 月時点で、基本情報公表団体数は、下表のとおり 7 法人となっている。

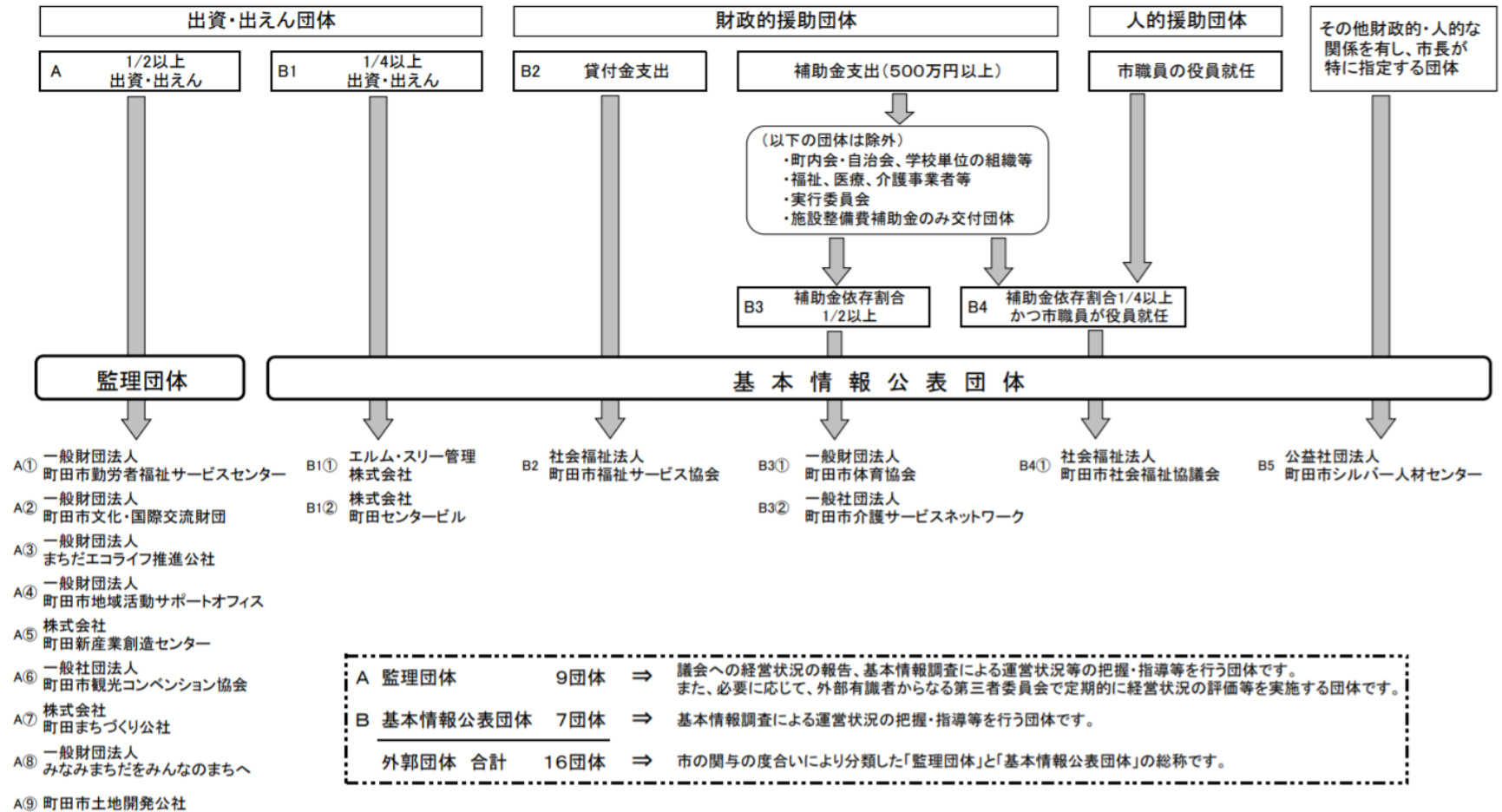
これらの法人に対しては、監理団体ほど市の施策推進や財政運営等における関係は密ではないが、一定の関係は有していることから、毎年度基本情報調査による運営状況の把握・指導等を行っている。

表 2 町田市の基本情報公表団体

外郭団体名	所在地	市の出資・出えん割合	設立年
町田市が 25%以上 50%未満出資・出えんしている法人			
エルム・スリー管理株式会社	町田市原町田 3-2-9	30%	1990 年 (平成 2 年)
株式会社 町田センタービル	町田市原町田 6-8-1	26%	2002 年 (平成 14 年)
人的・財政的援助等で町田市の間与が大きい法人			
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	町田市原町田 4-9-8	0%	1969 年 (昭和 44 年)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	町田市森野 4-8-39	8%	2002 年 (平成 14 年)
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	町田市森野 1-1-15	—	1980 年 (昭和 55 年)
一般財団法人 町田市体育協会	町田市南成瀬 5-12	0%	2011 年 (平成 23 年)
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	町田市山崎町 2055-2 C-111	—	2012 年 (平成 24 年)

以上、監理団体及び基本情報公表団体の市との関係を図示したものについては、次ページを参照。

図 1 市の外郭団体(詳細)



7



## 2. 外郭団体に対する市の関与の状況

外郭団体に対しては、原則「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」に基づいて、指導監督を行うことになっている。具体的には、まず、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 5 に基づいて指導監督を行い、外郭団体に関する書類を常時整理・保管することになっている。

### 町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

#### 第5 指導監督事務

1 主管部長は、次に掲げる事項に関し、外郭団体に対して指導監督を行うものとする。

- (1) 事業計画及び予算の作成及び変更
- (2) 事業報告及び決算報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、外郭団体の運営上重要な事項

2 主管部長は、次に掲げる書類を常時整理し、保管するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、評議員その他の役員の名簿
- (3) 就業規程、給与規程その他の外郭団体における基本的諸規程
- (4) 過去3年度の予算、決算及び財産に関する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指導監督に必要な書類

また、町田市の総務部長は、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」に基づいて、外郭団体の基本情報及び過去 3 年間の財政運営等を調査し公表するとともに、主管部長が、外郭団体の経営状況を確認の上、必要な指導監督を行うこととなっている。

### 町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

#### 第11 基本情報調査

総務部長は、毎年度、外郭団体の基本情報及び過去3年度の財政運営等を調査し、その結果を公表するものとする。

主管部長は、上記「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 11 の基本情報を踏まえて経営状況の確認を行う。具体的には、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 12 に従い、指導監督を行い、必要がある場合には、主管部長及び総務部長の判断によって、町田市外郭団体監理委員会による経営状況の評価等を行うこととなっている。町田市外郭団体監理委員会は、「町田市外郭団体監理委員会条例」第 1 条に基づいて設置された委員会で、この町田市外郭団体監理委員会は、主管部長及び総務部長の判断を踏まえ、最終的に市長の諮問に応じ、調査、審議、答申を行う。町田市外郭団体監理委員会は、「町田市外郭団体監理委員会条例」第 3 条に記載の事項について、調査、審議、答申を行う。



町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

第12 経営状況の確認

- 1 主管部長は、第11の調査の実施に併せて、別に定める基準に基づき経営状況を確認し、その結果を踏まえて必要な指導監督を行うものとする。
- 2 主管部長は、監理団体について、前項に規定する確認の結果、町田市外郭団体監理委員会条例第1条に規定する町田市外郭団体監理委員会(以下「委員会」という。)に対して当該監理団体の経営状況の評価等を求める必要があると認めるときは、その旨を総務部長に報告するものとする。
- 3 総務部長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、委員会に対して監理団体の経営状況の評価等を求めるものとする。
- 4 総務部長は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、委員会に対して外郭団体の経営状況の評価等を求めることができる。

町田市外郭団体監理委員会条例

第 1 条 町田市の外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項及び外郭団体の経営状況、事業実施状況等について調査、審議するため、市長の附属機関として、町田市外郭団体監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第 3 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 外郭団体へのかかわり方に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 外郭団体の経営状況及び事業実施状況の評価に関すること。
- (3) 外郭団体の経営改善のための具体的な助言及び提案に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、外郭団体に関して市長が必要と認める事項

過去においては、2007 年度・2008 年度、2014 年度・2015 年度の 2 度、町田市外郭団体監理委員会条例第 3 条の規定に基づいて、町田市外郭団体監理委員会が審議を行い、答申書を作成している。

### 3. 2019 年度における市の外郭団体に対する関与の状況

#### (1) 財政援助等の状況

表 3 市の外郭団体への財政援助等の状況(監理団体)

(単位:%)

外郭団体名	市の出資・ 出えん割合	市補助金比率 (市補助金/ 経常収益)A	市委託料比率 (市委託料/ 経常収益) B	A+B
<b>町田市が 50%以上出資・出えんしている法人</b>				
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	100	30.8	—	30.8
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	100	3.4	57.0	60.4
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	100	—	90.9	90.9
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	100	—	98.4	98.4
株式会社 町田新産業創造センター	90	22.5	—	22.5
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	66.7	52.5	20.8	73.3
株式会社 町田まちづくり公社	58.3	—	4.2	4.2
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	50	2020年7月設立		
特別法人 町田市土地開発公社(注2)	100	—	—	—

(注1) 数値はいずれも 2020 年 4 月時点の数値である。

(注2) 市からの財政援助として、補助金のほかに債務保証、損失補償契約に係る債務残高が 332,000 千円ある。

表 4 市の外郭団体への財政援助等の状況(基本情報公表団体)

(単位:%)

外郭団体名	市の出資・ 出えん割合	市補助金比率 (市補助金/ 経常収益)A	市委託料比率 (市委託料/ 経常収益) B	A+B
<b>町田市が 25%以上 50%未満出資・出えんしている法人</b>				
エルム・スリー管理 株式会社	30	—	—	—
株式会社 町田センタービル	25.9	—	—	—
<b>人的・財政的援助等で町田市の関与が大きい法人</b>				
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	—	18.5	59.1	77.6
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会(注2)	8.3	4.1	17.2	21.3
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	—	3.8	34.6	38.4
一般財団法人 町田市体育協会	—	82.9	4.6	87.5
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	—	32.4	55.6	88.0

(注1) 数値はいずれも 2020 年 4 月時点の数値である。

(注2) 市からの財政援助として、補助金のほかに貸付金が 35,000 千円ある。

上表は、外郭団体と市との財政援助等の状況を、出資・出えん割合、市補助金比率、市委託料比率で示したものである。

厳密には、財政援助団体とは、地方自治法第199条第7項において、市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体であり、これに、出資団体、借入保証団体、信託の受託者、公の施設の指定管理者を加え、一般的に、財政援助団体等と呼ばれている。これらの団体は、自治体との関係が強い団体として、監査委員監査の対象となっている。

なお、財政援助には、私法上の契約である委託料は含まれないが、実質的に市との関係の程度を図るものとして、表には、市委託料比率も計上した。

この表のとおり、監理団体においては、経常収益に占める「市補助金+市委託料」の割合は、特別法人町田市土地開発公社の0%や株式会社町田まちづくり公社の4.2%の低い割合から、一般財団法人町田市地域活動サポートオフィスの98.4%の高い割合まで様々となっている。一方、基本情報公表団体においても、経常収益に占める「市補助金+市委託料」の割合は、エルム・スリー管理株式会社と株式会社町田センタービルの0%から一般社団法人町田市介護サービスネットワークの88.0%まで様々となっている。

## (2) 役職員の状況

町田市と外郭団体との人的関与の状況について、役員に占める市あて職及び市退職者の割合、正職員に占める市からの派遣及び市退職者の割合を以下の表で示す。

表5 役職員の状況(監理団体)

(単位:%)

外郭団体名	市あて職 /役員	市退職者 /役員	市からの派遣 /正職員	市退職者 /正職員
<b>町田市が50%以上出資・出えんしている法人</b>				
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	18.2	9.1	0.0	0.0
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	11.1	22.2	0.0	9.1
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社	50.0	40.0	0.0	0.0
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス	40.0	40.0	0.0	0.0
株式会社 町田新産業創造センター	50.0	0.0	0.0	0.0
一般社団法人 町田市観光コンベンション協会	6.7	0.0	0.0	0.0
株式会社 町田まちづくり公社	21.4	0.0	0.0	0.0
一般財団法人 みなみまちだをみんなのまちへ	2020年7月設立			
特別法人 町田市土地開発公社	91.7	0.0	(注2)	

出所)町田市公表「外郭団体基本情報」(2020年4月1日時点)をもとに監査人が作成

(注1)数値はいずれも2020年4月時点の数値である。

(注2)町田市土地開発公社の正職員は、全て市職員が兼務している。

表 6 役職員の状況(基本情報公表団体)

(単位:%)

対象外郭団体	市あて職 /役員	市退職者 /役員	市からの派遣 /正職員	市退職者 /正職員
<b>町田市が25%以上50%未満出資・出えんしている法人</b>				
エルム・スリー管理 株式会社	8.3	8.3	0.0	50.0
株式会社 町田センタービル	28.6	0.0	0.0	0.0
<b>人的・財政的援助等で町田市の関与が大きい法人</b>				
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会	6.7	13.3	0.0	0.0
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会	0.0	50.0	0.0	0.0
公益社団法人 町田市シルバー人材センター	8.3	8.3	0.0	0.0
一般財団法人 町田市体育協会	0.0	5.6	0.0	100
一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク	9.1	0.0	0.0	0.0

出所)町田市公表「外郭団体基本情報」(2020年4月1日時点)をもとに監査人が作成

(注1)数値はいずれも2020年4月時点の数値である。

上表のとおり、団体の役員は、市あて職や市退職者である場合も見受けられる。一方、職員については、町田市土地開発公社の職員が全員市職員(現職)、町田市体育協会の職員が全員市退職者となっているが、市からの派遣が職員となっている団体は見受けられず、市退職者が職員となっている団体は多くない。

## 4. 市の外郭団体と包括外部監査の関係

### (1) 外郭団体について

前述のとおり、町田市では、市が 25%以上出資・出せんしている法人(出資・出せん団体)及び財政的・人的援助等で町田市の関与が大きい法人(財政的援助団体等)を外郭団体と位置付けている。

当該外郭団体に対しては、町田市総務部長が、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」に基づいて、外郭団体の基本情報及び過去 3 年間の財政運営等を調査し公表するとともに、主管部長が、外郭団体の経営状況を確認の上、必要な指導監督を行うこととなっている。

一方、直接的には、外郭団体としては、包括外部監査を受ける義務は生じない。

### (2) 財政援助団体等について

地方自治法は、地方公共団体との関係で、財政援助や出資等で、一定の条件を満たすものを財政援助団体等と位置付け、監査委員は、当該団体に対して監査を行うことができるとしている。いわゆる監査委員が行う財政援助団体等監査である(注 1)。

(注 1) 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、(中略)についても、また、同様とする。

ここで、地方自治法第 199 条第 7 項において、「当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの」とは、地方自治法施行令において、「普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している法人」と規定されている(注 2)。つまり、普通地方公共団体が 25%以上出資している法人は、財政援助団体等に該当する。

(注 2) 地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項

地方自治法第百九十九条第七項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるものは、当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人とする。

また、包括外部監査人が必要があると認めるときは、当該財政援助団体等に対して監査することができることを条例により定めることができるとしている(注 3)。

(注 3) 地方自治法第 252 条の 37 第 4 項

包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるもの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの(中略)、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。

町田市では、地方自治法第 252 条の 37 第 4 項に規定している条例を以下のとおり定めている(注4)。

(注4)町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条

2 市と包括外部監査契約を締結した(地方自治)法第 252 条の 29 の包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

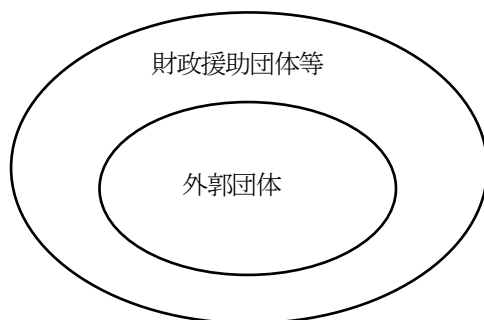
(1)市が(地方自治)法第 199 条第 7 項の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

(2)市が出資しているもので(地方自治)法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

以上より、町田市では、監査委員の監査対象である財政援助団体等に対して、包括外部監査人も同様に監査を行うことができる。

### (3)外郭団体と財政援助団体等の関係について

現在、町田市が外郭団体と位置付けている団体は、全て地方自治法上の財政援助団体等の条件を満たしている。つまり、町田市の外郭団体は、全て財政援助団体等にも該当することになる。



### (4)まとめ

今回の包括外部監査のテーマは、「外郭団体に係る財務事務の執行等について」であるが、これは、財政援助団体等は包括外部監査の対象となり得るという条件のもと、財政援助団体等のうち、外郭団体に対して、監査の公平性を保ちつつ監査を行うものである。



## 5. 監査対象とした外郭団体

前述のとおり、町田市では9の監理団体と7の基本情報公表団体の計16の団体を外郭団体と位置付けている。

この16の外郭団体のうち、一般財団法人まちだエコライフ推進公社(監理団体)と一般社団法人町田市観光コンベンション協会(監理団体)は、いずれも市の財政援助団体等監査との重複を避けるため、監査の対象外とした。

また、一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ(監理団体)は2020年7月設立、一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス(監理団体)は2019年5月設立で、いずれも設立から間もないことから、監査の対象外とした。

以上より、上記4監理団体を除いた5監理団体と7基本情報公表団体の計12の外郭団体を監査の対象とした。

表 7 監査対象とした外郭団体

No.	監理団体	No.	基本情報公表団体
1	一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター	6	エルム・スリー管理 株式会社
2	一般財団法人 町田市文化・国際交流財団	7	株式会社 町田センタービル
3	株式会社 町田新産業創造センター	8	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
4	株式会社 町田まちづくり公社	9	社会福祉法人 町田市福祉サービス協会
5	特別法人 町田市土地開発公社	10	公益社団法人 町田市シルバー人材センター
		11	一般財団法人 町田市体育協会
		12	一般社団法人 町田市介護サービスネットワーク

なお、法的には、外郭団体への市の指導監督権限は、市が4分の1以上出資している法人であるかにより異なる。

地方自治法第221条に基づく「予算の執行に関する長の調査権等」では、市が4分の1以上出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社、土地開発公社に対しては、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができるとしている。

一方で、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者に対しては、予算に執行の適正を期するため、その状況を調査し、又は報告を徴することができるとしている。また、基本情報公表団体が、市と工事の請負契約を行った場合、物品の納入を行った場合又は調査、試験、研究等の委託を受けた場合も、同様にその状況を調査し又は報告を徴することができる。と解することができる。

そのため、基本情報公表団体への指導監督は、その範囲内に限定される。

地方自治法

- 第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者(補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。)又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
- 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

さらに、前述のとおり、市の監査委員監査においては、地方自治法第 199 条第 7 項に関する出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに限り監査することができるとしている。

ただし、外郭団体を監査する過程において発見された事項については、たとえ市の指導監督や監査委員監査の対象外であり、直接団体には指摘する事項ではないとしても、市に報告することは、包括外部監査での義務であり、しかも監査対象に含まれていると考える。なぜなら、例えば団体全般に関する事項や会計全般事項などの問題においても、市の財政援助に関する財務事務(出納事務)に影響を与える可能性があると考えられるからである。

以上より、「第 4 監査の結果及び意見」に記載した【指摘事項】又は【意見】は、いずれも、各団体に関する事項であるが、同時に市によるモニタリング又は指導を期待する事項である。



## 第3 外部監査の総括

### 1. 総括

以下に述べる総括意見は、今後の市政運営において留意することが望まれるものである。

#### (1)【総括意見 1】外郭団体の区分についての考察

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

##### 1)現状

町田市の外郭団体は、外郭団体として位置付けた際の経緯の違いによって、以下の 2 つの形態に分類される。

表 8 外郭団体の 2 形態

No.	外郭団体としての位置付けの経緯	主な法人形態
1	市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、市が出資し、外郭団体として設立するもの(出資・出えん団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社</li> <li>・(一般、公益)財団法人</li> <li>・特別法人</li> </ul>
2	公益的な事業を担う既存の団体に対して、市が財政的・人的な援助等を行い、外郭団体と位置付けるもの(財政的援助団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人</li> <li>・(一般、公益)社団法人</li> </ul>

具体的には、町田市が 25%以上出資・出えんしている法人(出資・出えん団体)及び財政的・人的援助等で町田市の関与が大きい法人(財政的援助団体等)を外郭団体と位置付けている。2020 年 8 月時点で、16 の法人が市の外郭団体となっている。

また、市は、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」において、町田市の関与の度合いに応じて、外郭団体を監理団体と基本情報公表団体に区分している。

#### 町田市外郭団体の指導監督に関する要綱

##### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監理団体 市の出資又は出えんの割合が2分の1以上の外郭団体
- (2) 基本情報公表団体 前号に掲げる外郭団体以外の外郭団体

現在、16 の外郭団体のうち、監理団体が 9、基本情報公表団体が 7 として整理されている。

表 9 監理団体と基本情報公表団体

No.	名称	定義	町田市との関係	団体数
1	監理団体	町田市が 50%以上出資・出えんしている法人	町田市の関与の度合いが大きい	9
2	基本情報公表団体	上記以外	上記に準じる	7

## 2)問題の所在

町田市では、出資の割合によって、監理団体と基本情報公表団体とを区分している。町田市が50%以上出資・出えんし、外郭団体として設立するものを監理団体、その他を基本情報公表団体としている。

その結果、監理団体の多くは、資本制度が存在する株式会社や拠出された財産に対して法人格が与えられる一般財団法人となっている。社団法人の中にも、出資割合が66.7%として監理団体となっている一般社団法人町田市観光コンベンション協会がある。しかしながら、本来、社団法人は、株式会社とは異なり設立に際して財産の拠出を必要とされるわけではない。株式会社の資本金に相当する基金は、一般社団法人においても活動の原資とはなるが、必ず設けないといけないものではない。基金の設置、非設置についてはあくまでも一般社団法人の設立者の意向による。つまり、一般社団法人においては、基金の拠出は設立の条件ではない。このことから、出資の割合のみで町田市の関与の度合いを判断することが妥当かどうかは再検討が必要である。また、同様に社会福祉法人においても基本金の割合が、必ずしも関与の度合いに比例しているとは限らない。

以上より、出資の割合によって、監理団体と基本情報公表団体とを区分しているが、この方法が妥当かについては再検討が必要である。

## 3)改善案

監理団体と基本情報公表団体の区分は、市の指導監督の在り方にも影響を及ぼす。したがって、区分は慎重に行う必要がある。この点、現状は、再検討が必要である。「第2選定した特定の事件の概要」「3. 2019年度における市の外郭団体に対する関与の状況」で記載のとおり、監理団体においても、経常収益に占める財政支援などの割合が低い法人があり、また、基本情報公表団体においても、経常収益に占める財政支援などの割合が高い法人もある。

このことから、監理団体と基本情報公表団体とを区分する方法は、出資比率だけではなく、町田市が直接事業を実施するよりも成果が高まる場合や、より経済的に事業実施が行える場合、さらに、公益的な事業を担う団体など、町田市の関与の度合いの程度により総合的に判断するべきである。

## (2)【総括意見2】外郭団体の条件について①

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

### 1)現状

市が外郭団体と位置付けるものは、市の出資・出えん団体と、市が財政的・人的な援助等を行う法人である。さらに市が財政的・人的な援助等を行う法人は、具体的には、①貸付金支出がある法人②補助金依存割合が高い法人③市職員が役員に就任している団体、そして④その他財政的・人的な関係を有し、市長が特に指定する団体の4つに該当する場合となっている。

## 2)問題の所在

地方自治法上、監査委員監査の対象とすることができる法人(財政援助団体等)は、地方自治法第252の37条第4項を受けて、地方自治法第199条第7項に具体的に定められている。わかりやすくまとめると、図2に分類される。

市が外郭団体と位置付けるものと、地方自治法上監査委員監査の対象とし得る法人は、出資団体及び財政援助団体においては共通しているが、借入保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者は、監査委員監査の対象となる法人である一方、市の外郭団体の条件とはなっていない。

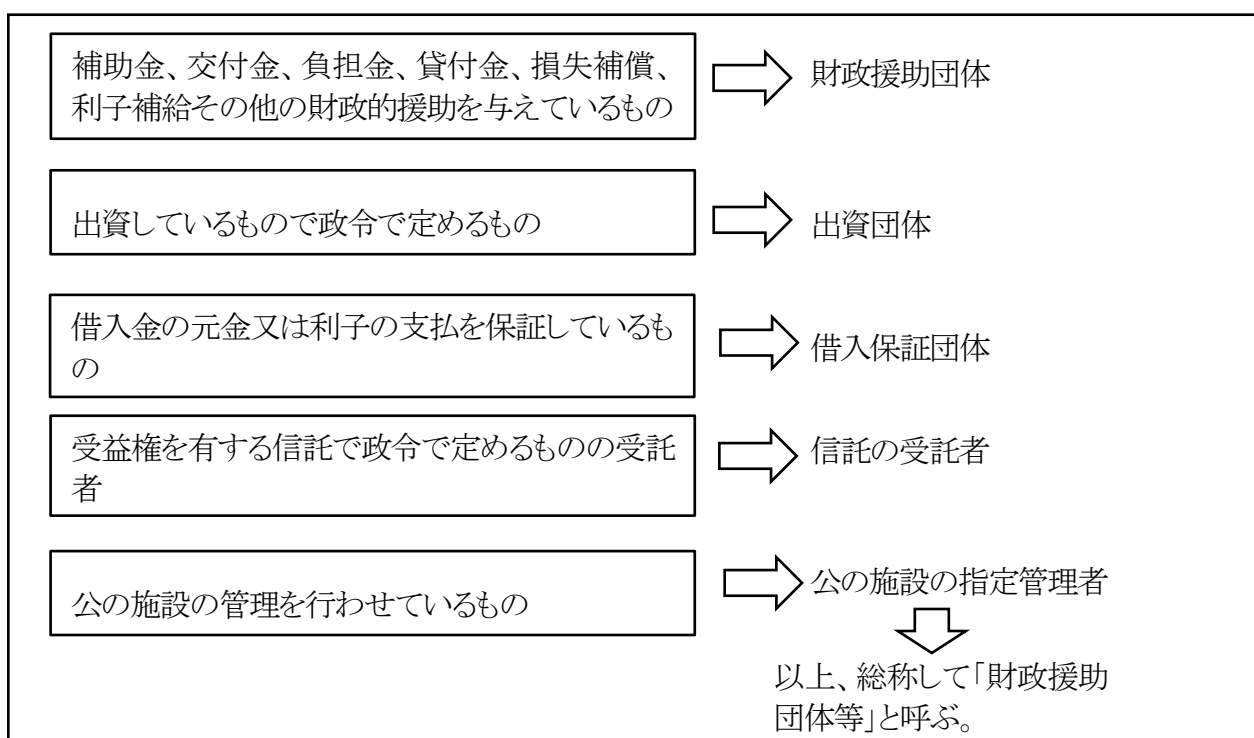
このうち、借入保証団体、信託の受託者に該当する法人は少なく、影響がないと思われるが、公の施設の指定管理者に該当する法人は複数あり、今後、市の外郭団体の条件とするかどうかについて検討する必要がある。

### 地方自治法第199条第7項(再掲)

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。



図2 監査委員監査の対象となる法人



### 3)改善案

今後、地方自治法第 199 条第 7 項の視点も勘案して、外郭団体の条件を検討されたい。なお、社会福祉法人町田市社会福祉協議会は、市職員の役員(理事)就任等を総合的に考慮して、ある意味例外的に外郭団体となっているが、地方自治法第 199 条第 7 項の視点も勘案することにより、客観的に外郭団体の条件に合致することも可能となる。

## (3)【総括意見 3】外郭団体の条件について②

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

### 1)現状

外郭団体の条件のうち、貸付金支出を条件に外郭団体に位置付けられている法人として社会福祉法人町田市福祉サービス協会がある。貸付金支出については、図 2 にもあるとおり、財政援助団体等の条件でもあるので、貸付金支出を条件に外郭団体とすることは特に問題はない。

### 2)問題の所在

社会福祉法人町田市福祉サービス協会に対する貸付金について、2019 年度末時点の残高は 35,000 千円で、2026 年度には完済予定となる。このため、貸付金が完済される 2026 年度までに、外郭団体を継続するか又は外郭団体から除外するかについて検討が必要である。

### 3)改善案

貸付金が完済される 2026 年度までに、外郭団体としての社会福祉法人町田市福祉サービス協会の在り方を整理する必要がある。

## (4)【総括意見 4】市の政策と外郭団体の関係について

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

### 1)現状

町田市では、多様化、高度化する行政サービスを効果的に提供し、市民福祉の向上と行政運営の効率化を図るために、外郭団体を活用している。つまり、市民福祉の向上など、町田市の政策を具体的に推進することが、外郭団体に期待されていると言える。この点、出資・出えん団体においては、法人の活動そのものが市の政策と合致することを前提に、外郭団体として法人を設立、存続させることが市の目標となる。一方、出資・出えん団体以外の財政援助団体等においては、法人が行う事業が公益上必要と認めると判断された場合に、当該事業に対して財政援助等を通じて、当該事業を存続、育成することが市の目標となる。

### 2)問題の所在

以上より、市の政策と外郭団体の事業が、密接に繋がっていないと判断されるので、こ

の点、今後も市は検証を続けることが重要となる。

今回の監査においては、市の政策と外郭団体の事業との関係も検証した。

### 3)改善案

市は、市の政策と外郭団体の事業との繋がりを改めて確認する必要がある。

## (5)【総括意見 5】市の指導監督についての考察(町田市外郭団体監理委員会の評価)

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

### 1)現状

外郭団体が、市の期待するとおりにその役割を果たし、市の政策の推進に役立っているかどうかは、市の指導監督が実効性あるものとして行われているかにかかっている。

この点、市は「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」を設置し、これを運用している。当該要綱では、具体的に、指導監督の対象事項(第5)、監理団体に対する指導監督(第6)、基本情報公表団体に対する指導監督(第7)、基本情報調査及びその結果の公表(第11)、経営状況の調査(第12)など、指導監督の具体的な内容について定められている。

また、経営状況の調査(第12)においては、町田市外郭団体監理委員会に対して、必要があると認めるときは、外郭団体の経営状況の評価等を求めることができると定められており、「収支が大幅に悪化しており、経営を維持できない状態」「実施している事業が団体の設立目的から大きく逸脱している」「定款や諸規定に反している」などに該当する団体を外郭団体監理委員会にはかることとしている。実際に、上記に該当する状態となったことはなく、過去においては、町田市外郭団体監理委員会は頻回に開催されていない。2014年度と2015年度においては、前回の開催から一定期間が経過していることから、団体の経営状況のチェック機能を強化することを目的として開催しており、町田市外郭団体監理委員会が当時の監理団体7法人の評価を行い、報告書を作成している。

### 2)問題の所在

「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第12-2の規定に基づき、2014年度に町田市外郭団体監理委員会は、外郭団体のうち7監理団体に対して、財務状況、事業実施状況、組織運営状況の3つの視点で経営状況の評価した。また、翌年度である2015年度には、同じ7監理団体に対して、前年度の評価結果に対する改善取組状況の評価を行っている。2年度にわたって行われたこの評価は、大変意義のあるものであった。ただし、2016年度以降2019年度まで、町田市外郭団体監理委員会による評価は行われていなかった。

### 3)改善案

市は、町田市外郭団体監理委員会による経営状況の評価を定期的に実施されたい。ただし、2020年度以降、外郭団体を対象とした今回の包括外部監査の実施も踏まえ、以下のとおり、定期的に委員会を開催する予定となっているので、今後の動向に期待するところである。



表 10 外郭団体監理委員会開催

年月日	項目
2020 年度	
2021 年 1 月 21 日	2020 年度町田市外郭団体監理委員会開催 (包括外部監査人も参加し、包括外部監査の指摘状況を確認)
2021 年度	
2021 年度、町田市外郭団体監理委員会を開催し、基本情報調査表の見直し等を検討する予定であるが、具体的な予定は今後決定。	
2022 年度～	
また、2022 年度以降、個々の監理団体に対して定期的に評価を行う予定だが、具体的な予定は今後決定。	

なお、町田市外郭団体監理委員会の評価は監理団体が対象であるが、監理団体以外の外郭団体の中にも市との関係が強い団体がある。今後、これらを委員会の評価の対象とするかは検討の余地がある。この問題は、外郭団体のうち監理団体をどの団体にするかの問題【総括意見 1】でもあると考えられる。

(6)【総括意見 6】市の指導監督についての考察(モニタリングのチャネルの多様化)

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

1)現状

市の指導監督において、市の職員が団体の監事(監査役)に就任している場合や監査委員監査は、役割を果たすことが期待できる。現在、市職員があて職として監事(監査役)に就いている法人及び過去の監査委員監査(財政援助団体等監査)の実施状況は以下のとおりとなっている。

表 11 市職員があて職として監事(監査役)に就いている法人

外郭団体名	監事(監査役)へのあて職の状況
一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター	会計課長
株式会社町田まちづくり公社	会計管理者
特別法人町田市土地開発公社	市民部長
株式会社町田センタービル	総務部長
(以下、監査対象外)	
一般財団法人まちだエコライフ推進公社	会計管理者

表 12 過去の監査委員監査(財政援助団体等監査)の実施状況

No.	外郭団体名	監査委員による監査実施年度
1	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター	2005年度、2013年度
2	一般財団法人町田市文化・国際交流財団	2006年度、2008年度
3	株式会社町田新産業創造センター	2013年度、2015年度
4	株式会社町田まちづくり公社	2011年度
5	特別法人町田市土地開発公社	—
6	エルム・スリー管理株式会社	—
7	株式会社町田センタービル	—
8	社会福祉法人町田市社会福祉協議会	2003年度、2011年度、 2013年度
9	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	2005年度
10	公益社団法人町田市シルバー人材センター	1994年度、2005年度、 2018年度
11	一般財団法人町田市体育協会	1997年度、2004年度、 2015年度
12	一般社団法人町田市介護サービスネットワーク	—
(以下、監査対象外)		
13	一般財団法人まちだエコライフ推進公社	2013年度、2020年度
14	一般社団法人町田市観光コンベンション協会	2011年度、2019年度
15	一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス	—
16	一般財団法人みなみまちだをみんなのまちへ	—

## 2)問題の所在

市職員が監事(監査役)に就任することや監査委員監査は、本来市によるモニタリングのツールとして有効と考えられる。

## 3)改善案

今後、あらゆるモニタリングのチャネルを使い、モニタリングの強化が必要である。なお、モニタリングを行うにあたっては、一律に行うのではなく、法人ごとに、例えば、外部監査体制の有無や法人規模でモニタリングの強度の差を設けることも検討の余地がある。

## (7)【総括意見 7】指定管理施設における物品の管理について(外郭団体が指定管理者の場合)

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

### 1)現状

指定管理施設の固定資産は基本的には町田市の所有物である。ここで、物品とは町田市の所有に属する動産で現金、公有財産、基金以外のものをいう。(地方自治法第239条第1項、第238条第1項)

#### 地方自治法抜粋

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮きドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定めるものを除く。)をいう。

- 一 現金
- 二 公有財産に属するもの
- 三 基金に属するもの

また、物品のうち3万円以上のものは所属別に分類整理しなければならない(町田市物品管理規則第5条第1項第2項(1))とされている。当該物品は取得時に備品管理台帳に登録している。

#### 町田市物品管理規則抜粋

(物品の区分)

第5条 物品は、次に掲げる区分に従い、所属別に分類整理しなければならない。

- (1) 備品 機械、器具等の物品及び使用により品質、形状を変化することなく、比較的長期間継続して使用保存に堪える物品(設備に属するもの並びに第4号及び第5号に定めるものを除く。)
- (2) 消耗品 使用により消耗しやすく、長期間の保存に堪えない物品
- (3) 材料品 物品の生産、工事若しくは工作のため消費され、又は工作物その他の物の構成部分となる物品
- (4) 生産物 試験、研究、作業等により生産、製作又は漁獲した物品(次号に定めるものを除く。)



- (5) 動物 獣その他の生物(消耗的なものを除く。)
  - (6) 受託品 他から借入れ又は委託を受けて使用又は保管中の物品
  - (7) 不用品
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、次に掲げる物品は、消耗品とする。
- (1) 購入価額又は評価額が3万円未満の物品(図書館等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書等特別の管理を行うものは除く。)
  - (2) ガラス製品、陶磁器その他の破損しやすい物品(美術品及び骨とう品を除く。)
  - (3) 記念品、ほう賞品その他これらに類する物品
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、使用目的が特殊なため、市長が備品として扱うことを不適当と認めるもの

また、物品には管理番号を付し、現物に備品シールを貼付して管理している。そして毎年度1回一定の期日を定めて備品管理票その他の台帳と照合を行い、及び破損の有無等その状況について確認を行っている。

#### 町田市物品管理規則抜粋

##### (備品の現況確認)

第33条 物品管理者は、供用中の備品について、毎年度1回一定の期日を定めて、備品管理票その他の台帳と照合を行い、及び破損の有無等その状況について確認を行わなければならない。

今回の監査において、物品の現物に備品シールが網羅的に貼付されているか確認したところ、同種同一用途のものでも備品シールが貼付されているものとされていないものが発見された。

これは、建物の建設工事及び修繕工事の際に工事に含めて発注し取得したものは、公有財産の建物に含めて登録され、物品として登録されていなかったためである。

## 2)問題の所在

工事に含めて発注し取得したものは、公有財産台帳上、建物に含めて登録・管理されている。一方で、個別に発注し取得したものは、物品として物品台帳に登録され管理されている。つまり、取得の形態により同種同一用途の物品でも異なる管理がなされている。

また、一般的に減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一によれば、例えば娯楽業用設備(劇場用設備)は耐用年数が11年、電気機器(劇場用)は耐用年数が3年、建物(劇場用、演奏場用の鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの)は耐用年数が47年として処理される。そのため、会計上は町田市の費用である減価償却費が過少計上となっている。

## 3)改善案

物品等は取替や廃棄の単位で備品を登録し、また、本来同種同一用途のものは同じ方法で管理する必要がある。工事に含めて発注されたものの全てを拾い上げて物品として

取り扱うことは難しいと思われるが、同じ物品でも発注の方法の違いによって取扱いが異なるのは問題であるとの認識は持つ必要がある。

なお、本総括意見の問題については外郭団体全体の問題であり、さらに 2018 年度の包括外部監査(監査テーマ:「物品等の管理に関する財務事務の執行について」)の結果を受けて、その対応を進めていることから、総括で記載することとした。

## (8)【総括意見 8】基本情報に関する公表内容について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」第 11 では、「総務部長は、毎年度、外郭団体の基本情報及び過去 3 年間の財務運営等を調査し、その結果を公表するものとする。」となっている。これは、市と外郭団体の繋がりを保持し、外郭団体の透明性確保に多大に貢献している。

### 2)問題の所在

基本情報は、2020 年度において、一部様式の変更(記載内容のカテゴリーや表現の変更)を行った。これは、今まで以上に団体の情報を明確にするものであり評価ができる。今後、改善点があれば様式等の変更を行う必要があるが、現状で、考えられる主な課題は以下のとおりである。これらは、今後前向きに検討することが望まれる。

- ア 事業内容が箇条書きで簡潔に記載されているが、法人の業務の内容や市との財政的、人的関係を具体的に記載する必要がある。
- イ 「3. 財務状況」について、「備考」欄に記載がない。本来、「備考」欄には、増減コメント等を記載する予定だったと思われる。例えば、前年度比 10%(ポイント)以上増減があった場合には、「備考」欄でのコメントを必須にするなどの工夫が必要である。
- ウ 「3. 財務状況」について、「外部監査体制の有無」で「無」となっている法人においては、財務数値の正確性が担保されていない。
- エ 「3. 財務状況」の内容は、法人形態によって全く異なる。例えば、収支相償が原則の公益法人と営利目的の株式会社は、会計数値の意味は全く異なる。その点をどのように基本情報に反映するかが解決されていない。
- オ 「3. 財務状況」の「(1)貸借対照表」「(2)正味財産増減計算書」について、法人の財務的健全性等の判断が、会計専門家でなければ難しい。
- カ 「3. 財務状況」の「(2)正味財産増減計算書」で、「うち市委託料」となっているが、委託料と指定管理料を区分する必要はないか。なお、委託契約に基づく委託料は財政援助等に該当しないが、指定管理料は財政援助等に該当する。
- キ 「3. 財務状況」の「(3)財務指標」について、財務指標の数値をどのように解釈するかが、会計専門家の判断がなければ難しい。

ク「4. 役職員数」で、市退職者が退職と同時に再任用となった場合と、退職してしばらく経って採用された場合が混在している。また、市退職者の役員は地権者でもあり株主でもある者が取締役就任した場合もある。なお、2020年度公表から、表題を「人的支援」から「役職員数」としており、この点は評価する。

### 3)改善案

今回の監査では、監査対象とした法人ごとに簡単な財務分析も行った。2)で示した事項も含めて、今後も基本情報の内容をより良くする工夫が必要である。

## (9)【総括意見 9】補助金交付要綱の記載について

(監査要点: 補助金に関する事項)

### 1)現状

市は、多くの外郭団体に対して、補助金交付要綱に基づいて補助金を交付している。補助金交付要綱では、補助対象事業及び補助対象経費として以下のように示している。

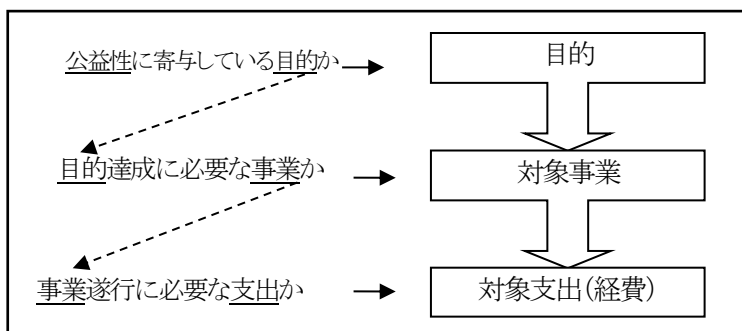
〇〇補助金交付要綱	
補助対象事業	(1) 〇〇に関する事業 (2) 〇〇に関する事業 … ( ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
補助対象経費	(1) 補助事業の実施に要する費用 (2) 補助事業に専従する職員の人件費 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

### 2)問題の所在

補助金交付要綱では、補助対象事業として「市長が必要と認める事業」、補助対象経費として「市長が必要と認める経費」が定められている。これらについては、その都度判断をすることが必要になり、担当者によって判断が異なったり、拡大的な解釈がしやすくなったりすることによって、補助金の目的との対応が明確でないような事業や経費が認められる可能性がある。

本来、補助金交付は、事業の目的が公益性に寄与することを前提として、その目的達成に必要な事業、その事業遂行のために必要な支出(経費)との流れで決定される。よって、補助金交付要綱には、目的、対象事業の内容、必要な支出(経費)の内容が明確に記載

されていなければならない。



この点、「市長が必要と認める事業」、「市長が必要と認める経費」は、この関係を不明確にする可能性がある。

### 3)改善案

補助金交付要綱の「市長が必要と認める事業」については、国等からの間接補助の場合、元の基準等を参考にして要綱を作成する必要があることなどから、一律に削除することは難しい。ただし、市単独事業で、しかも毎年度継続的に補助対象事業が明確になっているものについては、「市長が必要と認める事業」を削除することの検討が必要である。また、補助金交付要綱に「市長が必要と認める事業」の規定があり、しかも実際に「市長が必要と認める事業」を適用する場合であっても、担当課で個別に判断基準や内部ルールを策定する必要がある。市では、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」の第8(2)アにおいて、「赤字補てんを目的とした団体運営費の補助その他対象事業を特定しない補助は、原則行わないこと。」としており、補助金交付要綱においてもこのような補助金を交付する可能性を排除する必要がある。

一方、「市長が必要と認める経費」については、会社のホームページ更新費用のように頻繁に発生しない経費や突発的に発生する経費をあらかじめ全て列挙するのは現実的ではない。ただし、広範な裁量の余地を残すような規定とならないように補助対象経費はできるだけ具体的に列記しておくとともに、「市長が必要と認める経費」が発生した場合には、発生した都度判断することになるが、どういう性質の経費が補助対象となるのかをあらかじめ整理しておく必要がある。

## 2. 監査の結果及び意見の要約

今回の監査においては、監査の要点を以下の 10 に分類して監査を実施した。

表 13 監査要点

No.	監査要点
1	外郭団体の在り方に関する事項
2	市のモニタリングに関する事項
3	ガバナンスに関する事項
4	法人運営の法規準拠性に関する事項
5	財産管理・資産管理に関する事項
6	会計処理・収支報告に関する事項
7	委託契約事務・指定管理業務等に関する事項
8	補助金等に関する事項
9	経済的・効率的な組織運営に関する事項
10	その他

監査の結果、指摘事項 28 件、意見 31 件となった。

その他、前述の「1. 総括」において、総括意見 9 件がある。

以下においては、「**第 4 監査の結果及び意見**」に記載した事項の要約を記載する。以下の表の「監査要点」は、上記表 13 の No.と一致する。

なお、以下の記載は要約であるため、具体的な内容や記載の根拠については当該事項の本文を参照されたい。

「第 4 監査の結果及び意見」に記載した、各団体に対する【指摘事項】又は【意見】は、各団体による措置だけでなく、市によるモニタリング又は指導も期待するものである。

項目	指摘事項	意見	監査要点
<b>I. 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター</b>			
<p><b>【指摘事項 I-1】理事に対する報酬等の決定手続について</b></p> <p>現状、評議員会にて定めた報酬総額の範囲内で支給額を定めていることから、当該理事に対する報酬等の支給額に係る稟議書等を作成し、明確化することが必要である。</p> <p>また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めとおり、報酬等の総額を評議員会にて決議することが望ましい。</p>	○		4
<p><b>【指摘事項 I-2】役員変更に係る登記申請の遅延について</b></p> <p>役員変更に係る登記の申請手続はまとめて行うのではなく、変更の事実が生じた際には、2週間の法定期限内に登記の申請手続を行うことができるよう事務処理の進め方を見直すことが必要である。</p>	○		4
<p><b>【指摘事項 I-3】契約書の作成漏れについて</b></p> <p>今後、類似の事案が生じることのないよう、毎年度、業務委託契約書を適切に作成する必要がある。その際、組織として漏れない業務を遂行するための仕組みづくりを検討することが望まれる。</p> <p>また、一般財団法人は、設立根拠法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を始めとする法令等において、特段、複数年度を対象とする契約(以下「複数年度契約」という。)を締結することは否定されておらず、事務処理の効率化の観点からは、実態に合わせて複数年度契約とすることが望ましい。</p>	○		4
<p><b>【指摘事項 I-4】競争入札の未実施について</b></p> <p>競争入札を行う必要性について、あらためて確認することが必要である。その上で、競争入札することを必要とするのであれば、入札対象とする基準額を見直す等、実効性のある制度とすることが必要である。</p> <p>一方、必要性を検討した結果、競争入札制度までは導入せず、複数業者からの見積合せにより一定の競争性を確保するのであれば、これに沿った内容に契約事務規程の改正を検討する必要がある。</p>	○		4, 9
<p><b>【指摘事項 I-5】リース取引の会計処理について</b></p> <p>リース会計基準の定めを理解するとともに、本件リース契約の金額がどうあてはまるのか確認した上で、2020 年度決算において、リース資産及びリース債務を計上する必要がある。</p>	○		6
<p><b>【指摘事項 I-6】賞与支給時の承認手続について</b></p> <p>規程に基づき、理事長の決裁により期末手当及び勤勉手当の支給基準を定めることが必要である。</p> <p>または、実態に即して規程自体の見直しを検討することが必要である。</p>	○		4



項目	指摘事項	意見	監査要点
<p><b>【意見Ⅰ－１】決算時における銀行預金残高証明書の手について</b></p> <p>決算時には銀行等から残高証明書を手し、専務理事及び監事が帳簿残高と照合することが望ましい。</p>		○	5
<p><b>【意見Ⅰ－２】最低限確保すべき収益規模の把握について</b></p> <p>将来的に事業を継続的かつ安定的に実施するためには、最低限確保すべき収益規模を検討することは有用であり、より精緻に行うことが望ましい。</p>		○	9
<p><b>【意見Ⅰ－３】中長期的な事業計画等の策定について</b></p> <p>将来的に福利厚生事業を継続的かつ安定的に実施するための方策等をとりまとめ、中長期的な事業計画等を策定することが望まれる。</p>		○	1、2、9
<b>Ⅱ. 一般財団法人町田市文化・国際交流財団</b>			
<p><b>【指摘事項Ⅱ－１】町田市民ホールの法人本部機能部分の使用許可について</b></p> <p>法人が事務室として使用しているスペースのうち、指定管理業務で使用している部分と、法人本部として使用している部分を明確に区分する必要がある。その上で、法人本部として使用している部分については、規則に基づき行政財産目的外使用の許可を受ける必要がある。</p> <p>また、間接的には市の事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するための使用であるため、使用料の免除を受ける場合には、条例に基づく承認を受ける必要がある。</p>	○		3、4
<p><b>【意見Ⅱ－１】国際交流を推進するための事業の在り方の検討について</b></p> <p>町田市としては、町田市の重要な施策の１つである「国際交流の推進」に関する事業の検証・見直しを行う際には、過去の事業実績を踏まえ、常に、町田国際交流センターと連携し具体的に検討されたい。また、事業の検証・見直しを行う際には、町田国際交流センターと町田市との連携の在り方についても検討する必要がある。</p>		○	1
<p><b>【意見Ⅱ－２】外郭団体の経営強化に向けた取組について</b></p> <p>法人は、法人としての中長期の経営計画をどのように立案・実行し、目標をどこに定めるかを、町田市と協議・協力のうえ、具体的に検討することが不可欠である。</p>		○	9
<p><b>【意見Ⅱ－３】文化と国際交流の相乗効果について</b></p> <p>法人は、文化と国際交流が相乗効果を発揮できるようなイベント等を積極的に催したり、町田市内で活動している文化団体の活動を町田国際交流センターで紹介したりするなど、相互連携を促進していくことが望まれる。</p>		○	9
<p><b>【意見Ⅱ－４】施設の修繕に関する予算について</b></p> <p>開館から43年が経過すると突発的な事象や緊急を要する事象</p>		○	5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>が頻発することが想定される。 法人は、今以上に業務の効率化を図り、修繕費に関する資金を捻出し適切な修繕を行うとともに、町田市は、市の財政状況を見つつ、施設の老朽化を踏まえ、施設の修繕に関する予算を検討することが望まれる。</p>			
<b>Ⅲ. 株式会社町田新産業創造センター</b>			
<p><b>【意見Ⅲ－１】補助対象経費の範囲について</b> 補助対象経費の範囲については、町田新産業創造センターでも問題意識をもち、各活動に対する経費の一覧表を作成し改善を図っているところであり、所管課においても補助金交付要綱に例示されていない経費はその都度内容を確認しているが、どのような性質の経費が補助対象となるのかを整理し判断基準を明確にしておく必要がある。</p>		○	8
<p><b>【意見Ⅲ－２】備品の管理について</b> 会計上費用処理した場合でも、備品を廃棄等するまでは会社の資産であるので、例えば、一定額以上の備品は台帳に計上するなどのルールを設け、備品ごとに管理番号を付して台帳に記録し、管理番号を記載したシールを現物に貼って、定期的に実査をすることを検討されたい。 また、パソコンは重要な情報機器であるので、金額に関係なく、全てのパソコンに管理番号を付したシールを貼って、台帳を作成し、誰がどのパソコンを使用しているかを明確にするとともに、盗難や紛失のリスクに対するセキュリティ対策も講じる必要がある。</p>		○	5
<b>Ⅳ. 株式会社町田まちづくり公社</b>			
<p><b>【意見Ⅳ－１】パソコンの管理について</b> パソコンは会社にとって重要な情報機器であり、紛失や盗難によって重大な損害が生じる可能性があることから、全てのパソコンに管理番号を記載したシールを貼り付けて、パソコン台帳と定期的に照合をする必要がある。 また、ノート型やタブレット型のパソコンを、業務上、他のビルに移動したり社外に持ち出したりすることが頻繁に行われるのであれば、その都度パソコン台帳に記録することは現実的ではないので、誰が使用しているのかを台帳上で明確にするとともに、移動や持ち出しに関する必要な手続きを定めることを検討されたい。</p>		○	5
<p><b>【意見Ⅳ－２】計算書類の個別注記表の記載の誤りについて</b> 計算書類は、作成者とは別の複数人が確認するなど検証を行い、正確な作成に努められたい。</p>		○	6
<p><b>【意見Ⅳ－３】賞与引当金について</b> 今後、会社の業績等に応じて賞与の額が変動することになった</p>		○	6



項目	指摘事項	意見	監査要点
場合には、会社の損益に与える影響も大きくなる可能性があるため、金額的な重要性を考慮して、賞与引当金の計上を検討されたい。			
<b>V. 特別法人町田市土地開発公社</b>			
指摘事項・意見なし			
<b>VI. エルム・スリー管理株式会社</b>			
<p><b>【指摘事項VI-1】株主総会書面決議に係る同意書等の未徴収について</b></p> <p>みなし総会決議の同意書及び取締役就任承諾書を当該株主からあらためて徴収し、速やかに取締役の変更登記を行う必要がある。また、町田市は株主の立場から、当該事務の適切な実施をエルム・スリー管理株式会社に求めることが必要である。</p>	○		2、4
<p><b>【指摘事項VI-2】取締役会の開催頻度について</b></p> <p>取締役会が法定の頻度ですら開催されておらず十分に機能しているとは言えない状況にあり、少なくとも法定の開催頻度を満たす運営を行う必要がある。</p> <p>町田市は株主として、取締役会が機能するよう取締役の役員数等を含めて見直すことを会社側に求めていくことが必要である。</p>	○		2、3、4
<p><b>【指摘事項VI-3】各種規則等の未整備について</b></p> <p>取締役会を機能させるためには、年度内の業務執行において取締役会の承認を得るべき事項の有無を検討し、取締役会の承認を得る必要のある「重要な業務執行の決定」に係る判断基準を明確に定めておくことが必要である。</p> <p>また、株主総会や取締役会における決定事項に基づき遂行される日々の業務においても、事前の決裁による承認や事後的な確認行為を実効性あるものとするためにも、契約、決裁及び会計等といった会社運営に関する各種規則等を定め、明確化することが必要である。</p>	○		2、3、4
<p><b>【指摘事項VI-4】監査役監査報告書について</b></p> <p>監査役監査報告書について、株式会社を前提としたものに変更する必要がある。</p> <p>また、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定しており、事業報告を監査する権限がないことを併せて明記する必要がある。</p>	○		4
<b>VII. 株式会社町田センタービル</b>			
<p><b>【指摘事項VII-1】監査環境の整備について</b></p> <p>市としては、今後も株式会社町田センタービルを外郭団体として位置付けるのであれば、株式会社町田センタービルの組織内に事務局を設置しておらず、外部に委託していること等は問題はないとしても、その結果監査に支障が生じないように、監査に入る前の事前調整を十分に行い、準備期間を確保するなど、監査</p>	○		10

項目	指摘事項	意見	監査要点
環境の整備に努められたい。			
<b>Ⅷ. 社会福祉法人町田市社会福祉協議会</b>			
<p><b>【指摘事項Ⅷ-1】書面決議の手続きについて</b>                      令和元年度(2019年度)第4回評議員会について、評議員全員からの書面を確認したところ、書面決議の同意書に日付の記載のないものが1件あった。                      日付をはじめ、同意書としての要件を満たさないものについては、改めて記載を求めるべきである。</p>	○		4
<p><b>【指摘事項Ⅷ-2】計算書類等の様式等における表示上の問題について</b>                      計算書類等の作成にあたっては、社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。</p>	○		6
<p><b>【指摘事項Ⅷ-3】有価証券の評価に係る会計方針について</b>                      重要な会計方針は、計算書類等の理解を助けるために特に重要な事項であり、経理規程との整合性を取るとともに網羅的に記載するよう修正をすべきである。</p>	○		6
<p><b>【指摘事項Ⅷ-4】退職給付引当金に係る会計方針及び会計処理について</b>                      退職給付引当金について、会計方針に準拠した必要額を計上すべきである。加えて、注記の記載内容を経理規程に準拠するように、より明瞭に修正することが望ましい。</p>	○		6
<p><b>【指摘事項Ⅷ-5】委託契約事務における承認過程について</b>                      町田ファミリー・サポート・センター事業運營業務委託の契約書並びに稟議書類を確認したところ、契約書上の契約確定日が2019年5月9日となっているにもかかわらず、起案日が2019年9月12日、最終決裁権者である会長決裁が2019年9月17日に行われ、会長公印の押印日は2019年9月26日と記録されていた。                      契約日については、両者の正規の決裁手続きが終了した後で、かつ、一方若しくは、両者の記名、押印済みの契約書が作成された日付により作成すべきである。</p>	○		7
<p><b>【指摘事項Ⅷ-6】委託契約書における誤謬について</b>                      仕様書の委託期間について、「2019年4月1日から、2019年3月31日まで」と記載されたものがあったが、「2019年4月1日から、2020年3月31日まで」の誤りであった。                      仕様書は、契約書の添付書類の位置付けとなっているが、委託期間は特に重要な事項でもあり、今後、誤謬のないよう確認手続を徹底すべきである。</p>	○		10

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p><b>【意見Ⅷ-1】学童保育クラブにおける障がい児保育に係る事故防止対策等について</b></p> <p>障がい児保育事故防止対策など、危機管理の基本方針が、指定管理者ごとに異ならないよう市は留意すべきであると考えます。</p>		○	2
<p><b>【意見Ⅷ-2】予算の流用に関する報告について</b></p> <p>予算の流用について、会計システムの運用上、一覧性のある帳票の出力が困難であり、追加的な事務が発生する可能性が高いため、報告方法の検討が必要である。</p> <p>また、将来的には、流用直後の理事会及び評議員会において、流用の事実とともに、その内容、金額、理由について報告が行えるよう検討することが望まれる。</p>		○	3
<p><b>【意見Ⅷ-3】計算書類等の様式等における表示上の問題について</b></p> <p>計算書類等の作成にあたっては、社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。</p>		○	6
<p><b>【意見Ⅷ-4】附属明細書における現金預金明細内訳表及び預金残高調整表の掲載について</b></p> <p>「現金預金明細内訳表」については、附属明細書への掲載をやめ、必要な情報については、財産目録の内容を補足するといった対応が望まれる。</p> <p>また、「預金残高調整表」についても、掲載を継続するのであれば、計算書類等の利用目的に合致した様式に変更の上、利用者に配慮した上で公表することが望まれる。</p>		○	6
<p><b>【意見Ⅷ-5】サービス区分別の管理会計について</b></p> <p>各サービス区分の成果についての経年変化と累積的な成果を把握することは、法人の経営管理上有用であるため、管理会計上、サービス区分の経年的な変化が把握できる資金収支計算書や事業活動計算書を作成することが望まれる。</p> <p>また、支払資金残高の移動を行う場合のサービス区分間の繰入については、移動を行った決算年度のサービス区分間繰入金収入及びサービス区分間繰入金支出の勘定科目を通して処理を行うことが望まれる。</p>		○	9
<p><b>【意見Ⅷ-6】成年後見制度特定法人後見事業におけるアドバイザーの活用について</b></p> <p>町田市成年後見制度特定法人後見事業交付要綱において、「アドバイザー謝礼その他の報償費」を対象経費として認めているのは、当該事業における専門家の必要性を想定してのことであると考えられる。</p> <p>法人として、その必要性と必要度について再検討し、必要があれば、アドバイザーの設置を行うとともに、当該費用に対する補</p>		○	8

項目	指摘事項	意見	監査要点
助金の申請を行うことが望まれる。			
<p><b>【意見Ⅷ－7】臨時職員、嘱託職員に対する賞与の財源について</b></p> <p>社会福祉協議会という組織及び事業の性格を鑑み、また、近隣自治体の動向も把握する中で、補助金における臨時職員、嘱託職員に対する賞与の支給は重要となる。</p> <p>法人としては、事業における業務の効率化による当該経費の確保に努めるとともに、市としても限られた財源の中で可能な限り予算の確保に努められたい。</p>		○	8
<p><b>【意見Ⅷ－8】退職給付費用に対する財源について</b></p> <p>期末要支給額に見合う退職給付引当資産が計上できるよう、社会福祉協議会という組織及び事業の性格を鑑み、また、近隣自治体の動向も把握する中で、補助金における退職給付費用に対する支出を検討する必要がある。</p> <p>法人としては、事業における業務の効率化による当該経費の確保に努めるとともに、市としても限られた財源の中で可能な限り予算の確保に努められたい。</p>		○	8
<p><b>【意見Ⅷ－9】竹ん子学童保育クラブの職場環境について</b></p> <p>竹ん子学童保育クラブについて往査を行った結果、職員の執務場所が、学童の保育室内に設置されていた。また、更衣室も仮設の場所を使用しており、専用の休憩室もない状況である。</p> <p>事務作業においては、個人情報の取扱いもあるため、執務場所を確保するとともに、更衣室や休憩室として使用できる場所の確保が望まれる。</p>		○	7
<p><b>【意見Ⅷ－10】法人のホームページにおける開示について</b></p> <p>2020年7月8日時点でホームページの確認を行ったところ、2020年3月18日変更前の定款が公表されていた。</p> <p>また、2020年8月27日時点でホームページの確認を行ったところ、事業報告が掲載される9月1日発行の広報紙の発行前ということから、事業報告については、2018年度分が掲載されていた。</p> <p>いずれも、監査期間中に改訂が行われているが、今後、正確かつ適時の公表が行われることが望まれる。</p>		○	10
<p><b>【意見Ⅷ－11】分掌事務の明文化について</b></p> <p>会長決裁の文書として、分掌事務を明文化するとともに、組織改編や事務の増減の際に適宜改訂を行っていくことが望まれる。</p>		○	4
<b>Ⅸ. 社会福祉法人町田市福祉サービス協会</b>			
<p><b>【指摘事項Ⅸ－1】固定資産の管理について</b></p> <p>固定資産台帳と紐づけられた管理番号を記載した備品シールを現物に貼付し、担当者以外も容易に管理番号で紐づけて固定資産台帳と現物を照合できるように管理することが必要である。</p>	○		5

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p><b>【意見Ⅹ－1】町田市との連携について</b></p> <p>町田市は2005年5月に特別養護老人ホーム commons の開所に伴う運営資金として100,000千円を法人に貸し付けている。2019年度末時点の残高は35,000千円で、完済予定は2026年度である。法人は、当該貸付金の支出をもって外郭団体に指定されている。</p> <p>貸付金が完済される2026年度までに、法人と町田市の関係を明確にした上で、外郭団体として継続するかの判断が必要となる。</p>		○	1, 2
<p><b>【意見Ⅹ－2】棚卸資産の計上について</b></p> <p>介護や保育の事業は、法人の主事業である。当該事業で消費されるものは販売目的で所有する棚卸資産と類似すると考えることができる。</p> <p>そのため、受払帳を設け、異動及び残高を把握することが望まれる。</p>		○	5, 6
<b>Ⅹ. 公益社団法人町田市シルバー人材センター</b>			
<p><b>【指摘事項Ⅹ－1】固定資産台帳について</b></p> <p>手書きの固定資産台帳のK-63の欄に、種類:祭壇、現在金額1円と記載されていた。</p> <p>当該固定資産は、既に市に返還しており、法人の所有ではないため、固定資産台帳に返還の事実を反映するべきである。</p>	○		5
<p><b>【指摘事項Ⅹ－2】備品台帳について</b></p> <p>財務規程に基づき、消耗什器備品管理簿及び消耗品受払簿を備え、物品の保管状況及び異動について記録を行うべきである。または、実態に即して規程の改定を検討すべきである。</p>	○		5
<p><b>【指摘事項Ⅹ－3】時間外手当の算定について</b></p> <p>超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当を含める根拠はないため、超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当が含まれることのないよう、留意すべきである。</p>	○		6
<p><b>【意見Ⅹ－1】貸倒の償却に関する規程の整備について</b></p> <p>延滞債権の処理に際しての恣意性の排除、事務処理の一貫性・適切性を担保する観点からは、延滞債権の処理に関する規程を策定することが望ましい。</p>		○	6
<p><b>【意見Ⅹ－2】委託契約の単価契約について</b></p> <p>町田市との契約のうち、金額が時給での単価に基づく推定金額(推定総額)となっているものがある。</p> <p>これは、指定の施設に町田市シルバー人材センターの会員が出向いて指定の業務を行う請負契約である。契約書上、代金は1時間当たりの単価に事業実施時間数を乗じて算定される。契約代金を、時間当たり単価×人工で算出することは、仕事の対価ではなく労働の対価として、発注者が請負事業主に支払っている、請負契約ではなく労働者派遣契約であるとみなされるお</p>		○	7



項目	指摘事項	意見	監査要点
<p>それがああるため、契約金額総額での契約とすることを検討すべきである。</p>			
<p><b>XI. 一般財団法人町田市体育協会</b></p>			
<p><b>【指摘事項XI-1】正味財産増減計算書の表示科目について</b> 町田市体育協会の会計処理規程第3条において、「会計処理の手続き及び原則は、公益法人会計基準(2008年4月内閣府公益認定等委員会)に準拠して処理しなければならない。」と定められているが、現状の正味財産増減計算書の表示科目は、実際の内容を適切に表示していないものがあり、決算書の利用者の誤解を招く可能性がある。「公益法人会計基準」の運用指針等を参考にして表示科目を検討されたい。</p>	○		6
<p><b>【指摘事項XI-2】補助金及び委託料の返還に係る会計処理について</b> 町田市体育協会補助金の返還について、2019年度においては、市からの補助金等交付額確定通知書の日付は2020年3月31日であり、実際の返還は2020年4月28日に行われている。したがって、補助金確定の会計処理が翌年度になり、期ずれが生じている。 町田市体育協会補助金の返還額は3月末に確定しているため、その会計処理は当該年度に反映させる必要がある。また、返還額については、経常費用に計上するのではなく、経常収益の補助金の金額から差し引くことが必要である。</p>	○		6
<p><b>【意見XI-1】内部規程について</b> 内部規程について、誤り又は実態と一致していない定めがあった。組織体制や環境の変化に合わせて適宜見直しをされたい。</p>		○	3
<p><b>XII. 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク</b></p>			
<p><b>【指摘事項XII-1】臨時総会の決議要件について</b> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律によれば、社員総会の決議の省略を行うには、理事又は社員が社員総会の目的である事項に行った提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う必要があるが、社員全員から同意の意思表示は行われていない案件があった。 法人の会員数が多く、決議の省略に必要な全員の同意の意思表示を得ることは困難であることから、今後は、事前に書面による議決権の行使や代理人による議決権行使の方法の利用を十分に呼び掛けたうえで、定款に規定されている決議を検討すべきである。</p>	○		4
<p><b>【指摘事項XII-2】仮払金について</b> 原町田の町田市介護人材バンクの事務所の小口現金の残高については、仮払金から現金に振り替えるため、期末において「現金/仮払金」の仕訳を行うべきである。</p>	○		6

項目	指摘事項	意見	監査要点
<p><b>【指摘事項Ⅻ-3】固定資産の注記について</b></p> <p>固定資産の計上価格について、注記と貸借対照表とが異なっているため、固定資産台帳を参考に、注記を修正すべきである。</p>	○		6
<p><b>【指摘事項Ⅻ-4】訪問マッサージ連絡会活動費の預り金について</b></p> <p>2020年3月期末の貸借対照表の前受金1,161,200円のうち20,000円は、法人が、訪問マッサージ連絡会に納付される現金を一時的に預かっているものであり、将来法人の収益に計上されるものではないため、「預り金」として処理すべきである。</p>	○		6
<p><b>【意見Ⅻ-1】補助金に係る実地調査について</b></p> <p>町田市は、法人に対する補助金の確定検査に際し、実地調査は行っていない。</p> <p>補助金に関する報告の検証作業として、町田市は収支に関連する実際の証憑等を確認し、支出の実在性等を確認することが有益である。</p>		○	2
<p><b>【意見Ⅻ-2】現金の管理について</b></p> <p>現金出納帳の記帳と現金の取扱いについて、同一の職員が行っており、小口現金の出納があった場合には、現金出納帳の残高と現金残高との一致を確かめているが、他の職員がこれを再度確認していない。</p> <p>センター長が、一定の頻度で、現金出納帳の残高と現金残高との一致を再チェックすべきである。</p>		○	5
<p><b>【意見Ⅻ-3】振込の管理について</b></p> <p>月次の支払については、職員が請求書から請求一覧を作成し、これをセンター長が再チェックしている。その後、当該職員が請求一覧の内容をインターネット・バンキングに入力するが、入力内容が請求一覧と一致していることを、他の職員が再チェックしていない。</p> <p>請求一覧の内容とインターネット・バンキングの入力内容とが一致することを、上長が再チェックすることを検討すべきである。</p>		○	5



## 第4 監査の結果及び意見

### I. 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター

#### 1. 外郭団体の概要

##### (1) 団体概要

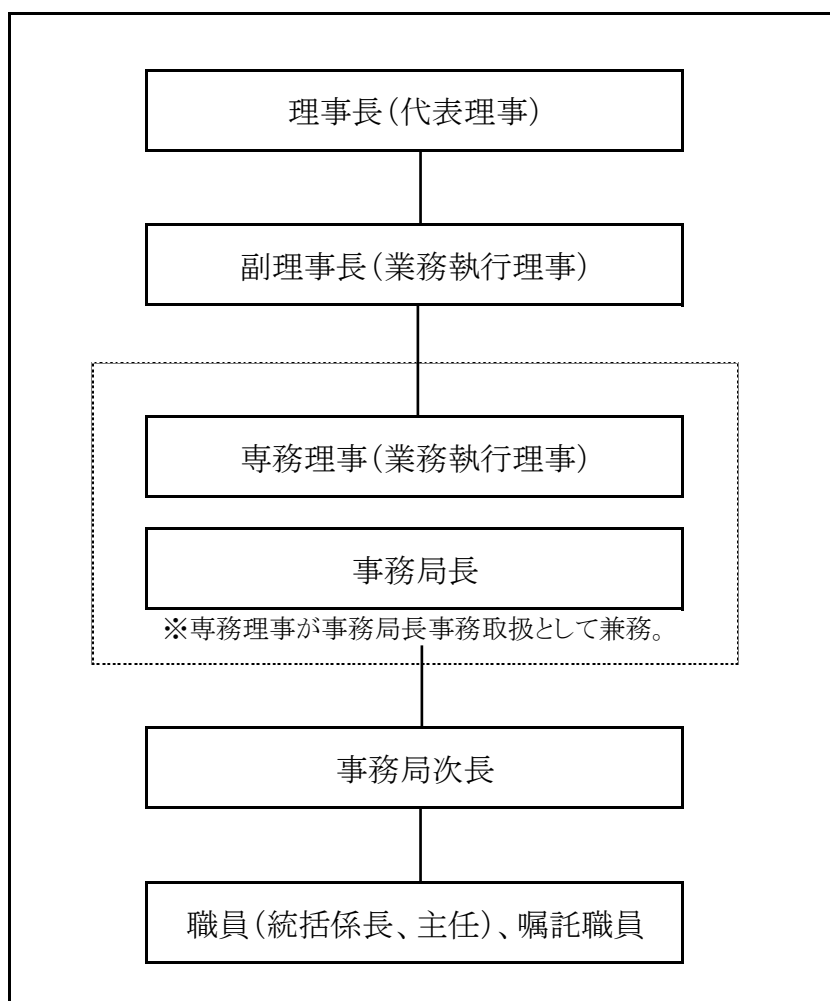
項目	内容
市所管課	経済観光部産業政策課
所在地	町田市森野2丁目27番10号
設立年月日	1993年4月1日
設立根拠法令	中小企業勤労者総合福祉推進事業の実施について(昭和63年5月労働省事務次官通達)
設立目的(経緯)	市内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し市外の中小企業に勤務する勤労者並びに市民に対し、総合的かつ効果的に勤労者福祉事業を推進し、あわせて中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的として設立した。
事業内容	<p>[中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業] 勤労者福祉事業に関する情報収集や研究・検討を行うための各種会議等への参加。</p> <p>[中小企業勤労者福祉に関する各種研修会・講習会事業] 勤労者の教養や技能向上のための講座の開催。</p> <p>[中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業] 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターの各種事業の紹介や参加募集、その他福利厚生情報を提供するための会報誌の発行やホームページへの掲載。</p> <p>[中小企業勤労者のための勤労者福祉事業] ・給付事業(祝金、見舞金、弔慰金) ・指定宿泊事業(福利厚生代行会社直営/提携宿泊施設の提供) ・指定遊園事業、観覧・鑑賞事業(遊園地/映画等の利用補助) ・レクリエーション事業(日帰りツアー/レストランの利用補助) 等</p>
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

##### (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	3,000千円
うち市の出資金等	3,000千円
市出資金等割合	100%

(3)組織の状況

代表理事としての理事長の下に、業務執行理事として副理事長(2人)及び専務理事が置かれており、このうち専務理事が、事務局長事務取扱として日々の業務執行を担っている。また、事務局長(専務理事)の下には事務局次長が置かれており、専務理事及び事務局次長が市職員の退職者である。事務局は、事務局長、事務局次長、職員2人(統括係長、主任)及び嘱託職員1人の体制であり、部課制等の組織編制は採っていない。



出所)市提出資料をもとに監査人が作成

#### (4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

##### 1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	39,933	39,827	38,789
固定資産	51,003	50,734	50,687
資産合計	90,936	90,561	89,476
流動負債	4,895	4,762	3,125
固定負債	368	99	52
負債合計	5,263	4,861	3,177
指定正味財産	3,000	3,000	3,000
一般正味財産	82,673	82,699	83,299
正味財産合計	85,673	85,699	86,299

##### 2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	76,834	74,963	71,481
経常費用	76,422	75,205	69,853
評価損益等	—	—	—
当期経常増減額	413	△242	1,628
経常外収益	—	269	48
経常外費用	—	—	1,076
当期経常外増減額	—	269	△1,029
当期一般正味財産増減額	413	27	600

##### 3)主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	94.2	94.6	96.4
借入金依存度	—	—	—
流動比率	815.8	836.4	1,241.2
経常収支比率	100.5	99.7	102.3
当市補助金比率	28.6	29.3	30.8
当市委託料比率	—	—	—

(参考) 主要な財務指標の計算式及び内容

項目	計算式	内容
自己資本比率	純資産/負債純資産合計×100	負債純資産(=総資産)に占める返済不要の純資産の割合。高ければ高いほど長期の安全性の観点からは望ましい。50%以上が目安。
借入金依存度	借入金負債/負債純資産合計×100	負債純資産(=総資産)に占める借入金の割合。低ければ低いほど望ましい。
流動比率	流動資産/流動負債×100	一年以内で決済が必要な流動負債を決済するのに十分な流動資産があるかどうかを測定する指標。高ければ高いほど短期の安全性は高い。150%以上が目安。
経常収支比率	経常収益/経常費用×100	経常費用に占める経常収益の割合。一般的に高ければ高いほど収益性は高いと判断できるが、公的機関では、収支相償が目的の場合もある。収支相償とは、利益を内部留保せずに、財源を最大限活用して事業に充てようとするもの。
市補助金比率	市補助金/経常収益×100	経常収益に占める市補助金の割合。市依存度を計る指標の1つ。
市委託料比率	市委託料/経常収益×100	経常収益に占める市委託料の割合。市依存度を計る指標の1つ。

(注)「Ⅱ」以降では、省略。

(分析)

総資産(資産合計)89,476千円の内訳としては、現金預金(37,282千円)、会員に給付する給付金の資金に充てるための給付積立資産(46,900千円)、及び基本財産(3,000千円)といった資金(預貯金)形態のものが、その97%程度を占める。

表 14 表 2019年度における総資産の主な構成

(単位:千円)

項目	金額	総資産に占める 構成比率
現金預金	37,282	41.6%
基本財産	3,000	3.3%
特定資産	46,951	52.4%
(うち退職給付引当資産)	(51)	(0.05%)
(うち給付積立資産)	(46,900)	(52.4%)
小計	87,234	97.4%
その他	2,241	2.5%
合計(総資産)	89,476	100.0%

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

一方、正味財産増減計算書の経常収益 71,481 千円は、会員から徴収する会費である掛金収益 41,701 千円、各種チケット等の販売収益等である事業収益 6,743 千円及び町田市からの補助金 22,000 千円等で構成されており、町田市からの補助金が経常収益に占める割合は 30%程度である。

経常収益の 6 割近くを占める掛金収益は 2017 年度以降減少傾向にあり、2019 年度においては、2017 年度に対して 3,286 千円減少(減少率 7.3%)しているが、同期間において会員数が 499 人減少(減少率 7.0%)したことが主な要因である。また、事業収益も減少し経常収益額自体が減少しているが、補助金の額は変わっていないため、町田市からの補助金が経常収益に占める割合は上昇傾向にある。

表 15 経常収益の主な構成及び推移

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	増減額
掛金収益	44,988	43,991	41,701	△3,286
事業収益	8,731	8,140	6,743	△1,988
受取補助金等	22,000	22,000	22,000	—
その他	1,114	831	1,035	371
合計(経常収益)	76,834	74,963	71,481	△5,353

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

(注)増減額は、2019 年度計上額における対 2017 年度の増減額。

表 16 会員数の推移

(単位:人)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	増減数
会員数	7,050	6,583	6,551	△499

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

(注 1)会員数は、年度末時点。

(注 2)増減数は、2019 年度における対 2017 年度の増減数。

2019 年度においては、主に 2020 年 3 月以降における新型コロナウイルス感染症の影響により、利用補助費等の事業費が経常収益以上に減少したため、結果的に、損益差額(利益)である当期一般正味財産増減額は増加している。これは、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターの損益構造として、主な収益である掛金収益及び受取補助金等は新型コロナウイルス感染症の影響を短期的には受けにくい性格のものである一方、事業としては遊園地や観光施設、飲食店等の利用補助等が大きな割合を占めることから、新型コロナウイルス感染症の影響により事業費が減少しやすい構造になっているためである。

## (5)市の関与の状況

## 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	22,000	22,000	22,000
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	—	—	—

## 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	—	—	—
うち指定管理料	—	—	—

## (6)役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	12	12	11
うち市退職者(※1)	1	1	1
うち市あて職(※2)	2	2	2
職員	2	2	2
うち市退職者(※3)	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

(※1)市退職者の役員は専務理事であり、事務局長を兼務している。

(※2)理事1人及び監事1人である。

(※3)上表は正規職員数を示しており、これ以外に市退職者1人が従事している。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1)【指摘事項Ⅰ－1】理事に対する報酬等の決定手続について

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

#### 1)現状

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条及び第 197 条において、一般財団法人の理事の報酬等は、定款にその額が定められていないときは、評議員会の決議によって定めるものとされている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 抜粋  
(理事の報酬等)

第 89 条 理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

第 197 条 前章第三節第四款(略)の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定(略)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、(略)読み替えるものとする。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターでは、定款第 25 条において、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の議決を経て、報酬等として支給することができる旨を定めている。これを受けて「一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター常勤理事の報酬等の支給基準」(以下「センター支給基準」という。)を定めており、現在の金額については 2018 年 4 月 10 日における評議員会にて決議されている。また、センター支給基準は、支給上限額を示しており、「一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」(以下「報酬規程」という。)第 2 条第 2 項において、その範囲内で理事長が定めることとしている。

なお、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターにおける常勤の理事は専務理事が該当し、2019 年度における専務理事に対する報酬は年額 5,989 千円である。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター定款 抜粋  
(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター常勤理事の報酬等の支給基準

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター定款第 25 条ただし書きの常勤の



理事に対する報酬等の支給基準は、下記の金額以内とし、2017年12月1日から適用する。

## 記

1	報酬月額	376,400円
2	調整手当月額	47,000円
3	期末手当年額	2.4ヶ月
4	通勤手当額	職員給与規程第2条による。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程 抜粋  
(報酬の適用範囲)

第2条 センターに常時勤務する役員(以下「常勤役員」という。)に、定款第25条ただし書きに基づき、報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬は、評議員会において別に定める基準の範囲で、理事長が定める。

## 2)問題の所在

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条の規定は、理事が自らの権限で報酬等の額を定めることを防止するために、評議員会が理事を含む役員等の報酬等を決定する旨を定めたものであり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に求める理事等の報酬等の支給基準を定めることを求めているものではない。一方、センター支給基準は、報酬月額、調整手当月額及び期末手当年額を定めていることから、報酬総額を年額6,096千円(〔376,400円+47,000円〕×〔12ヶ月+2.4ヶ月〕)と算定することが可能であり、これを総額と捉えることも可能ではあるものの、本来は報酬総額を決議すべきものである。なお、2019年度における専務理事に対する報酬額5,989千円は、センター支給基準から算定される総額の範囲内に収まっている。

また、具体的な報酬額については報酬規程第2条第2項において、その範囲内で理事長が定めることとしているが、これを定めた稟議書等は作成されていないため、どういった要因等を考慮した上で具体的な支給額を決定したかが明確になっていない。

## 3)改善案

現状、評議員会にて定めた報酬総額の範囲内で支給額を定めていることから、当該支給額を定めたことを示す稟議書等を作成し、明確化することが必要である。

加えて、センター支給基準から報酬総額を年額6,096千円と算定することは可能であるが、町田市の外郭団体であり、より明瞭かつ公正な事務処理が求められるものと言え、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるとおり、報酬等の総額を評議員会にて決議することが望ましい。

(2)【指摘事項 I -2】役員変更に係る登記申請の遅延について

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

1)現状

2019年3月及び2019年6月に選任された評議員1名、理事2名及び監事1名の就任に係る登記は、2019年7月9日に行われている。また、2019年6月に退任した理事1名の退任に係る登記は2019年7月9日に、2019年8月に退任した理事1名の退任に係る登記は2020年2月19日に行われている。

表 17 役員選任登記の状況

登記年月日	選任年月日	内容
2019年7月9日	2019年3月19日	2018年度第3回評議員会 理事1名選任
	2019年6月11日	2019年度第1回評議員選定委員会 評議員1名選任
	2019年6月20日	2019年度第1回評議員会 理事1名選任

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

表 18 役員退任登記の状況

登記年月日	退任年月日	内容
2019年7月9日	2019年6月20日	理事1名退任
2020年2月19日	2019年8月31日	理事1名退任

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

2)問題の所在

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条において、登記事項である評議員、理事及び監事の氏名、代表理事の氏名及び住所に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならないと定められているが、2019年3月から8月の間における役員変更に関する登記は、変更が生じてから2週間を超えた時期に登記が行われている。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターによれば、従前より、役員変更に係る登記に関してはまとめて登記申請を行っているとのことである。特に、2019年8月31日に退任した理事については、後任の理事に係る選任登記と併せて行おうとしたものの、後任の理事の選定に時間がかかったため、5ヶ月以上経った後の登記となったとのことである。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 抜粋

(一般財団法人の設立の登記)

第302条 一般財団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に

<p>掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。</p> <p>一 第161条第1項の規定による調査が終了した日</p> <p>二 設立者が定めた日</p> <p>2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>五 評議員、理事及び監事の氏名</p> <p>六 代表理事の氏名及び住所</p> <p>(略)</p> <p>(変更の登記)</p> <p>第303条 一般社団法人等において第301条第2項各号又は前条第2項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。</p>
--

### 3)改善案

役員変更に係る登記の申請手続はまとめて行うのではなく、変更の事実が生じた際には2週間の法定期限内に登記の申請手続を行うことができるよう事務処理の進め方を見直す必要がある。

### (3)【指摘事項 I - 3】契約書の作成漏れについて

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

#### 1)現状

会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷については、複数の印刷業者に見積書の提出を求めた上で、最も金額の低い者との間で契約を締結することとしているが、その際、2年間は契約相手先を固定する運用としている。実質的に2年間の複数年度契約であるが、契約書上は、1年間を単位とする単年度契約としている。

2018年度の契約に際しては、2017年12月に業者に対して見積書の提出を依頼しており、その際、2年間分(2018年度～2019年度:会報誌の発行[定期]8回、[臨時]2回)の選定を予定している旨を周知し、印刷業者もこれを了承しているとのことである。

表 19 会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷に係る契約の概要

区分	内容
委託件名	会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷
契約金額	55,404 円(税込:1部あたり単価)
見積書徴収時期	2017年12月
契約締結期間	① 2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日) ② 2019年度 (2019年4月1日から2020年3月31日)
2019年度の執行額	1,772,928 円

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

## 2)問題の所在

2019年度分(契約期間:2019年4月1日~2020年3月31日)の契約については、2018年度と同一の業者との間で業務委託契約を締結する必要があったものの、業務委託契約書の作成が失念されている。2018年度分の業務委託契約書においては、履行期限が2019年3月31日までと明記されており、結果的に、2019年4月1日以降の行為は口頭での契約に基づくものとなっている。

## 3)改善案

今後、類似の事案が生じることのないよう、毎年度、業務委託契約書を適切に作成する必要がある。その際、担当者個人の注意に委ねるのではなく、本件も含めた法人全体における契約書の更新スケジュールを一表にまとめておき上位者も含めて共有する等、組織として漏れのない業務を遂行するための仕組みづくりを検討することが望まれる。

また、一般財団法人は、設立根拠法である一般社団法人及び一般財団法人に関する法律を始めとする法令等において、特段、複数年度を対象とする契約(以下「複数年度契約」という。)を締結することは否定されておらず、事務処理の効率化の観点からは、実態に合わせて複数年度契約とすることが望ましい。

## (4)【指摘事項 I - 4】競争入札の未実施について

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

(監査要点:経済的・効率的な組織運営に関する事項)

### 1)現状

法人が締結する売買、賃借、請負その他の契約に関する事務については、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター契約事務規程(以下「契約事務規程」という。)に、契約の方法等を定めており、予定価格が100万円以上の請負契約もしくは予定価格が50万円以上の売買契約、その他長期にわたる賃貸契約等の契約を締結する場合には、原則として指名競争入札による旨を定めている。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター契約事務規程 抜粋

(指名競争入札)

第3条 予定価格が、100万円以上の請負契約、予定価格が50万円以上の売買契約、その他長期にわたる賃貸契約等の契約をする場合には、原則として指名競争入札によらなければならない。ただし、指名競争入札により難しいものについては、この限りではない。

(随意契約)

第5条 第3条に規定する指名競争入札による契約以外の契約を行う場合は、原則として随意契約の方法により行うことができる。

2 前号の規定により随意契約しようとする場合で、予定価格50万円を超えるときは、原則として2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

2019年度における1件100万円以上の契約は4件存在するが、いずれも随意契約により契約を行っている。このうち、福祉共済システム、コンピュータ機器等リース契約は、会員管理、会費管理及び給付管理等を行うシステム機器の更新に伴い、2019年6月から60ヶ月(契約期間:2019年6月1日～2024年5月31日)のリース契約を締結するものであり、見積合せにより業者選定を行っている。

なお、会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷に係る契約は、「(3)【指摘事項I-3】契約書の作成漏れについて」に記載したとおり2年ごとに見積合せにより業者選定を行っており、2019年度の契約は2017年12月に見積合せを実施したものである。また、ライフサポート倶楽部の法人会員契約は、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターの会員向けに福利厚生サービスを提供するものであり、2003年度から契約を開始している。当時、民間の福利厚生代行企業について比較検討し、かつ相手方と交渉を行った上で契約を行ったとのことであり、その後、契約を継続しているものである。事務所賃貸契約は、本部事務所の賃貸借契約であり、2011年4月1日から契約を開始し、3年ごとに契約を更新しているものである。

表 20 2019年度における1件100万円以上の契約

契約内容	金額(税込)	契約先 選定方法
福祉共済システム、コンピュータ機器等リース契約 (注1)	1,163,160 円	随意契約 (見積合せ)
会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷	1,772,928 円	随意契約 (見積合せ)
ライフサポート倶楽部の法人会員契約	1,085,400 円	—(注2)
事務所賃貸契約	3,737,148 円	—(注2)

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

(注1)2019年度における契約期間は、2019年6月から2020年3月までの10ヶ月分。

(注2)従前からの契約を引き継いでいるものである。

## 2)問題の所在

2019年度に契約を締結している1件100万円以上の契約のうち、事務所賃貸契約やライフサポート倶楽部の法人会員契約のような特定の相手先との契約を除く2件(福祉共済システム、コンピュータ機器等リース契約、会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷)については、規程上は随意契約によらず指名競争入札にて契約先を選定すべきものと考えられるが、いずれも見積合せにより契約先を選定している。

また、契約事務規程は1993年4月1日の法人設立時に施行されたものであり、町田市の契約事務規則等を参考に入札制度を導入したものと考えられるが、これまでに指名競争入札を行った実績はないとのことである。しかし、内部規程として自ら契約事務規程を策定したのであれば、本来はこれを遵守すべきであり、規程が実態にそぐわないのであれば改正を検討する必要がある。



### 3)改善案

福祉共済システム、コンピュータ機器等リース契約及び会報誌「さるびあタウン」の制作・印刷に係る契約においては複数者から見積書を徴収して比較を行っており、一定の競争性は確保しているものと言える。加えて、実効性のある指名競争入札を行うためには、公告や応札・開札方法等を細則や事務マニュアル等で定めるとともに、指名対象業者の情報を十分に保持していることが必要であるが、現状、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターにおいて、そのような準備はできていない。準備が不十分な状況で指名競争入札を実施することは、入札自体の公正性や意義を阻害するおそれがある。

まずは、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターのような規模の外郭団体が競争入札を行う必要性について、あらためて確認することが必要である。その上で、競争入札することを必要とするのであれば、入札対象とする基準額の見直しも含めて、指名対象業者の選定方法を含む詳細な実施方法の設定等を行い、実効性のある制度とすることが必要である。

一方、必要性を検討した結果、外郭団体としての迅速な対応の必要性等を勘案し、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターが実施する取引の内容や規模等から、競争入札制度までは導入せず、複数業者からの見積合せにより一定の競争性を確保するのであれば、これに沿った内容に契約事務規程の改正を検討する必要がある。

## (5)【指摘事項Ⅰ-5】リース取引の会計処理について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

福祉共済システム、コンピュータ機器等については、2019年6月1日からリース契約を締結し使用しているが、会計処理上、毎月のリース料 116,316 円を賃借料(管理費:管理運営費)として費用処理している。

表 21 リース契約の概要

区分	内容
リース物件名	福祉共済システム、コンピュータ機器等
リース期間	2019年6月1日～2024年5月31日(60ヶ月)
リース料	月額:116,316円(税込) リース料総額:6,978,960円(税込)
契約相手先	NEC キャピタルソリューション株式会社

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

### 2)問題の所在

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターは、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター会計処理規程第2条において、公益法人会計基準(2008年4月11日 内閣府公益認定等委員会)を適用する旨を定めており、福祉共済システム、コンピュータ機器等に係るリース契約に係る会計処理についてはリース会計基準が適用される。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター会計処理規程 抜粋  
(適用範囲)

第2条 センターの会計に関する事項は、法令、定款及び公益法人会計基準に定めのある場合のほか、この規定の定めるところによる。

リース会計基準においては、リース取引のうち、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるものを「ファイナンス・リース取引」と呼ぶ。

本件リース契約においては、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターは当該リース物件を占有し使用する権利を有するものの、リース期間満了前に解約できない旨が明示されるとともに、その他の条項において、当該リース物件の使用に伴って生じる種々のコストを負担する旨が定められていることから、ファイナンス・リース取引に該当するものと言える。ファイナンス・リース取引については、資金を借り入れて固定資産を購入すると実質的に同様の処理が求められており、賃貸料として費用処理するのではなく、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う必要がある。

リース契約書 抜粋

第2条(リース期間)

1. (略)
2. 本契約は、リース期間満了前に解約できないものとします。

第7条(物件の使用、保存)

1. 甲は、物件を本来の目的の用法に従い、かつ、関係法令を遵守して、その通常の業務のため善良な管理者の注意をもって使用します。
2. 甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合乙は、何らの責任も負いません。

第13条(費用負担等)

1. 本契約の締結、および本契約に基づく甲の債務履行に要する一切の費用は、甲が負担するものとします。
2. 固定資産税は、乙が納付するものとします。
3. リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、乙の請求により、遅滞なくその増額分をリース料とは別に乙に支払うものとします。

第15条(契約終了時の措置)

1. 甲は、本契約が終了した場合、または第17条第5項に基づき乙から物件の返還の請求があったときは、直ちに自己の費用で物件を乙の指定する場所に返還するものとします。

(注) 甲：一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター

乙：NEC キャピタルソリューション株式会社



【参考】

企業会計においては、リース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われるが、公益法人会計基準においても、リース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。この点、旧「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」(平成18年4月13日 非営利法人委員会報告第29号 日本公認会計士協会)には企業会計におけるリース会計基準に準拠したリース取引の項目が設定されていたが、平成28年に従前の実務指針を統合した際に策定された「公益法人会計基準に関する実務指針」(平成28年3月22日 非営利法人委員会報告第38号 日本公認会計士協会)においてはリース取引の項目があえて設定されていない。これは公益法人会計基準ではリース会計基準を採用しないという意味ではなく、「2015年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果」(平成28年3月23日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会)に記載されているように、その適用が前提とされたためである。

2015年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果 抜粋

3. リース取引に関する会計基準

本基準は、リース資産及びリース債務の計上額の算定方法などリース取引の会計処理、リース資産の内容と減価償却方法の注記等について定めている。

16年基準への改正当時においては、同基準に記載のない新たな会計事象については企業会計基準を参考にするという会計慣行であったことから、その当時既に定められていた本会計基準は、16年基準のみならず20年基準においても引き続き、その適用が前提とされている。

公益法人のリース取引に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は、公益法人にも適用されるべきである。

(注)「16年基準」:公益法人会計基準(2004年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)

「20年基準」:公益法人会計基準(2008年4月11日 内閣府公益認定等委員会)

### 3)改善案

リース会計基準の定めを理解するとともに、本件リース契約の金額がどうあてはまるのか確認した上で、2020年度決算において、リース資産及びリース債務を計上する必要がある。

仮に2019年度において本件リース取引をファイナンス・リース取引として会計処理していた場合には、年度末である2020年3月31日時点において、リース債務が流動負債に1,395千円(116,316円×12ヶ月)、固定負債に4,420千円(116,316円×38ヶ月)計上されるため、流動比率は1,241%ではなく858%程度にとどまっていたものと言える。また、リース債務総額5,815千円(6,978,960円－(116,316円×10ヶ月)＝1,395千円＋4,420千円)についても、通常、借入金依存度を算出する際には借入金に含めることから、借入金依存度も現状は0%だが6%程度と試算されることとなる。

加えて、リース会計基準に限らず、現在の公益法人会計基準はかつての資金収支ベースのものから、発生主義に基づく損益ベースのものに改正されており、従前と比べて企業会計に近いものとなっている。会計担当者に研修の機会等を与えることや、監事監査において積極的に会計面での指摘や指導をあおぐこと等により、事前に会計処理を誤ることを少なくするための対応を検討することが望ましい。

**【参考】**

具体的には、リース取引開始日において①リース料総額の現在価値と②貸手の購入金額もしくは見積現金購入価額（借手がリース物件を購入するとした場合の見積額）のいずれか低い額をリース資産として計上し、残存リース債務については、期末日における支払期限が1年以内のものとは1年超のものとは区分し、各々流動負債と固定負債に計上する。また、資産計上したリース資産については減価償却を行うこととなるが、本件リース契約においては、リース期間満了後に当該リース物件を返還する旨が定められていることから、所有権移転外ファイナンス・リース取引として、リース期間（60ヶ月）を耐用年数とし、残存価額をゼロとして減価償却を行う。加えて、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターにおいては、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高が僅少であることから、結果的に、支払リース料を支払利息とリース債務の元本返済とに分けて処理する方法（利息法）が求められることになると考えられ、その場合には、支払ったリース料について、利息相当額とリース債務の元本返済分とに区分して処理することとなる。

**(6)【指摘事項 I -6】賞与支給時の承認手続について**

（監査要点：法人運営の法規準拠性に関する事項）

**1)現状**

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター職員給与規程第17条及び第18条において、職員の期末手当及び勤勉手当は、理事長がその都度定める基準により支給するものと定められている。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター職員給与規程 抜粋

（期末手当）

第17条 職員に対しては、理事長がそのつど定める基準により期末手当を支給するものとする。

（勤勉手当）

第18条 職員に対しては、理事長がそのつど定める基準により勤勉手当を支給するものとする。

例年においては、職員に対して、毎年、6月及び12月に期末手当及び勤勉手当を支給し、3月に期末手当を支給している。なお、2019年度における支給率は下表のとおりである。

**表 22 2019年度における期末・勤勉手当支給率**

一般職	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給	1.075	0.950	2.025
12月支給	1.225	1.100	2.325
3月支給	0.300	—	0.300
合計	2.600	2.050	4.650

出所) 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

再任用	期末手当	勤勉手当	合計
6月支給	0.525	0.450	0.975
12月支給	0.675	0.500	1.175
3月支給	0.250	—	0.250
合計	1.450	0.950	2.400

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

## 2)問題の所在

実際の支給率は、町田市の職員に対する支給率と連動する運用としている。6月支給の期末手当及び勤勉手当については、まずは予定支給率で支給し、12月までには人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に準拠して町田市の支給率が決定することから、これに応じて12月及び3月の支給率を決定している。その際、全て専務理事の決裁として理事長の決裁を得ておらず、規程に沿った取扱いとなっていない。

## 3)改善案

今後、理事長の決裁により期末手当及び勤勉手当の支給基準を定めることが必要である。

なお、賞与の支給率については、町田市の市職員に対する支給率と連動する運用としており裁量の余地に乏しいのであれば、非常勤である理事長の代わりに、日常的な業務運営を担う常勤の専務理事が決定し、直後に開催される理事会に報告すること等も考えられる。いずれにしても、実態に即して規程自体を見直すことの可否についても検討することが必要である。

## (7)【意見 I - 1】決算時における銀行預金残高証明書の入手について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

### 1)現状

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターは、2019年度末時点において、現金預金 37,282 千円、基本財産 3,000 千円、退職給付引当資産 51 千円、給付積立資産 46,900 千円を保有しており、このうち手元現金 141 千円以外は預貯金である。

### 2)問題の所在

毎年度の決算時においては、預貯金の残高の確認には預金通帳等を利用しており、銀行等が発行する残高証明書等は入手していない。

### 3)改善案

担当者が財務諸表等を作成する上で勘定残高を確認するということであれば預貯金の通帳を照合することで足りるが、町田市から補助金が交付される団体でもあり、内部牽制

の意味から、決算時には銀行等から残高証明書入手し、専務理事及び監事が帳簿残高と照合することが望ましい。

## (8)【意見 I -2】最低限確保すべき収益規模の把握について

(監査要点:経済的・効率的な組織運営に関する事項)

### 1)現状

会員数の減少に伴う掛金収益の減少等により、掛金収益を含む経常収益は減少傾向にある。2019年度の経常収益の計上額は、新型コロナウイルス感染症による事業規模の縮小の影響もあり、2017年度と比べて5,353千円減少(6.9%の減少)している。

表 23 掛金収益、経常収益、当期一般正味財産増減額及び会員数の推移

区分	2017年度	2018年度	2019年度
掛金収益	44,988千円	43,991千円	41,701千円
経常収益	76,834千円	74,963千円	71,481千円
当期一般正味財産増減額	413千円	27千円	600千円
会員数(※)	7,050人	6,583人	6,551人

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

(※)会員数は、年度末時点。

### 2)問題の所在

掛金収益を含む経常収益の減少は、将来的に、事業の継続的かつ安定的な実施を困難にするおそれがある。事業の将来的な方向性等を検討する際の情報の一つとして、経常収益の減少傾向が継続した場合における将来的な損益状況を試算し、どの程度までの経常収益の減少であれば財務的に事業の継続が可能であるか把握しておくことは有用であるが、現状、財務面での将来見込の試算等は行われていない。

### 3)改善案

例えば、2019年度を基準として掛金収益及び事業収益が累積で12%減少すると仮定した場合、他の条件が変わらなければ、表24のように当期経常増減額が赤字となる。これは、掛金収益及び事業収益といった収益の減少とともに、変動費的要素の強い事業費は減少することが想定されるが、人件費や本部事務所の賃貸料といった固定費的要素の強い経費を含む管理費の減少幅は小さいことから、収益規模が小さくなる程、損益へのマイナスの影響がより大きく生じることとなるためである。ただし、この試算は相当に粗い仮定に基づくものであり、実際には、事業収益及び変動費の減少率や経常費用の中の固定費と変動費との区分等をより実態に即して行う必要がある点、留意が必要である。

いずれにしても、将来的に事業を継続的かつ安定的に実施するためには、財務的な面から最低限確保すべき収益規模を検討することは有用であり、より精緻に行うことが望ましい。

表 24 会員数が減少した際の損益シミュレーション例

区分	2019 年度	試算値(11%減)	試算値(12%減)
経常収益	71,481 千円	66,152 千円	65,667 千円
掛金収益	41,701 千円	37,114 千円	36,697 千円
事業収益	6,743 千円	6,001 千円	5,934 千円
その他の収益	23,035 千円	23,035 千円	23,035 千円
経常費用	69,853 千円	66,145 千円	65,808 千円
人件費	28,197 千円	28,197 千円	28,197 千円
事業費 (人件費以外)	33,704 千円	29,997 千円	29,660 千円
管理費 (人件費以外)	7,950 千円	7,950 千円	7,950 千円
当期経常増減額	1,628 千円	6 千円	△140 千円

(注) 網掛けの掛金収益、事業収益、事業費(人件費以外)について、11%もしくは 12%相当額が減少し、町田市からの補助金が含まれるその他の収益、人件費、管理費(人件費以外)は固定的なものとして試算。

### (9)【意見 I - 3】中長期的な事業計画等の策定について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

(監査要点:市の外郭団体の在り方に関する事項)

(監査要点:経済的・効率的な組織運営に関する事項)

#### 1)現状

2019 年度においては、新型コロナウイルス感染症による財務面へのマイナスの影響は顕在化しておらず、経常利益に相当する当期経常増減額も増加しているが、これは「1. 外郭団体の概要 (4)財務状況」に記載したように、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターの損益構造として、主な収益である掛金収益及び受取補助金等は新型コロナウイルス感染症の影響を短期的には受けにくい性格のものである一方、事業費は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少しやすい構造になっているためである。

特に、事業自体の実施規模を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響の多くは 2020 年 2 月以降の 2ヶ月弱に生じたものであるものの、規模を大きく縮小させている事業も多く、その影響は大きい。特に、宿泊施設や温浴施設の利用、東京ディズニーリゾートを始めとするレジャー施設の利用、映画鑑賞及び食事利用等に関する事業が大きく減少している。これは、新型コロナウイルス感染症への対策として、密集、密接及び密閉といったいわゆる「3 密」の状況を避けるべく、緊急的に各種の福利厚生事業の開催等を中止したことや会員の利用自粛の影響が大きく働いたものと言える。



表 25 事業規模を縮小させた主な事業(ア. 健康の維持増進に係る事業)

事業名	2018年度	2019年度	増減
温浴施設チケット販売	4,865 枚	3,185 枚	△1,680 枚 (△34.5%)
さるびあタウンクーポン (温浴施設等利用券)	8,483 枚	7,513 枚	△970 枚 (△11.4%)

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

表 26 事業規模を縮小させた主な事業(イ. 指定宿泊事業)

事業名	2018年度	2019年度	増減
福利厚生代行会社直営・提携 宿泊施設の利用	146 人	90 人	△56 人 (△38.3%)

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

表 27 事業規模を縮小させた主な事業(ウ. 指定遊園事業)

事業名	2018年度	2019年度	増減
東京ディズニーリゾート利用 補助	1,124 枚	502 枚	△622 枚 (△55.3%)
レジャーパークチケット販売	1,104 枚	820 枚	△284 枚 (△25.7%)
さるびあタウンクーポン(水族館 等利用券)	1,268 枚	1,052 枚	△216 枚 (△17.0%)

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

表 28 事業規模を縮小させた主な事業(エ. 観覧・鑑賞事業)

事業名	2018年度	2019年度	増減
映画前売券のあつ旋	369 枚	307 枚	△62 枚 (△16.8%)
さるびあタウンクーポン(映画鑑賞 券)	986 枚	758 枚	△228 枚 (△23.1%)
町田ゼルビア・ペスカドーラ町田 ホームゲーム観戦補助	90 枚	61 枚	△29 枚 (△32.2%)

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

表 29 事業規模を縮小させた主な事業(オ. レクリエーション事業)

事業名	2018年度	2019年度	増減
みかん狩り利用券	120 枚	90 枚	△30 枚 (△25.0%)
グルメクーポン	331 枚	229 枚	△102 枚 (△30.8%)

出所)一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター提出資料をもとに監査人が作成

## 2)問題の所在

2019年度中に大きく事業規模を縮小させている事業の多くは、2020年度に入っても状況は変わっていないものと考えられ、事業収益の減少幅は更に大きくなることが考えられる。このような状況が継続すれば、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターが提供する福利厚生事業自体の魅力を減じるおそれがあり、将来的な事業継続に対する大きな阻害要因となり得るものと言える。

この状況に対応するためには、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたることを見据えた上で、これに即して「3密」を避けての事業の実施や、「3密」の影響を受けにくい新しいサービス等を検討し、より積極的に提示していく必要がある。そのような新しいサービス等を利用者に周知し利用につなげていくには、一定の時間が必要となる場合もあり得るが、現状、毎年度の事業計画書や予算書は作成されているものの、中長期的な事業計画等は策定されていない。

## 3)改善案

このような大きな環境変化の中にあっては、現在作成されている毎年度の事業計画書や予算書による単年度の対応だけでは不十分であり、将来的に福利厚生事業を継続的かつ安定的に実施するための方策等を取りまとめ、中長期的な事業計画等を策定することが望まれる。

その際、新しいサービス等の実施も含めてどの程度の事業収益の獲得を図るのか、収益面における中長期的な目標を定めるとともに、効率的なサービスの提供体制を構築するため、固定費的な性格を持つ人件費や管理費等の効率化の検討も行き、収支計画に織り込むことが望ましい。また、福利厚生サービスを提供する民間事業者も多く存在することから、限られた経営資源を集中するため、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンターが提供することに優位性を持つ事業や特段の意義を有する事業等をあらためて洗い出すなど、実施事業の範囲を見直すことも必要なものとする。



## Ⅱ. 一般財団法人町田市文化・国際交流財団

## 1. 外郭団体の概要

## (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	文化スポーツ振興部文化振興課
所在地	町田市森野2丁目2番36号
設立年月日	2004年4月1日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
設立目的(経緯)	<p>地域文化を創造し、その発展を図るとともに、市民文化活動充実のための支援と地域における国際交流活動の推進を図り、もって文化の香り高く国際感覚豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。</p> <p>2004年4月 文化活動の場と機会を提供する町田市民ホールの事業運営を行っていた「町田市文化振興公社」と、市民が国際交流活動の中心となって、主体的・創造的な活動を行っていた「町田国際協会」が統合され、「財団法人町田市文化・国際交流財団」として町田市により設立</p> <p>2011年4月 公益法人制度の改正に伴い、「一般財団法人町田市文化・国際交流財団」として新たにスタート</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化及び市民文化の向上に関する事業</li> <li>・町田市が設置する文化施設等の管理運営に関する事業</li> <li>・地域における国際交流活動の推進事業</li> <li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul> <p>町田市の文化施設である「町田市民ホール」と「町田市鶴川緑の交流館」の運営を指定管理者として担うとともに、「町田国際交流センター」の運営を行っている。市民の芸術文化活動の支援と、地域レベルの国際交流を積極的に進め、地域に根ざした新しい文化の創造に寄与している。</p> <p>「町田市民ホール」と「町田市鶴川緑の交流館」の両ホールにおいては、多様なジャンルの催し物を開催することにより、市民の文化の醸成に務めるとともに、身近なコミュニティのステーションとして気軽に交流を図れる施設を目指している。</p> <p>「町田国際交流センター」では、多文化共生社会構築のため、日本語教室、外国人相談、国際交流パーティーなど様々な活動により国際交流活動を推進している。</p>

項目	内容
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

一般財団法人町田市文化・国際交流財団の主な事業活動場所は、町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館(以下「和光大学ポプリホール鶴川」という。)及び町田国際交流センターである。

町田市民ホールでは、指定管理者として2006年4月から現在まで施設の管理運営を行っている。和光大学ポプリホール鶴川でも、指定管理者として2012年9月末の開館以来現在まで施設の管理運営を行っている。

また、町田国際交流センターは、町田市から補助金の交付を受けて、運営を行っている。

2006年度から2023年度までの、町田市民ホールにおける指定管理期間の状況及び参考までにそれぞれの指定管理期間中の休館状況(予定含む)は以下のとおりである。

表 30 町田市民ホールの指定管理期間と休館の状況

○指定管理期間	2006年4月～2011年3月(5年)
指定管理期間中の休館	2008年5月19日～8月8日 (冷暖房設備・舞台設備改修)
○指定管理期間	2011年4月～2014年3月(3年)
指定管理期間中の休館	なし
○指定管理期間	2014年4月～2019年3月(5年)
指定管理期間中の休館	2014年11月4日～2015年3月31日 (ホール吊り天井改修)
○指定管理期間	2019年4月～2022年3月(3年予定)
指定管理期間中の休館	2020年3月28日～6月7日 (新型コロナウイルス感染症による) 2021年11月～2022年3月31日(※) (空気調和設備等改修) ※改修工事期間は2023年1月末までの予定 (次期指定管理期間における休館:2022年4月1日～2023年1月末)

現行の指定管理期間においては、新型コロナウイルス感染症のため2020年3月28日から6月7日まで休館した。また、空気調和設備等改修工事のため、2021年11月から2023年1月末まで休館する予定となっている。

## (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	出えん金 3,000 千円
うち市の出資金等	3,000 千円
市出資金等割合	100%

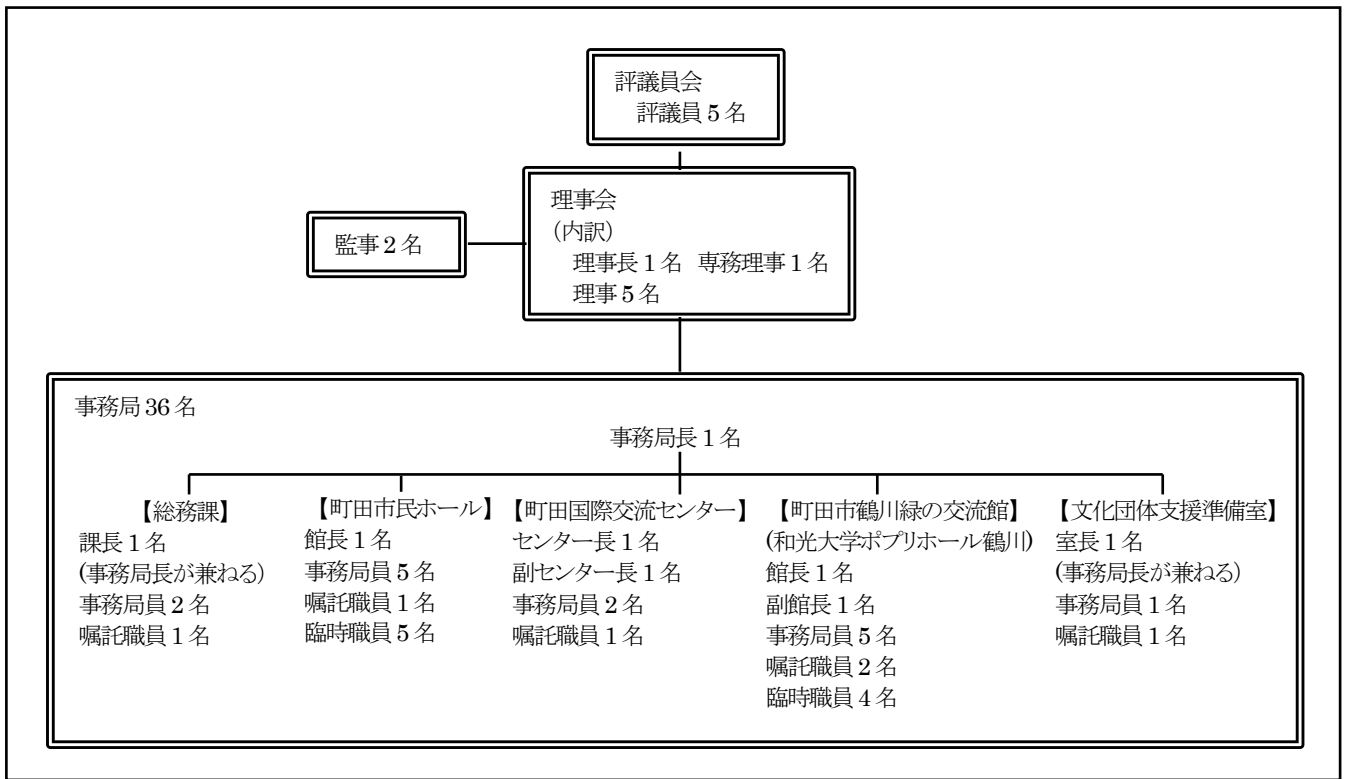
(3) 組織の状況

理事長の下に業務執行理事として専務理事 1 名及び理事 5 名が置かれている。事務局では事務局長が事務取扱として日々の業務執行を担っている。また、事務局には本部機能を有する総務課とそれぞれの業務を行う部署が各施設に設置されている。

なお、業務執行を行う理事会とは独立した機関として評議員会と監事が設置されている。

評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された事項と定款で定めた事項、つまり重要事項について決議する。

監事は、理事の職務の執行及び会計を監査し、法人の運営が適正に行われるようにする役割を担っている。



2020年3月31日現在

#### (4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

##### 1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	156,572	168,516	148,854
固定資産	3,000	3,519	3,000
資産合計	159,572	172,035	151,854
流動負債	77,856	85,893	79,600
固定負債	4,319	7,674	9,575
負債合計	82,175	93,567	89,175
指定正味財産	3,000	3,000	3,000
一般正味財産	74,397	75,468	59,679
正味財産合計	77,397	78,468	62,679

##### 2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	503,337	494,658	562,696
経常費用	502,835	492,278	578,408
経常損益	503	2,380	△15,712
経常外収益	—	—	—
経常外費用	—	0	0
当期経常外増減額	—	△0	△0
当期一般正味財産増減額	△587	1,072	△15,789

##### 3)主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	48.5	45.6	41.3
借入金依存度	—	—	—
流動比率	201.1	196.2	187.0
経常収支比率	100.1	100.5	97.3
当市補助金比率	3.9	3.9	3.4
当市委託料比率	63.0	63.9	57.0

#### (分析)

借入金がなく、流動比率も200%程度であり資金的な安定性がある。一方で、町田市からの指定管理料と補助金が経常収益に占める割合は60%を超えており、相対的に市への依存度が高い。

表 31 経常収益の内訳 (2019年度)

(単位:千円)

科目	町田市民 ホール	和光大学 ポプリホール 鶴川	その他	合計	割合
基本財産運用収益	—	—	0	0	0.0%
事業収益	329,755	196,131	10,928	536,814	95.4%
入場料収益	103,918	17,905	—	121,824	21.7%
共催手数料収益	2,635	89	—	2,725	0.5%
利用料収益	49,821	29,491	—	79,312	14.1%
手数料収益	—	—	5,345	5,345	0.9%
指定管理受託収益	172,018	148,500	—	320,518	57.0%
その他	1,362	144	5,582	7,088	1.3%
補助金収益	—	—	19,116	19,116	3.4%
町田市	—	—	19,100	19,100	3.4%
その他	—	—	16	16	0.0%
雑収益	309	3,654	2,799	6,763	1.2%
経常収益合計	330,065	199,785	32,845	562,696	100.0%

出所) 事業別正味財産増減計算書内訳書を加工

2019年度においては、文化活動の支援及び市民参加型事業として町田市民ホールでは12事業を実施し、和光大学ポプリホール鶴川では20事業を実施した。文化の提供事業として町田市民ホールでは主催事業22事業、共催事業15事業を実施し、和光大学ポプリホール鶴川では主催事業26事業、共催事業8事業を実施した。特に、主催事業では大型な公演があったことにより、入場料収入が前年度比で大幅に増加した。

一方で、町田市民ホールと和光大学ポプリホール鶴川では、主に2020年2月以降における新型コロナウイルス感染症の影響による貸し出しのキャンセルや公演の中止で利用率や入場料収入が減少した。また、町田市民ホールの老朽化に伴う修繕工事の増加、和光大学ポプリホール鶴川の屋上手すりやステップの設置などの安全対策、ピアノのオーバーホールを行ったことで費用が増加した。そのため、結果的に15,789千円の赤字が発生している。

事業としては町田市民ホールと和光大学ポプリホール鶴川の管理運営が大きな割合を占めるため、収益及び事業費は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける構造になっている。実際に、2020年2月以降の公演やイベントは大半が中止となっており、公演やイベントによる従来通りの収益が見込めない。短期的には、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に収入が減り、指定管理料が主な収入源となる。

(5)市の関与の状況

1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	19,700	19,400	19,100
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	317,144	317,406	321,766

2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	317,144	317,406	321,766
うち指定管理料	314,300	316,018	320,518
内 町田市民ホール	166,800	168,518	172,018
訳 和光大学ポプリーホール鶴川	147,500	147,500	148,500

(6)役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	7	7	9
うち市退職者	3	3	3
うち市あて職	1	1	1
正職員	16	18	22
うち市退職者	4	4	2
うち市からの派遣	0	0	0

2. 監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅱ-1】町田市民ホールの法人本部機能部分の使用許可について

(監査要点:ガバナンスに関する事項)

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

1)現状

現場視察時に確認したところ、町田市民ホールの事務所スペースにおいて、法人としての経理業務及び総務業務などの法人本部業務を、従業員が就業時間の一部で実施していた。当該本部機能部分について、行政財産の目的外使用が確認された。



## 2)問題の所在

行政財産を、町田市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる(町田市公有財産規則第 25 条の 2)。また、市長はその使用料を減額又は免除することができる(町田市行政財産使用料条例第 5 条)。

## 町田市公有財産規則抜粋

## (使用許可の範囲)

第 25 条の 2 行政財産は、次の各号の一に該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (4) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者のため、食堂、売店等を経営させるとき。
- (5) 隣接する土地の所有者又は使用者が、その土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認められるとき。
- (6) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (7) 公の学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めたとき。

## (使用許可等)

第 28 条 市有財産活用課長は、使用許可の決定があったときは、速やかに次に掲げる事項を記載した町田市行政財産目的外使用許可書(第 9 号様式甲・乙)に必要な書類を添えて、課長を通じて申請者に交付しなければならない。

## 町田市行政財産使用料条例抜粋

## (使用料の減免)

第 5 条 市長及び町田市教育委員会(以下「市長等」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用施設として使用するとき。
- (4) 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

当該法人本部業務部分は行政財産の目的外使用許可の申請がなされておらず、また、法人は市に対し使用料を納めていない。

### 3)改善案

まずは、法人が事務室として使用しているスペースのうち、指定管理業務で使用している部分と、法人本部として使用している部分を明確に区分する必要がある。

その上で、法人本部として使用している部分については、規則に基づき行政財産目的外使用の許可を受ける必要がある。

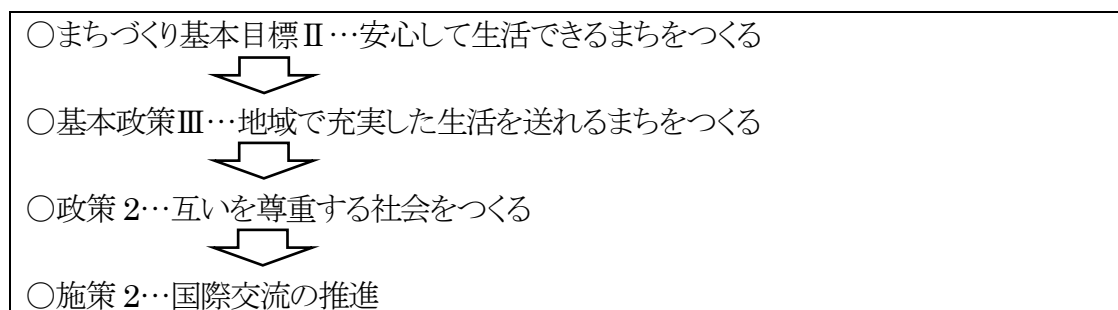
また、間接的には市の事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するための使用であるため、使用料の免除を受ける場合には、条例に基づく承認を受ける必要がある。

## (2)【意見Ⅱ-1】国際交流を推進するための事業の在り方の検討について

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

### 1)現状

町田市は、2012年度から2021年度までの町田市の市政運営の基本となる計画として、「まちだ未来づくりプラン」を公表し、この中で、5つの「基本目標」とそれぞれの基本目標に対する「基本政策」を明示し、町田市の将来の目指すべき姿とその実現に向けた取り組みの方向性を示している。「まちだ未来づくりプラン」と「国際交流の推進」の関係は以下のとおりである。



この「国際交流の推進」は、主に一般財団法人町田市文化・国際交流財団への補助金の交付によって実現している。「一般財団法人町田市文化・国際交流財団補助金交付要綱」によると、国際交流を推進するための補助対象事業は以下のとおりとなっている。つまり、町田市は、以下の補助事業を実施することにより、国際交流を推進しようとしている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)生活相談、日本語教室、通訳又は翻訳の実施その他の外国人支援に関する事業</li> <li>(2)外国人と市民との交流の実施その他の国際交流に関する事業</li> <li>(3)講演会、小学校及び中学校における国際理解教育の実施その他の国際理解に関する事業</li> <li>(4)広報誌の発行、ホームページ等による情報提供に関する事業</li> </ul> |
|--|

一方、補助対象事業は、町田国際交流センターで実施しているが、町田市では町田国

際交流センターが所在する町田市民フォーラムを市の事務、事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用する(町田市公有財産規則第 25 条の 2(2))として、法人に行政財産目的外使用許可書を発行している。

町田市公有財産規則抜粋

(使用許可の範囲)

第 25 条の 2 行政財産は、次の各号の一に該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。
- (3) 電気、ガス、通信事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (4) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者のため、食堂、売店等を経営させるとき。
- (5) 隣接する土地の所有者又は使用者が、その土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認められるとき。
- (6) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (7) 公の学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認めたとき。

(使用許可等)

第 28 条 市有財産活用課長は、使用許可の決定があったときは、速やかに次に掲げる事項を記載した町田市行政財産目的外使用許可書(第 9 号様式甲・乙)に必要な書類を添えて、課長を通じて申請者に交付しなければならない。

さらに、町田市行政財産使用料条例第 5 条第 2 号では、市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するために使用するとき、使用料を減額又は免除することができるとされており、町田市は当該施設の使用料を免除している。

町田市行政財産使用料条例抜粋

(使用料の減免)

第 5 条 市長及び町田市教育委員会(以下「市長等」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 市の指導監督を受け、市の事務、事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務、事業の用に供するため使用するとき。

- (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用施設として使用するとき。  
 (4) 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

## 2)問題の所在

上記のとおり、「国際交流の推進」は、町田市の重要な施策の1つとして位置付けられている。また、現状では施策の規模は大きくはないが、「まちだ未来づくりプラン」における基本政策の「現状と課題」として「国際化の進展にともない、町田市でも外国籍の市民が増えています」ともしており、今後、施策の重要性は高まることも予想される。このような状況の中で、町田市としては、国際交流を推進するための事業の在り方について、更なる検討が必要と考えられる。

## 3)改善案

町田市としては、町田市の重要な施策の1つである「国際交流の推進」に関する事業の検証・見直しを行う際には、過去の事業実績を踏まえ、常に、町田国際交流センターと連携し具体的に検討されたい。また、事業の検証・見直しを行う際には、町田国際交流センターと町田市との連携の在り方についても検討する必要がある。

## (3)【意見Ⅱ-2】外郭団体の経営強化に向けた取組について

(監査要点:経済的・効率的な組織運営に関する事項)

### 1)現状

法人の主な事業は、町田市民ホールと和光大学ポプリホール鶴川の指定管理業務である。指定管理料及び町田市からの補助金が経常収益の大半を占め、町田市への依存度が高い。

表 32 町田市からの指定管理受託収益及び国際事業補助金収益

(単位:千円)

	2017年度		2018年度		2019年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指定管理受託収益	314,300	62%	316,018	64%	320,518	57%
国際事業補助金収益	19,700	4%	19,400	4%	19,100	3%
計	334,000	66%	335,418	68%	339,618	60%
経常収益	503,337		494,658		562,696	

出所) 正味財産増減計算書を加工

また、町田市民ホール及び和光大学ポプリホール鶴川の貸出目標と利用実績は以下のとおりである。

表 33 町田市民ホール及び和光大学ポプリホール鶴川の貸出目標と利用実績(2019年度)

## 【町田市民ホール】

区分		目標	実績	達成率
貸出施設利用者数(人)		300,000	251,938	84.00%
貸出施設利用率(%)	ホール	90.00%	76.60%	85.10%
	会議室(5室)	70.00%	61.60%	88.00%
	練習室	60.00%	44.50%	74.20%
	ギャラリー(2室)	60.00%	43.50%	72.50%

## 【和光大学ポプリホール鶴川】

区分		目標	実績	達成率
貸出施設利用者数(人)		97,000	82,578	85.10%
貸出施設利用率(%)	ホール	93.00%	78.60%	84.50%
	多目的室	55.00%	56.10%	102.00%
	練習室(3室)	70.00%	62.30%	89.00%
	会議室等(4室)	50.00%	61.90%	123.80%
	エクササイズルーム	60.00%	68.80%	114.70%

出所)2019年度事業報告書の4(3)受託施設の貸出目標と利用実績について

## 2)問題の所在

現状においては、法人の町田市への財政的依存度が高いため、法人の経営改善や業務効率化を行うにあたっては、町田市との連携が不可欠な状況にある。

さらに、2019年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、その後の施設の貸出、イベント及び公演は大半がキャンセルとなっており、財政的にも経営的にも厳しい状況にある。

## 3)改善案

法人は、法人としての中長期の経営計画をどのように立案・実行し、目標をどこに定めるかを、町田市と協議・協力のうえ、具体的に検討することが不可欠である。

## (4)【意見Ⅱ-3】文化と国際交流の相乗効果について

(監査要点:経済的・効率的な組織運営に関する事項)

## 1)現状

現状においては、法人が主体的に行う文化に関する活動と、国際交流に関する活動の相互連携が十分に図られているとはいえない。

## 2)問題の所在

2004年に町田市文化振興公社と町田国際協会が統合して設立された背景は、相乗効果を発揮し文化の薫り高く国際感覚豊かなまちづくりをするためである(事業報告書 財団の概要)。

### 3)改善案

法人は、文化と国際交流が相乗効果を発揮できるようなイベント等を積極的に催したり、町田市内で活動している文化団体の活動を町田国際交流センターで紹介したりするなど、相互連携を促進していくことが望まれる。

### (5)【意見Ⅱ-4】施設の修繕に関する予算について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

#### 1)現状

町田市民ホールの2019年度から2021年度まで、和光大学ポプリホール鶴川の2017年度から2021年度までの指定管理期間について、法人は応募時に事業計画書や収支計画書等を記載した指定管理者申請書を提出している。また、年度ごとに事業計画書や収支予算書を提出している。町田市は当該収支予算書について、過年度実績との比較や収支計画書との整合性を確認した上で、所管課が予算要求を行い、全庁的な調整を経て各施設の指定管理料を決定する。

#### 2)問題の所在

町田市民ホールは1978年の開館から、43年が経過しているため、建物及び設備等の老朽化が進み修繕費が増えている。過去3年間の修繕費(法人負担分)と指定管理受託収益の状況は以下のとおりである。

表 34 過去3年間の修繕費、指定管理受託収益の状況

(単位:千円)

2017年度	町田市民ホール		和光大学 ポプリホール鶴川		合計		予算と 決算の 差異
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
修繕費	1,400	5,889	1,400	1,639	2,800	7,528	4,728
指定管理受託収益		166,800		147,500		314,300	

2018年度	町田市民ホール		和光大学 ポプリホール鶴川		合計		予算と 決算の 差異
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
修繕費	2,000	4,647	1,500	1,982	3,500	6,629	3,129
指定管理受託収益		168,518		147,500		316,018	

2019年度	町田市民ホール		和光大学 ポプリホール鶴川		合計		予算と 決算の 差異
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
修繕費	2,020	2,548	1,500	6,409	3,520	8,957	5,437
指定管理受託収益		172,018		148,500		320,518	

出所) 事業別正味財産増減計算書内訳書を加工



### 3)改善案

近年の状況を見ても、開館から43年が経過すると突発的な事象や緊急を要する事象が頻発することが想定される。法人は、今以上に業務の効率化を図り、修繕費に関する資金を捻出し適切な修繕を行うとともに、町田市は、市の財政状況を見つつ、施設の老朽化を踏まえ、施設の修繕に関する予算を検討することが望まれる。

### Ⅲ. 株式会社町田新産業創造センター

#### 1. 外郭団体の概要

##### (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	経済観光部産業政策課
所在地	町田市中町1丁目4番2号
設立年月日	2013年1月29日
設立根拠法令	会社法
設立目的（経緯）	町田市産業振興計画に基づき、インキュベーション事業、市内の中小企業を支援する販路拡大支援事業及びビジネスチャンスの拡大を後押しするための産学官の連携事業を行うほか、町田市の企業誘致事業を推進し、町田市から成長性の高いオンリーワン企業を輩出することを目的に設立
事業内容	<p>① 創業支援を主とするコンサルティング業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居事業者サポート：定例サポート、販路拡大支援（ビジネスマッチング等）、資金調達支援（補助金申請、借入、クラウドファンディング組成等）、経営相談</li> <li>・創業サポート・創業機運醸成事業：潜在的な起業・創業希望者の掘り起こし及び支援（ファーストステップセミナー、ファーストステップ相談会）、女性に特化した支援（まちだ女性創業スクール、まちだ女性プチ起業セミナー）、女性・若者・シニア創業サポート事業、産学官連携による新事業創出支援（ビジネスプランコンテスト等）、学生・児童を対象としたセミナーやワークショップの開催</li> </ul> <p>② インキュベーション等施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田新産業創造センター1階はイベントスペースの貸出及びビジネスカフェ運営の事業者へ賃貸、2階はインキュベーションフロアとして市内での創業希望者等に個室や個別ブース等の賃貸、3階は2階の入居者を支援する企業へ個室の賃貸</li> </ul>
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

##### (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	50,000 千円
うち市の出資金等	45,000 千円

項目	内容
市出資金等割合	90%

**(3) 組織の状況**

取締役会設置会社（取締役3名）及び監査役設置会社（監査役1名）である。組織部門は、インキュベーション事業部及び企画・総務部からなり、職員数（パート職員を含む）は6名である（2020年7月末現在）。

**(4) 財務状況**

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

**1) 貸借対照表**

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	50,433	52,096	54,374
流動資産以外の資産	4,601	4,485	3,877
資産合計	55,034	56,581	58,251
流動負債	4,189	2,980	2,675
固定負債	177	328	636
うち借入金	—	—	—
負債合計	4,366	3,308	3,311
利益剰余金	668	3,273	4,940
純資産合計	50,668	53,273	54,940

**2) 損益計算書**

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	51,397	51,625	53,235
経常費用	42,392	48,225	51,003
経常損益	9,005	3,400	2,232
特別利益	—	1	1
特別損失	—	—	—
当期損益（税引後）	8,452	2,605	1,667

### 3) 主要な財務指標

(単位：%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	92.1	94.2	94.3
借入金依存度	—	—	—
流動比率	1,203.9	1,748.2	2,032.7
経常収支比率	121.2	107.1	104.4
市補助金比率	23.3	23.2	22.5
市委託料比率	—	—	—

(分析)

オフィス事業の売上(施設利用料)の割合が最も大きく、2019年度において売上高全体の63%を占め、オフィス事業と補助金(国及び東京都から交付された補助金も含む)による収入は売上高全体の9割強である。オフィス事業の売上に関しては、個室は入居率100%を維持しており安定した収入源となっているが、個別ブースの入居率やイベントスペースの稼働率向上以外に伸びしろはない。

新たな自己財源の獲得手段として、2017年度からクラウドファンディング等に取り組んでいるが、当該事業を含め町田新産業創造センターが行う事業は、活動状況に比例して売上や利益が増加する性質の事業ではない。例えば、2019年度は2017年度及び2018年度よりも経常利益は減少しているが、相談件数は、2017年度が351件、2018年度が398件、2019年度は640件と大幅に伸びている。コロナ禍においても、オンラインによるセミナーの開催などによって従来のやり方を変更し、活動を継続している。

### (5) 市の関与の状況

#### 1) 財政的支援

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	12,000	12,000	12,000
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—

#### 2) 委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	—	—	—
うち指定管理料	—	—	—

## (6) 役職員数

(単位:人)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
役員	4	4	4
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	2	2	2
正職員	2	2	3
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

## 2. 監査の結果及び意見

## (1)【意見Ⅲ－1】補助対象経費の範囲について

(監査要点：補助金等に関する事項)

## 1) 現状

町田新産業創造センターは、市から販路拡大支援事業と産学官連携事業に対する2種類の補助金が交付されている。それらの補助金交付要綱では、補助対象事業と補助対象経費が下記のとおり定められている。

	町田市販路拡大支援事業 補助金交付要綱	町田市産学官連携事業 補助金交付要綱
補助対象事業	(上記補助金交付要綱第4から抜粋) (1) 中小企業者の販路の拡大を目的としたセミナー等の開催 (2) 中小企業者の販路の拡大に関する各種相談対応 (3) 中小企業者の販路の拡大を目的とした市場調査 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業	(上記補助金交付要綱第5から抜粋) (1) 中小企業者と大学等研究機関を結びつけるためのセミナー等の開催 (2) 中小企業者及び大学等研究機関が保有する技術の調査 (3) 前第2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
補助対象経費	(上記補助金交付要綱第5から抜粋) (1) 経営相談に要する人件費 (2) 講師謝礼費 (3) 会場の賃借料 (4) 印刷製本費 (5) 第4第3号に掲げる調査の委託料 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費	(上記補助金交付要綱第6から抜粋) (1) 人件費 (2) 講師謝礼金 (3) 会場の賃借料 (4) 印刷製本費 (5) 第5項第2号に掲げる調査の委託料 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

上記の 2 つの補助金交付要綱に定められている「市長が必要と認める事業」、「市長が必要と認める経費」という規定に基づいて、実際に補助対象事業又は補助対象経費と認めたものがあつたのか所管課に確認したところ、補助対象事業については該当するものがないが、補助対象経費については、販路拡大支援事業補助金の場合、例えば、クラウドファンディングサイトの運営会社に対する支払手数料やホームページ更新費用が該当するとのことであつた。

## 2)問題の所在

補助対象経費については、頻繁に発生しない経費や突発的に発生する経費を補助金交付要綱にあらかじめ全て列挙するのは現実的ではないので、発生した都度判断することになるが、担当者によって判断が異なったり、拡大的な解釈をしたりすることによって、補助金の目的との対応が明確でない経費が認められる可能性がある。

町田新産業創造センターでは、各補助金について、「活動記録集計表」と呼ばれるエクセルのシートを使って、上記の補助金交付要綱の補助対象事業に紐づけた活動ごとに、経費を集計している。特に、販路拡大支援事業補助金については、「セミナー」や「各種相談業務」といった活動に係る経費は補助金交付要綱の対象事業に要する費用として明確であるが、現状では、「その他情報提供活動(施設環境)」という活動に分類された経費には、金額的な重要性はないものの、広範な内容のものが含まれている。

## 3)改善案

補助対象経費の範囲については、町田新産業創造センターでも問題意識をもち、各活動に対する経費の一覧表を作成し改善を図っているところであり、所管課においても補助金交付要綱に例示されていない経費はその都度内容を確認しているが、どのような性質の経費が補助対象となるのかを整理し判断基準を明確にしておく必要がある。

## (2)【意見Ⅲ-2】備品の管理について

(監査要点：財産管理・資産管理に関する事項)

### 1)現状

会計処理上、取得価額 30 万円未満の資産は取得時に費用処理されることになっており、それらの備品については、備品台帳が作成されておらず、管理番号が記載されたシールが現物に貼られていない。

### 2)問題の所在

取得時に費用処理されている備品の主な内容は、机や椅子、その他の事務機器であり、備品台帳や管理シールによって管理されていないため、会社の備品であることが特定できない。また、パソコンについても同様であり、在宅勤務などでパソコンを社外に持ち出す機会が増えており、盗難や紛失のリスクも高まっている。

### 3)改善案

会計上費用処理した場合でも、備品を廃棄等するまでは会社の資産であるので、例えば、一定額以上の備品は台帳に計上するなどのルールを設け、備品ごとに管理番号を付



して台帳に記録し、管理番号を記載したシールを現物に貼って、定期的に(少なくとも年に1回)実査をすることを検討されたい。また、パソコンは重要な情報機器であるので、金額に関係なく、全てのパソコンに管理番号を付したシールを貼って、台帳を作成し、誰がどのパソコンを使用しているかを明確にするとともに、盗難や紛失のリスクに対するセキュリティ対策も講じる必要がある。

## IV. 株式会社町田まちづくり公社

### 1. 外郭団体の概要

#### (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	経済観光部産業政策課
所在地	町田市原町田 4 丁目 10 番 20 号
設立年月日	1999 年 4 月 8 日
設立根拠法令	会社法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
設立目的（経緯）	町田市中心市街地の活性化、ひいては町田市の一層の発展を図るために、来街者にやさしいまちづくりを進めていき、市街地の整備改善及び商業等の活性化を目指すものである。
事業内容	① 本社ビル部門 ・ 駐車場事業：ぽっぽ町田パーキング ・ 賃貸事業：常設店舗、貸事務所、貸会議室、広場、荷捌き場等の施設賃貸 ・ 受託事業：民間交番セーフティボックスサルビア運営業務 ・ その他事業：中心市街地活性化事業 ② プラザ町田部門 ・ 賃貸事業：常設店舗に対する賃貸 ・ 町田市文化交流センター指定管理受託事業 ・ その他事業：ケータリング、ダンス教室等
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	有

#### (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	4,032,200 千円
うち市の出資金等	2,350,000 千円
市出資金等割合	58.3%

#### (3) 組織の状況

取締役会設置会社(取締役 11 名)、監査役設置会社(監査役 3 名)、及び会計監査人設置会社である。組織部門は、総務部、事業部、及び中心市街地活性化推進室からなり、職員数(契約社員及び臨時社員を含む)は 31 名である(2020 年 7 月末現在)。

## (4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

## 1)貸借対照表

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	667,890	680,912	752,614
流動資産以外の資産	3,890,929	3,839,906	3,771,184
資産合計	4,558,819	4,520,818	4,523,798
流動負債	118,612	125,094	119,579
固定負債	129,400	98,956	68,594
うち借入金(※)	90,000	60,000	27,500
負債合計	248,012	224,050	188,173
純資産合計	4,310,807	4,296,768	4,335,625
うち利益剰余金	278,607	264,568	303,425

(※) プラザ町田取得のための借入であり、2020年度中に完済予定である。

## 2)損益計算書

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	587,898	604,824	597,622
経常費用	537,954	616,853	546,319
経常損益	49,944	△12,029	51,303
特別利益	—	—	—
特別損失	0	638	212
当期損益(税引後)	33,495	△14,038	38,857

## 3)主要な財務指標

(単位：%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	94.6	95.0	95.8
借入金依存度	2.0	1.3	0.6
流動比率	563.1	544.3	629.4
経常収支比率	109.3	98.0	109.4
市補助金比率	—	—	—
市委託料比率	2.3	4.0	4.2

## (分析)

町田まちづくり公社の事業は、大きく①本社ビル部門の駐車場事業、賃貸事業、民間交番の受託事業、その他事業と②プラザ町田部門の賃貸事業、町田市文化交流センター指定管理受託事業、その他事業から成り、本社ビル部門の駐車場事業、プラザ町田部門の

賃貸事業、本社ビル部門の賃貸事業の順に売上高が大きく、2019年度においては、この3事業で売上全体の7割弱を占め、経常利益の9割超を計上している。したがって、上記3)の市委託料比率も低く、市から独立した収益基盤をもっている。ただし、これらの事業の経費の大半は固定費であるため、新型コロナウイルス感染症の拡大によるこれらの利用率の低下は損益に大きく影響する。

なお、2018年度は、本社ビル及びプラザ町田ビルの外壁修繕工事実施による修繕費91百万円を計上したことにより、経常損失及び当期純損失になっている。

## (5)市の関与の状況

### 1)財政的支援

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金（助成金）	—	—	—
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
（参考）委託料	13,313	24,116	24,836

### 2)委託(指定管理含む)

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料（※1）	13,313	24,116	24,836
うち指定管理料	5,510	9,172	3,736
事務手数料（※2）	992	1,597	1,000

（※1）①民間交番セーフティボックスサルビア運営業務委託料（2018年度から開始）、②市が所有するプラザ町田普通財産部分の管理業務委託料、及び③町田市文化交流センターの指定管理料が含まれる。

なお、①の業務委託は、単に民間交番に人材を配置するだけでなく、中心市街地の活性化の観点からまちづくり拠点としての役割を果たすという目的があり、町田まちづくり公社の設立趣旨や業務内容はその目的に合致しており、競争入札に適さない契約であるため、随意契約によって選定されている。

また、②③については、町田まちづくり公社が市と共同所有するプラザ町田を一棟管理することが効率的との理由により、②は随意契約によって受託者、③は非公募によって指定管理者として選定されている。

（※2）プラザ町田に係る修繕等工事施工に関する協定書に基づく事務手数料を市から受領している。

## (6) 役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	14	14	14
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	3	3	3
正職員	5	5	7
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

## 2. 監査の結果及び意見

## (1)【意見Ⅳ－1】パソコンの管理について

(監査要点：財産管理・資産管理に関する事項)

## 1) 現状

会計上、資産計上されない備品のうち、取得価額が1万円以上20万円未満の備品については、備品ごとに管理番号を付して「消耗品台帳」に記録し、管理番号を記載したシールを現物に貼って、定期的に実査をしている。また、パソコンに関しても、同様の方法で管理している。

## 2) 問題の所在

本社ビル、プラザ町田ビル、民間交番で使用されているパソコンを任意に抽出し、パソコン台帳とパソコンに貼ってある管理シールの管理番号を照合した。その結果、プラザ町田ビルで使用されているパソコンについて、管理シールが貼られていないパソコンがあった。また、パソコン台帳では所在場所がプラザ町田ビルとなっていたが、実際には本社ビルで使用されているタブレット型のパソコンがあった。

## 3) 改善案

パソコンは会社にとって重要な情報機器であり、紛失や盗難によって重大な損害が生じる可能性があることから、全てのパソコンに管理番号を記載したシールを貼り付けて、パソコン台帳と定期的に照合をする必要がある。

また、ノート型やタブレット型のパソコンを、業務上、他のビルに移動したり社外に持ち出したりすることが頻繁に行われるのであれば、その都度パソコン台帳に記録することは現実的ではないので、誰が使用しているのかを台帳上で明確にするとともに、移動や持ち出しに関する必要な手続きを定めることを検討されたい。

## (2)【意見Ⅳ－2】計算書類の個別注記表の記載の誤りについて

(監査要点：会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

2019年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)の計算書類の個別注記表の関連当事者との取引に関する注記について、町田市の指定管理料の取引金額が、3,730千円になっている。

### 2)問題の所在

正しい指定管理料の金額は3,736千円であるが、市がホームページで公表している基本情報は計算書類に基づいて作成されていたため、誤った金額が開示されていた。

### 3)改善案

計算書類は、作成者とは別の複数人が確認するなど検証を行い、正確な作成に努められたい。なお、市のホームページの基本情報の該当箇所は既に修正されている。

## (3)【意見Ⅳ－3】賞与引当金について

(監査要点：会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

従業員の夏季賞与は、前年10月1日から当年3月31日までを計算期間として、6月に支給し、冬季賞与は、4月1日から9月30日までを計算期間として、12月に支給している。

### 2)問題の所在

夏季賞与については、発生主義によると当期の費用として賞与引当金を計上すべきであるが、毎年の支給額(4百万円程度)に大きな変動がなく損益に大きな影響を及ぼさないことや、金額的な重要性がないという判断に基づき、賞与引当金を計上していない。

### 3)改善案

今後、会社の業績等に応じて賞与の額が変動することになった場合には、会社の損益に与える影響も大きくなる可能性があるため、金額的な重要性を考慮して、賞与引当金の計上を検討されたい。



## V. 特別法人町田市土地開発公社

### 1. 外郭団体の概要

#### (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	財務部市有財産活用課
所在地	町田市森野 2 丁目 2 番 22 号 町田市役所内
設立年月日	1974 年 8 月 31 日
設立根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律
設立目的(経緯)	公有地の拡大の推進に関する法律第 10 条第 1 項では、土地開発公社の設立目的は、「地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため」となっている。 町田市土地開発公社では、都市計画施設をはじめとする各種公共、公益施設の整備拡充、それら施設に用いる土地の需要に対応するため、計画的に公共用地の先行取得をすることを目的として「公有地の拡大の推進に関する法律」の趣旨にのっとり設立された。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路築造事業用地の取得</li> <li>・公園用地の取得</li> <li>・その他、町田市事業用地の取得</li> </ul>
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

#### (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	5,000 千円
うち市の出資金等	5,000 千円
市出資金等割合	100%

#### (3) 組織の状況

2020 年 3 月 31 日時点で、職員総数は 9 名で、その内訳は以下のとおりとなっている。

- 事務局長(財務部市有財産活用課長) 1 名
- 事務局次長(財務部財務課長) 1 名
- 庶務係兼土地係(財務部市有財産活用課) 3 名
- 経理係(会計課長、会計課) 4 名      計 9 名

#### (4) 財務状況

2017 年度から 2019 年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

1) 貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	497,246	574,398	387,408
流動資産以外の資産	112	74	35
資産合計	497,358	574,472	387,443
流動負債	442,000	519,000	332,000
うち借入金	442,000	519,000	332,000
固定負債	0	0	0
負債合計	442,000	519,000	332,000
利益剰余金	50,358	50,472	50,443
純資産合計	55,358	55,472	55,443

2) 損益計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	5,819	254,102	191,999
経常費用	5,934	253,988	192,028
経常損益	△114	114	△29
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
当期損益(税引後)	△114	114	△29

3) 主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	11.1	9.7	14.3
借入金依存度	88.9	90.3	85.7
流動比率	112.5	110.7	116.7
経常収支比率	98.1	100.0	100.0
当市補助金比率	—	—	—
当市委託料比率	—	—	—

(分析)

負債は借入金のみであり、2020年3月31日時点で332百万円である。これは、公有用地(流動資産)と対比されるものであるが、公有用地は2020年3月31日時点で361百万円となっている。

## (5)市の関与の状況

## 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	—	—	—
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	353,000	285,000	332,000
(参考)委託料	—	—	—

## 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	—	—	—
うち指定管理料	—	—	—

## (6)役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	12	12	12
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	11	11	11
職員(※)	0	0	0
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

(※)市職員が兼務

## 2. 監査の結果及び意見

## (1)【考察】準備金残高について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

町田市土地開発公社は、2014年度及び2015年度の町田市外郭団体監理委員会による点検・評価の対象となっている。

2014年度の点検・評価においては、2013年度末時点の準備金が約1億1,100万円であるが、公社の事業内容に照らして、市などへの寄付などにより、適正な金額となるよう検討を進められたいとの意見が出された。これを受けて、2015年度の点検・検査において取組状況が確認され、公社の「必要経費は5,000万円程度と判断し、2014年度末の準備金約1億1,200万円から、必要経費を差し引いた6,200万円を2015年度末までに寄付することが公社理事会で決定された。」としている。2017年度から2019年度の準備金

は、貸借対照表からもわかるとおり、約 5,000 万円で推移しており、妥当と判断できる。

## (2)【考察】用地取得、処分及び残高の状況

用地取得、処分及び残高の状況について、2017 年度から 2019 年度の 3 年度分の「事業報告書」及び「決算報告書」を確認した。また、2019 年度に取得した用地(3 件)の取得手続に関する書類を確認した。その結果、用地取得手続は適正に行われ、また、2019 年度末に保有している用地はいずれも過去 3 年間の間に取得されたもので、長期保有の用地はなかったことが確認できた。なお、2019 年度の用地取得の状況と、2019 年度末に保有している用地の状況は以下のとおりである。

表 35 2019 年度用地取得状況

区分	所在	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	契約日(取得日)
三輪緑地用地	町田市三輪町字十号 880番 外3筆	804.48	4,505,088	2019年9月13日
町田市道忠生 33 号線歩道整備事 業(山崎 2)用地	町田市山崎町字十一 号1664番3	31.07	3,740,828	2019年9月25日
町田市道忠生 33 号線歩道整備事 業(山崎 2)用地	町田市山崎町字十号 1626番4外1筆	64.96	7,736,736	2019年12月9日

出所)2019 年度町田市土地開発公社事業報告書から抜粋

表 36 2019 年度末用地保有状況

区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	契約日(取得日)
三輪緑地用地	10,943.42	51,228,012	2018年9月18日 2019年9月13日
薬師池北緑地用地	3,745.45	109,373,277	2018年11月16日 2017年10月5日
広袴神明特別緑地保全地区用 地	991.44	10,310,976	2018年2月5日
図師南特別緑地保全地区用地	1,823.84	27,177,908	2018年10月23日
小山片所谷戸緑地用地	5,675.35	151,863,645	2018年11月14日
町田市道忠生 33 号線歩道整備 事業(山崎 2)用地	96.03	11,493,564	2019年9月25日 2019年12月9日

出所)過去 3 年間の町田市土地開発公社事業報告書をもとに監査人が作成

## (3)【考察】監査機能の充実について

2015 年度の町田市外郭団体監理委員会による点検・評価によると、公社の監査機能をより充実させるため、監事のうち少なくとも 1 名は市職員以外の第三者を充てる等の方策

について検討されたいとの意見が出された。これについて、2019 年度末の状況と確認すると、監事のうち 1 名が町田市市民部長、1 名が税理士となっている。

監事の機能強化においては、監事として、より経験豊かな人材の確保が求められると同時に、1 名は会計業務に精通した者、1 名は組織運営に精通した者等により、広範な観点から適切な監査業務の実施を期することが必要であるので、今後も市職員以外の第三者を充てる必要がある。

#### (4)【考察】土地開発公社の役割と町田市土地開発公社

土地開発公社に求められる役割は、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条に記載がある。具体的には、①地方公共団体等の依頼に基づく公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理(第17条第1項第1号)、②住宅用地、工業用地、流通業務団地等の造成事業(第17条第1項第2号)、③用地取得にノウハウを活かし、地方公共団体等の依頼に基づく土地の取得のあっせん、調査等(第17条第2項第2号)である。

町田市土地開発公社では、上記役割のうち、公共用地等の先行取得及び地方公共団体等が再取得するまでの間の当該用地の管理に限定して実施している。しかも、現状では地価高騰に備える先行取得は考えられないので、金融機関からの資金借り入れ等による機動的な土地取得が主な目的となっている。

今回の監査においては、東京都市町村土地開発公社連絡協議会が公表している土地開発公社関係資料において、近隣の土地開発公社との比較を行いながら町田市土地開発公社の業務内容を確認した。結論としては、現状健全に運営されていることが確認された。

## VI. エルム・スリー管理株式会社

### 1. 外郭団体の概要

#### (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	生涯学習部図書館
所在地	町田市原町田3丁目2番9号
設立年月日	1990年3月9日
設立根拠法令	会社法
設立目的(経緯)	町田の中心市街地の活性化のため、都市再開発法に基づき建設したエルムビル(町田市立中央図書館・ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田(※)・1階6店舗)の区分所有者から管理者として選任され、共用部分の管理業務(不動産の維持管理)を行う会社として設立された。
事業内容	区分所有ビルであるエルムビルの管理者として、エルムビル管理規約に規定されている共用部分の管理業務等を行っている。
情報公開制度の有無	無
外部監査体制の有無	無

(※)ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田は、「ベストウェスタンホテル」とのフランチャイズ契約終了により、2020年10月1日から「レンブラントホテル東京町田」に名称変更している。

#### (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	出資金 22,000 千円
うち市の出資金等	6,600 千円
市出資金等割合	30%

#### (3) 組織の状況

##### ① 区分所有者とエルム・スリー管理株式会社との関係

エルムビルは都市再開発法に基づく市街地再開発事業により建設されており、従来の権利者(地権者)が自らの資産をエルムビルに置き換える権利変換方式が採用されている。所有区分としては、ホテル及び結婚式場を1区分、町田市立中央図書館を1区分、店舗6区分とし、ホテル及び結婚式場部分については、権利者とホテルの運営会社との共有持分で資産割合により所有している。その後、相続による区分所有者の交代や事業譲渡によるホテル等運営事業者の変更等があり、現在の区分所有者は町田市を含めて24名となっている。区分所有者の意思決定機関として、毎年3月に区分所有者集会が開催されており、4月以降におけるエルムビルの維持管理や修繕工事等の計画や実績等について承認等を行っている。

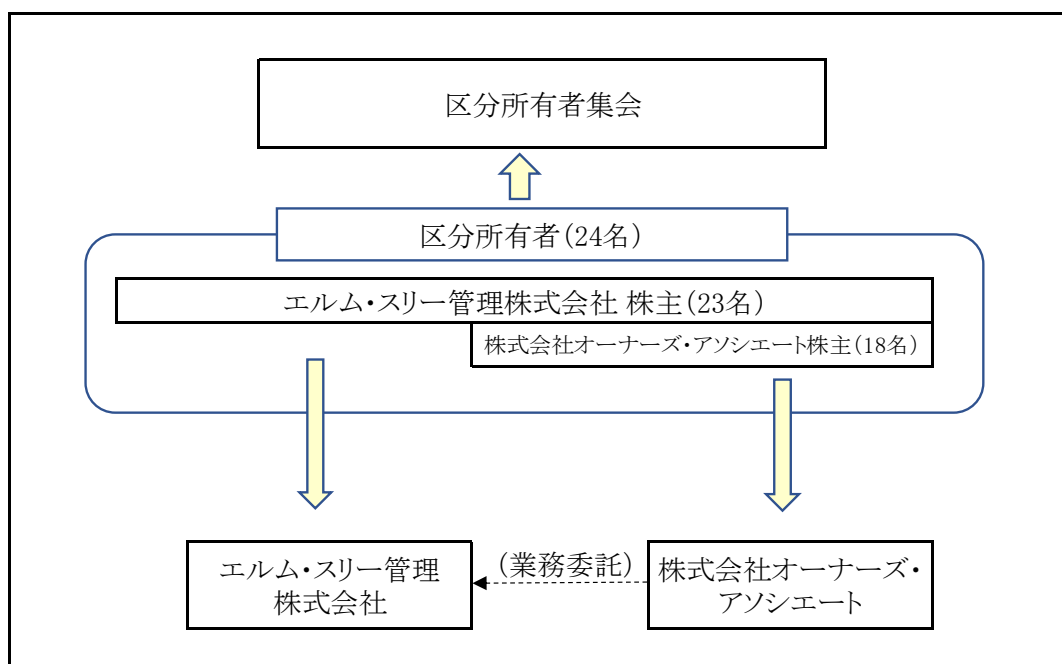


一方、関連する区分所有者 23 名が株主となり、エルムビルの維持管理を行う不動産管理会社として、エルム・スリー管理株式会社が設立されており、エルムビル管理規約第 15 条において、建物の区分所有等に関する法律第 25 条に定める管理者として選任されている。

エルムビル管理規約 抜粋  
 (管理者)  
 第 15 条 区分所有者は、共用部分の管理又は使用に関し、共同の利益を維持増進するために法第 25 条の管理者としてエルム・スリー管理株式会社を選任する。

建物の区分所有等に関する法律 抜粋  
 (選任及び解任)  
 第 25 条 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によって、管理者を選任し、又は解任することができる。  
 2 管理者に不正な行為その他その職務を行うに適しない事情があるときは、各区分所有者は、その解任を裁判所に請求することができる。

また、ホテル及び結婚式場部分については、各区分所有者がホテル等運営事業者(有限会社 PAM・J)に対して所有部分を賃貸しているが、個々の賃貸借契約を取りまとめることを目的として、関連する区分所有者 18 名が株主となり、株式会社オーナーズ・アソシエートが設立されている。株式会社オーナーズ・アソシエートはホテル等運営事業者から賃貸料を徴収し、賃貸人である区分所有者に分配する事務を行うことを目的としているが、その事務については、管理規約に定める業務とは別にエルム・スリー管理株式会社に委託している。なお、町田市は、株式会社オーナーズ・アソシエートの株主とはなっていない。



出所)エルム・スリー管理株式会社提出資料をもとに監査人が作成

② エルム・スリー管理株式会社の行う業務

建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者であるエルム・スリー管理株式会社が行う業務については、管理規約第16条に定められており、エルムビル全体の維持管理を担うものとされている。各区分所有者は、敷地及び共用部分の維持管理に必要な費用(管理費)並びに専有部分及び専有設備の維持管理に要する費用等(個別経費)を負担するものとされており、エルム・スリー管理株式会社は共有持分等に応じた管理費及び個別費を算出し、各区分所有者から負担金として徴収している。なお、各区分所有者が負担する管理費等については、事前に区分所有者集会において承認されている。

エルムビルの維持管理のためには、防災センター監視業務や各種の設備管理業務等のエルムビルの維持管理業務等が必要となるが、具体的な業務については、エルム・スリー管理株式会社が外部の専門業者等に委託して実施している。

エルムビル管理規約 抜粋

(管理者の業務)

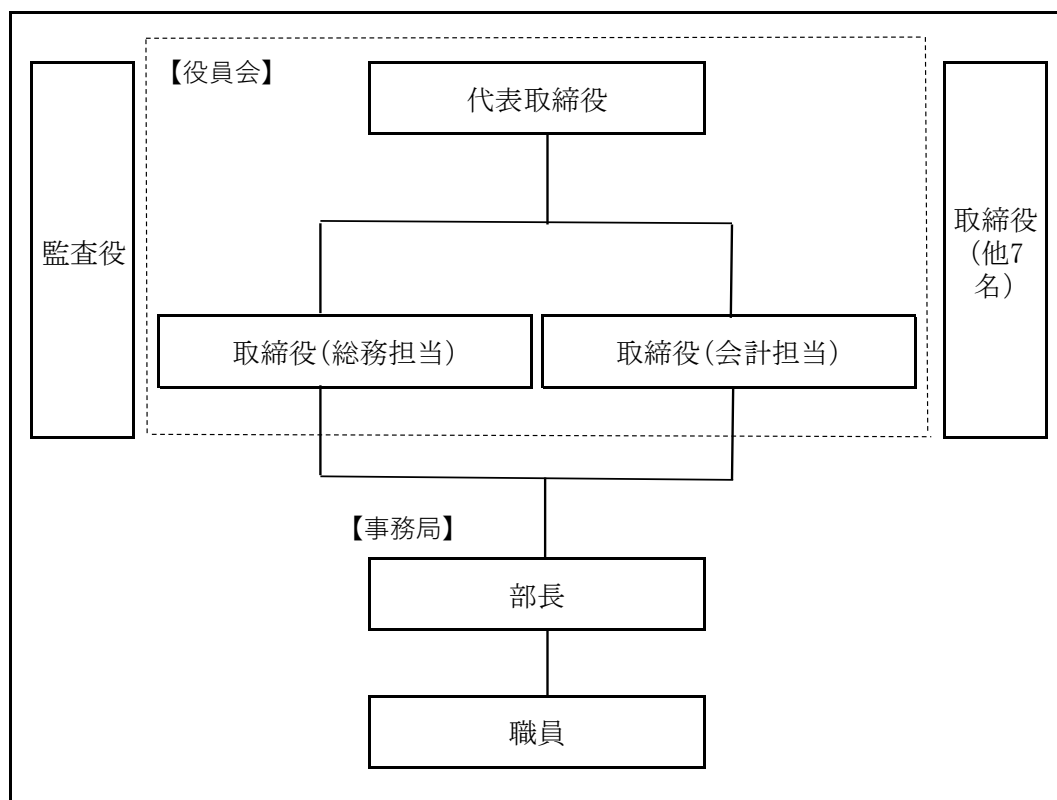
第16条 管理者の行う業務は、次に掲げる事項とする。

- 一、敷地の維持保全
- 二、共用部分の清掃、塵芥処理、衛生管理
- 三、共用部分の動力、電力、冷暖房、光熱、給水、排水、防火、昇降機等の設備の維持、運転、捜査、保守、点検等の業務
- 四、建物の防犯、防災の業務、
- 五、共用部分の変更にわたらない修繕、補修、部品交換等の保全管理
- 六、共用部分についての損害保険契約、保険金額の請求及び受領
- 七、官公庁、町内会等の関係の事務処理
- 八、第18条第1項に定める管理費の計算、徴収、収支報告及び納付
- 九、共用部分の使用承認及び関連事務
- 十、第18条第1項に定める個別経費に係る計算並びに徴収事務
- 十一、敷地及び共用部分の不法占拠、その他有害行為に対する措置
- 十二、前各号に定めるもののほか、集会で決議された事項の処理

③ エルム・スリー管理株式会社の組織

現在、エルム・スリー管理株式会社においては取締役が10名選任されており、取締役会が設置されている。また、法律上の機関ではないが、代表取締役、総務担当取締役及び会計担当取締役の3名で構成される「役員会」を設置し、日常的な業務執行については、当該役員会にて協議し決定することとしている。なお、町田市からは職員1名が取締役として派遣されているが、役員会の構成員には含まれていない。

また、エルム・スリー管理株式会社の取締役10名のうち代表取締役、総務担当取締役及び会計担当取締役を含む5名は株式会社オーナーズ・アソシエートの取締役にも就任しており、実質的に一体の運営がなされている。



出所)エルム・スリー管理株式会社提出資料をもとに監査人が作成

#### (4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

##### 1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	38,353	38,209	35,402
固定資産	20	20	20
資産合計	38,373	38,229	35,422
流動負債	15,154	14,719	11,784
固定負債	—	—	—
負債合計	15,154	14,719	11,784
利益剰余金	1,219	1,510	1,638
純資産合計	23,219	23,510	23,638

## 2) 損益計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	12,103	12,086	12,180
経常費用	12,146	11,522	11,789
経常損益	△43	565	391
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
当期損益(税引後)	△223	291	128

## 3) 主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	60.5	61.5	66.7
借入金依存度	—	—	—
流動比率	253.1	259.6	300.4
経常収支比率	99.6	104.9	103.3
当市補助金比率	—	—	—
当市委託料比率	—	—	—

### (分析)

エルム・スリー管理株式会社はエルムビルの共用部分を管理する不動産管理会社であり、資産の大半は現金及び預金である。

また、エルムビルの維持管理業務の大半はエルム・スリー管理株式会社が委託した専門業者が実施しており、その代金は、区分所有者から徴収した負担金を財源として、エルム・スリー管理株式会社が各専門業者に支払っている。エルム・スリー管理株式会社は、あくまで各区分所有者の事務代行を担うものであることから、各専門業者への委託費の財源として徴収する各区分所有者から負担金は、貸借対照表における預り金として処理される。

各区分所有者から拠出される負担金のうち、エルム・スリー管理株式会社の収益(売上高)として計上されるのは、全体の調整を行う機能に要する対価及びエルム・スリー管理株式会社の責任で行うこととされている1件20万円までの共用部分に係る修繕費の財源部分であり、2019年度においては7,334千円(税込)である。また、町田市との間においては、町田市立中央図書館の専有部分についての維持管理業務も受託しており、これについても外部の専門業者等に委託している代金相当額については預り金として処理され、エルム・スリー管理株式会社が担う業務の対価相当額である3,776千円(税込)がエルム・スリー管理株式会社の収益となる。

表 37 2019年度における売上高の主な構成

(単位:千円)

項目	金額(※)	構成比
共用部分の業務管理費	7,334	60.4%
町田市立中央図書館の業務管理費	3,776	31.1%
株式会社オーナーズ・アソシエートの事務受託費	915	7.5%
その他	115	0.9%
合計	12,142	100.0%

出所)エルム・スリー管理株式会社提出資料をもとに監査人が作成

(※)税込金額である。

なお、2019年度における各区分所有者の共用部分管理費負担金は32,195千円(税込)であり、このうち町田市の負担金は8,956千円である。32,195千円のうち7,334千円がエルム・スリー管理株式会社の収益となる部分である。また、共用部分の維持管理に要する負担金とは別に、町田市から専有部分の維持管理業務を受託している町田市立中央図書館部分について42,880千円の負担金を徴収しており、結果、エルム・スリー管理株式会社が各区分所有者から徴収した負担金の総額は、2019年度において75,076千円にのぼる。

表 38 2019年度における共用部分管理費負担金の概要

(単位:千円)

区分	金額(※2)	うち町田市分
各専有部分に応じた負担金	24,549	6,832
業務管理費(※1)	7,334	2,037
その他(水道料金等)	311	86
合計	32,195	8,956

出所)エルム・スリー管理株式会社提出資料をもとに監査人が作成

(※1)エルム・スリー管理株式会社の収益として計上される。

(※2)税込金額である。

表 39 2019年度における町田市立中央図書館部分の負担金の概要

(単位:千円)

区分	金額(※2)
専有部分に応じた負担金	39,103
業務管理費(※1)	3,776
合計	42,880

出所)エルム・スリー管理株式会社提出資料をもとに監査人が作成

(※1)エルム・スリー管理株式会社の収益として計上される。

(※2)税込金額である。

また、負担金以外に特別修繕(不測の事故、その他の事由により発生した相当規模の修繕並びに故障又は事故を未然に防止するための修繕)に充てるための財源として、別途、修繕預り金を管理している。これは、ビルの屋上に設置されたKDDI株式会社及び株式会社NTTドコモの基地局設置から生ずる賃貸料収入を充当しているものであり、当該

賃貸料収入の相当分について払い戻している有限会社 PAM・J 分を除き、これを修繕預り金として積み立てている。2019 年度中における積立額は 13,759 千円、修繕工事費による取り崩し及び有限会社 PAM・J への払い戻しは 16,704 千円(うち、修繕工事費 13,393 千円)であり、2019 年度末の修繕預り金の残高は 10,528 千円である。

## (5)市の関与の状況

### 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
補助金(助成金)	—	—	—
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	—	—	—

### 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
委託料	—	—	—
うち指定管理料	—	—	—

## (6)役職員数

(単位:人)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
役員	12	12	12
うち市退職者(※1)	1	1	1
うち市あて職(※2)	1	1	1
職員	2	2	2
うち市退職者(※3)	1	1	1
うち市からの派遣	0	0	0

(※1)市退職者の役員は地権者でもあり株主でもある者が取締役就任したものであり、市からの人的支援の意図により就任したものではない。

(※2)取締役 1 人である。

(※3)市退職者の職員は、事務局の部長を務めている。



## 2. 監査の結果及び意見

### (1)【指摘事項VI-1】株主総会書面決議に係る同意書等の未徴収について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

#### 1)現状

2020年5月27日に開催された第31回定時株主総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面決議とされている。また、当該株主総会においては、2019年度事業報告及び決算報告の承認、2020年度事業方針(案)等の承認や取締役の任期満了に伴い新たに10名の取締役が選任されている。

#### 2)問題の所在

株主総会の書面決議については、会社法第319条第1項の規定により、株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすものとされている(みなし総会決議)が、株主1名から同意書の提出がなされていない。また、10名の取締役が選任されているが、このうち1名の取締役から就任承諾書の提出がなされていない。

みなし総会決議の同意書が未提出の株主はホテル等運営事業者であり、取締役の就任承諾書を提出していない者はホテル等運営事業者もしくはこれに所属する者である。会社側としては事前に書面決議にて行う旨の了解を口頭にて得ており、取締役就任承諾書についても事前に交付し、株主総会までの提出を求めたとのことであるが、結果として、提出がなされていない。

みなし総会決議は、議決権のある株主全員の同意の意思表示が会社に到達した日に成立することから、株主全員の同意書が提出されない限り、第31回定時株主総会の決議は成立しない。また、仮に株主総会決議が成立したとしても、取締役の変更登記申請を行うためには取締役の就任承諾書が必要であり、これが揃わなければ取締役の変更登記の申請自体を行うことができないため、監査時点においては変更登記がなされていない。

会社法 抜粋

(株主総会の決議の省略)

第319条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### 3)改善案

エルム・スリー管理株式会社は、みなし総会決議の同意書及び取締役就任承諾書を当該株主からあらためて徴収し、速やかに取締役の変更登記を行う必要がある。また、町田市は株主の立場から、当該事務の適切な実施をエルム・スリー管理株式会社に求めること

が必要である。

## (2)【指摘事項Ⅵ-2】取締役会の開催頻度について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

(監査要点:ガバナンスに関する事項)

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

### 1)現状

取締役会については、例年、定時株主総会前に1回開催する運用としており、取締役の任期満了に伴う選任時には、これに加えて株主総会後に1回開催する状況である。

### 2)問題の所在

会社法第362条第2項において、取締役会が取締役の職務の執行の監督を行うことを求めており、会社法第363条第2項において、代表取締役は3か月に1回以上の頻度で職務執行の状況について取締役会に報告する義務が規定されている。このため、少なくとも年に4回は取締役会を開催する必要があるが、現状、取締役の任期満了に伴う選任時を除き、年に1回の開催にとどまっている。

取締役会に代わるものとして、代表取締役、総務担当取締役及び会計担当取締役の3名が毎月「役員会」と称して集まり、会社の運営等について意見交換や意思決定等を行った上で、代表取締役が職務を執行しており、実質的に、この「役員会」が取締役会の機能を一部補完する面があるものと言えるが、それ以外の取締役はこれに関与しておらず、当該3役には大株主であるホテル等運営事業者と町田市を代表する取締役も含まれていない。

#### 会社法 抜粋

(取締役会の権限等)

第362条 取締役会は、すべての取締役で組織する。

2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職

(略)

(取締役会設置会社の取締役の権限)

第363条 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

- 一 代表取締役
- 二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの

2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

### 3)改善案

現状、取締役会が法定の頻度ですら開催されておらず十分に機能しているとは言えない状況にあり、エルム・スリー管理株式会社としては、少なくとも法定の開催頻度を満たす運営を行う必要がある。

その際、取締役会をより実効性のあるものとするためには、開催頻度のみならず、取締役会に参集しエルム・スリー管理株式会社の業務に関する議案の審議を行い、代表取締役の職務執行を適切に監督し得るよう取締役の人数を絞り込むことが望ましい。また、毎月開催されている役員会に関しても、大株主であるホテル等運営事業者と町田市を代表する取締役の存在は、エルム・スリー管理株式会社の意思決定において重要であることから、役員会の構成員である 3 役(代表取締役、総務担当取締役、会計担当取締役)のいずれかに就任して運営がなされることが考えられる。

いずれにしても、町田市は株主として、取締役会が機能するよう取締役の役員数等を含めて見直すことを会社側に求めていくことが必要である。

### (3)【指摘事項Ⅵ-3】各種規則等の未整備について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

(監査要点:ガバナンスに関する事項)

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

#### 1)現状

現在、会社で定められている規則等は、就業規則、給与規定、退職金規程、旅費規定及び慶弔内規といった従業員の処遇等に関するもののみであり、契約、決裁及び会計等といった会社運営に関する規則等は定められていない。また、取締役会においてどういった議案を審議するか等の基準(取締役会付議基準)についても定められていない。

#### 2)問題の所在

契約、決裁及び会計等に関する規則等が定められていないため、代表取締役が全ての決裁権限を有することとなっているが、実際には、事務局にて管理する小口現金の現金等もあり、全ての決裁を事前に代表取締役から得ることは困難であるとともに非効率である。また、会社法第 362 条第 4 項第 1 号から第 7 号に取締役会での決議事項を示しているが、これはあくまで最低限の例示であり、「重要な業務執行の決定」については判断基準を明確にすることが必要であるが、現状、特に基準は定められていない。

会社法 抜粋

(取締役会の権限等)

第 362 条 (略)

- 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
  - 一 重要な財産の処分及び譲受け
  - 二 多額の借財

- 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
- 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 第 676 条第 1 号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
- 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- 七 第 426 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 413 条第 1 項の責任の免除

### 3)改善案

エルム・スリー管理株式会社がエルムビルの修繕工事や保守管理業務委託の金額等を検討するにあたっては、費用の負担割合の大きいホテル等運営事業者に、業者の選定も含めてその検討の多くを委ねている。確かに、毎年度の委託先業者の契約にあたっては、毎年 3 月下旬に開催される区分所有者集会において翌年度分の承認を得ているとともに、その後において重要な変更等が生じた場合には再度区分所有者集会を開催することもあり得るが、多くの場合、代表取締役の判断で対応することとなる。今後、取締役会を機能させるためには、年度内の業務執行において取締役会の承認を得るべき事項の有無を検討し、取締役会の承認を得る必要のある「重要な業務執行の決定」に係る判断基準を明確に定めておくことが必要である。

また、株主総会や取締役会における決定事項に基づき遂行される日々の業務においても、事前の決裁による承認や事後的な確認行為を実効性あるものとするためにも、契約、決裁及び会計等といった会社運営に関する各種規則等を定め、明確化することが必要である。

### (4)【指摘事項VI-4】監査役監査報告書について

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

#### 1)現状

エルム・スリー管理株式会社は 2006 年 5 月 1 日当時、資本金の額が 1 億円以下であり、最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円未満である株式会社(旧小会社)であったことから、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 53 条の規定により、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものとみなされている。

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抜粋

(監査役の権限の範囲に関する経過措置)

第 53 条 旧株式会社がこの法律の施行の際現に旧商法特例法第 1 条の 2 第 2 項に規

定する小会社(以下「旧小会社」という。)である場合又は第 66 条第 1 項後段に規定する株式会社が旧商法特例法の適用があるとするならば旧小会社に該当する場合における新株式会社の定款には、会社法第 389 条第 1 項の規定による定めがあるものとみなす。

#### 会社法 抜粋

(定款の定めによる監査範囲の限定)

第 389 条 公開会社でない株式会社(監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)は、第 381 条第 1 項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

## 2)問題の所在

監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社の場合には、監査報告書において、事業報告を監査する権限がないことを明らかにする旨が会社法施行規則第 129 条第 2 項に定められているが、2019 年度の監査役の監査報告書においては当該記載がない。

また、エルム・スリー管理株式会社には基本財産の定めがないにも関わらず、基本財産に関する監査結果が記載されている。

#### 監査報告書 抜粋

2019 年度エルム・スリー管理株式会社の会計事務について、監査した結果を下記のとおり報告する。

#### 記

1. 監査の方法の概要 会計監査のため会計に関する帳簿、書類を閲覧し、必要な実査、立会、照合及び聴取による監査をした。
2. 監査結果 貸借対照表、損益計算書などの関係書類を監査した結果、会計事務処理は適正に行われている。  
また基本財産である定期預金、普通預金等の管理は安全かつ効率的に取り扱われていることを確認した。

#### 会社法施行規則 抜粋

(監査役の監査報告の内容)

第 129 条 監査役は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項(監査役会設置会社の監査役の監査報告にあつては、第一号から第六号までに掲げる事項)を内容とする監査報告を作成しなければならない。

(略)

- 2 前項の規定にかかわらず、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社の監査役は、同項各号に掲げる事項



に代えて、事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない。

### 3)改善案

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定しており、事業報告を監査する権限がないことを併せて明記する必要がある。また、財団法人等の監査報告書を用いて修正したものと推測されるが、実態にそぐわないため、株式会社を前提としたものに変更する必要がある。



## VII. 株式会社町田センタービル

## 1. 外郭団体の概要

## (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	生涯学習部生涯学習センター
所在地	町田市原町田 6 丁目 8 番 1 号
設立年月日	2002 年 7 月 5 日
設立根拠法令	会社法
設立目的(経緯)	「生涯学習センター(まちだ中央公民館)」等が入居している町田センタービルの建物の管理を行うために設立。
事業内容	「生涯学習センター(まちだ中央公民館)」等が入居している町田センタービルの管理業務。
情報公開制度の有無	無
外部監査体制の有無	無

## (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	11,520 千円
うち市の出資金等	2,985 千円
市出資金等割合	25.9%

## (3) 財務状況

2017 年度から 2019 年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

## 1) 貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
流動資産	49,131	46,750	49,364
流動資産以外の資産	5	0	0
資産合計	49,136	46,750	49,364
流動負債	26,929	23,857	25,148
固定負債	0	0	0
うち借入金	—	—	—
負債合計	26,929	23,857	25,148
純資産	22,207	22,893	24,216
うち利益剰余金	10,687	11,373	12,696

2) 損益計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	124,439	123,961	124,089
経常費用	122,988	122,880	122,155
経常損益	1,451	1,081	1,934
特別利益	4	5	0
特別損失	0	0	0
当期損益(税引後)	959	685	1,323

3) 主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	45.2	49.0	49.1
借入金依存度	—	—	—
流動比率	182.4	196.0	196.3
経常収支比率	101.2	100.9	101.6
当市補助金比率	—	—	—
当市委託料比率	—	—	—

(分析)

町田センタービル管理組合の管理者としての業務を行う法人であるため、費用に見合う管理業務費、負担金、保険料分担金を徴収しており、経常収支比率は低いが、法人設立の目的から問題はない。

(4) 市の関与の状況

1) 財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	—	—	—
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	—	—	—

2) 委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	—	—	—
うち指定管理料	—	—	—

## (5) 役職員数

(単位:人)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
役員	8	8	7
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	2	2	2
正職員	0	0	0
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

## 2. 監査の結果及び意見

## (1)【指摘事項Ⅶ－1】監査環境の整備について

(監査要点:その他に関する事項)

## 1)現状

今年度包括外部監査では、16 の外郭団体のうち、市の財政援助団体等監査との重複を避けるため及び設立間もないことから監査の対象外とし、その他の 5 監理団体と 7 基本情報公表団体の計 12 の外郭団体を監査の対象とした。

## 2)問題の所在

株式会社町田センタービルは、過去において監査委員監査(財政援助団体等監査)の実績はない。

市と株式会社町田センタービルとの関係では、総会資料の作成にあたり、監査役監査の一環として町田市総務部長が、会計を監査している。また、市生涯学習部生涯学習センター長が月例の会議に出席し、建物の管理に関与し、かつ株式会社町田センタービルの運営に関与している。更に、年に一度更新される基本情報調査で情報を入手している。

今回の包括外部監査においては、このような状況の中、監査に臨んだ。法人、市、監査人との打ち合わせは 2 度実施し、市が基本情報調査で入手した資料等を確認した。しかし、法人に訪問しての資料閲覧などは実施できなかった。

(参考)

## 【外郭団体の考え方】

市からの出資(2,985 千円)を受けているが、これは設立当時の経緯によるもので、設立当初から財政援助は全く受けていないなどを踏まえると、法人に訪問しての詳細な外部監査を受けることは想定していない。

## 【市の考え方】

「第 2 選定した特定の事件の概要」「4. 市の外郭団体と包括外部監査の関係」で記載したとおり、地方自治法第 199 条第 7 項及び地方自治法施行令第 140 条の 7 第 1 項に

よって、25%以上出資している法人は、財政援助団体等に該当し、監査委員監査の対象となる。さらに、地方自治法第252条の37第4項によって、財政援助団体等包括外部監査の対象ともなっている。今回、株式会社町田センタービルは、外郭団体のうち、監査対象から外す要件(市の財政援助団体等監査との重複を避けるため、監査の対象外とした法人及び設立間もない法人)には該当しないので、監査対象とすることに合理性がある。

### 3)改善案

株式会社町田センタービルは、「町田市外郭団体の指導監督に関する要綱」で定める基本情報公表団体であり、市の指導監督は法的拘束力のない行政指導として整理される。市として、株式会社町田センタービルに、監査を受けるよう強く促す指導はできないが、監査対象とすることに合理性はあるので、市の外郭団体である以上、適切に運営が行われているのかを明らかにする必要がある。

市としては、今後も株式会社町田センタービルを外郭団体として位置付けるのであれば、株式会社町田センタービルの組織内に事務局を設置しておらず、外部に委託していること等は問題ないとしても、その結果監査に支障が生じないように、監査に入る前の事前調整を十分に行い、準備期間を確保するなど、監査環境の整備に努められたい。

## VIII. 社会福祉法人町田市社会福祉協議会

## 1. 外郭団体の概要

## (1) 団体概要

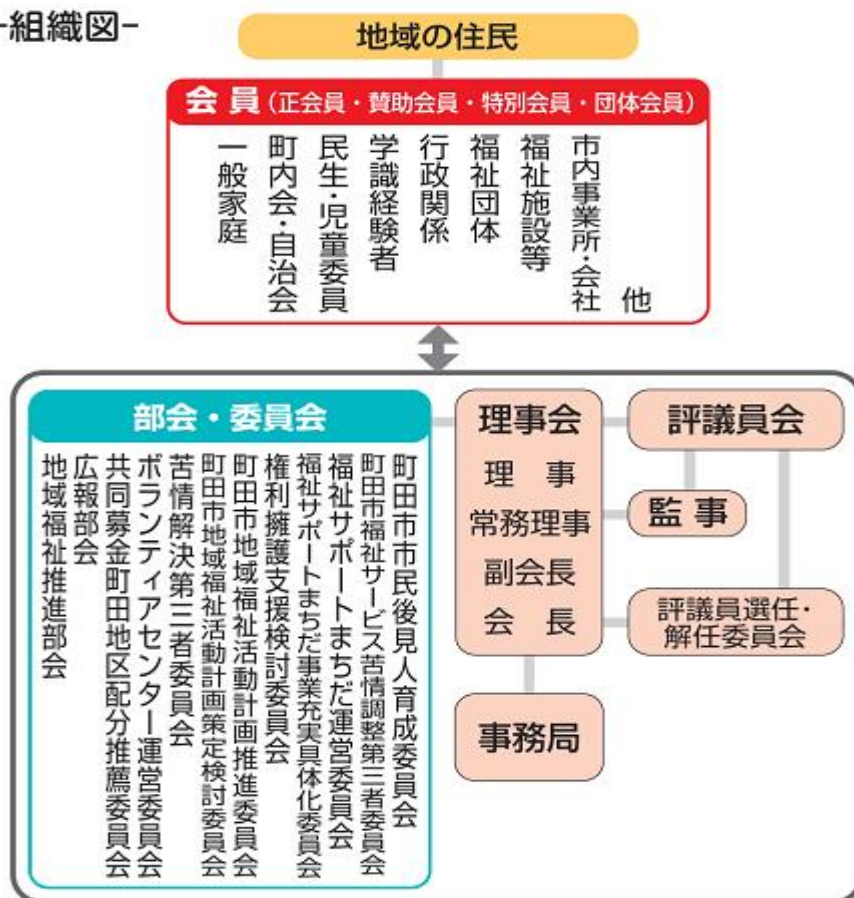
項目	内容
市所管課	地域福祉部福祉総務課
所在地	町田市原町田4丁目9番8号
設立年月日	1969年9月22日
設立根拠法令	社会福祉法
設立目的(経緯)	町田市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 福祉サービス利用援助事業 (8) 障害福祉サービス事業の経営 (9) 総合相談事業 (10) せりがや会館の運営 (11) 放課後児童健全育成事業の経営 (12) 生活福祉資金貸付事業 (13) 生活支援体制整備事業 (14) 子育て援助活動支援事業 (15) その他この法人の目的達成のため必要な事業
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

## (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	3,000 千円
うち市の出資金等	—
市出資金等割合	—

(3)組織の状況

ー組織図ー



(注)事務局は、法人総務課、地域福祉課、相談支援課、学童保育課により構成されている。

(4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	122,290	107,242	137,787
流動資産以外の資産	293,997	360,739	372,775
資産合計	416,287	467,981	510,562
流動負債	82,484	90,767	108,894
固定負債	97,957	102,166	101,621
うち借入金	—	—	—
負債合計	180,441	192,933	210,515
純資産	235,846	275,048	300,047
うち次期繰越活動増減差額	43,069	20,653	34,114



## 2) 正味財産増減計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	793,175	828,730	841,293
経常費用	756,805	789,975	816,126
経常損益	36,370	38,755	25,166
特別利益	0	680	3
特別損失	80,000	680	0
当期損益(税引後)	△43,630	38,755	25,169

## 3) 主要な財務指標

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	56.7	58.8	58.8
借入金依存度	—	—	—
流動比率	148.3	118.2	126.5
経常収支比率	104.8	104.9	103.1
当市補助金比率	19.6	18.2	18.5
当市委託料比率	58.3	57.9	59.1

## (分析)

貸借対照表については、自己資本比率に大きな変動はないが、純資産額については、2018年度は38百万円、2019年度は25百万円増加している。これは、2017年度に、44百万円の赤字の当期活動増減差額を計上していたが、2018年度、2019年度は、39百万円、25百万円の黒字の業績を上げたことによる。2017年度の赤字は、町田市からの出せん金80百万円の返還による一時的なものである。

## (5) 市の関与の状況

## 1) 財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	155,576	150,680	155,749
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	462,421	480,082	497,182

## 2) 委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	462,421	480,082	497,182
うち指定管理料	398,220	413,781	420,226

(6) 役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	15	15	15
うち市退職者	2	2	2
うち市あて職	1	1	1
正職員	45	45	45
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

2. 監査の結果及び意見

(1)【指摘事項Ⅷ－1】書面決議の手続きについて

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

1)現状

法人の定款第 16 条には、評議員会の決議について次のように定められている。

<p>第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。</p> <p>(1) 監事の解任</p> <p>(2) 定款の変更</p> <p>(3) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。</p>
---

令和元年度(2019年度)第4回評議員会については、定款第 16 条第 4 項の規定に基づき、評議員全員から書面により同意の意思表示を得ることにより、2020 年 3 月 27 日をもって決議が行われている。

2)問題の所在

令和元年度(2019年度)第4回評議員会について、評議員全員からの書面を確認したところ、書面決議の同意書に日付の記載のないものが1件あった。同意書の日付は、最終的に決議の日付を特定するものであるため、同意書における日付は、必須記載事項とい

える。

### 3)改善案

日付をはじめ、同意書としての要件を満たさないものについては、改めて記載を求めるべきである。

## (2)【指摘事項Ⅷ-2】計算書類等の様式等における表示上の問題について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

法人は、社会福祉法人として、貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表をいう。)、資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書をいう。)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書をいう。)、計算書類に対する注記及びそれらに対応する附属明細書並びに財産目録(以下「計算書類等」という。)について、社会福祉法人会計基準に準拠して作成し、毎会計年度終了後3か月以内(6月30日まで)に所轄庁へ提出することが求められている。

社会福祉法人会計基準は、「会計基準省令」と一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を記載した通知(「平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局長等通知(2019年3月29日改正)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」、「平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知(2019年3月29日改正)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」)によって構成されている。

### 2)問題の所在

法人の計算書類等について、2つの通知を含む社会福祉法人会計基準への準拠性を確認したところ、以下のような問題が発見された。

- ア 資金収支計算書の予算額と決算額との差異が著しい勘定科目について、その理由が「備考」欄に記載されていない。
- イ 法人は、法人税、住民税及び事業税を納税しており、また税効果会計を採用しているが、拠点区分資金収支計算書上、事業活動支出の「その他の支出」に中区分科目として「法人税、住民税及び事業税支出」を追加せず、「事務費支出」の「租税公課支出」として計上し、拠点区分事業活動計算書上、特別増減差額と当期活動増減差額の間「税引前当期活動増減差額」、「法人税、住民税及び事業税」を追加せず、「事務費」の「租税公課」として計上している。また、確定した法人税、住民税及び事業税のうち未払額については、「未払法人税等」ではなく、「事業未払金」として計上している。なお、税効果会計に関しては、現在のところ、金額的重要性が乏しいことから適用はしていない。
- ウ 計算書類の注記のうち、法人全体で記載する会計基準第29条に定める項目につ

いて、事業区分貸借対照表内訳表の次ではなく、事業区分貸借対照表内訳表の前に記載している。

- エ 積立金・積立資産明細書において、基金の名称で計上された積立金(福祉基金、貸付基金、市民後見人活性化基金)が、記載されていない。
- オ 積立金・積立資産明細書において、法人は、退職給付引当金に対応して退職給付引当資産を積み立てているが、「摘要」欄にその旨が記載されていない。
- カ 財産目録の表示に関して、取得価額の高額な資産を代表品目とし記載せず、取得年月日の古い資産を代表品目として記載しており、重要性の原則が適用されていない。
- キ 財産目録の建物について、「取得年度」欄が記載されていない。
- ク 徴収不能引当金について、債権額から直接控除する方法を採用しているにもかかわらず、貸借対照表に徴収不能引当金の勘定科目が表示されている。
- ケ 障害者総合支援事業拠点区分における注記の重要な会計方針について、徴収不能引当金の計上基準が記載されていない。
- コ 拠点区分資金収支明細書における、各サービス区分の前期末支払資金残高が、前年度の当期末支払資金残高と一致していない。

### 3)改善案

計算書類等の作成にあたっては、2 つの通知を含む社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第 26 号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。

## (3)【指摘事項Ⅷ-3】有価証券の評価に係る会計方針について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

法人の経理規程第 43 条には、有価証券の取得価額及び評価について次のように定められている。

- 第 43 条 有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算したものとす
- る。
- 2 有価証券は、移動平均法に基づく原価法により評価する。
- 3 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち、市場価格のあるものについては、前項の規定にかかわらず、会計年度末における時価をもって評価する。
- 4 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、当該債券は、会計年度末において、償却原価法により評価する。ただし、その差額の重要性が乏しいと認められる場合には、償却原価法によらないことができる。

一方で、法人の計算書類に対する注記においては、「2. 重要な会計方針 (1)有価証

券の評価基準及び評価方法」として、原価法によっていると記載している。

## 2)問題の所在

法人の計算書類に対する注記においては、経理規程において定められている評価方法(移動平均法)の記載がなく、また、例外規定としての「満期保有目的の債券以外の有価証券のうち、市場価格のあるもの」及び「満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合」についての評価基準及び評価方法が定められていない。

## 3)改善案

重要な会計方針は、計算書類等の理解を助けるために特に重要な事項であり、経理規程との整合性を取るとともに網羅的に記載するよう修正をすべきである。

## (4)【指摘事項Ⅷ-4】退職給付引当金に係る会計方針及び会計処理について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

法人の経理規程第57条には、退職給付引当金について次のように定められている。

- 第57条 職員に対して将来支給する退職手当金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
- 2 前項の負担すべき額を見積もるに当たり、外部に拠出した金額等で控除可能な額は控除するものとする。
- 3 第1項の負担すべき額を見積もるに当たり、外部に拠出した金額等で控除できない場合には資産及び負債の双方に計上するものとする。

一方で、法人の計算書類に対する注記においては、「2. 重要な会計方針 (3)引当金の計上基準 ①退職給付引当金」として、次のように記載している。

- 1)東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当法人は、在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上するとともに、同額を退職給付引当金に計上している。
- 2)法人独自の退職給付に係る退職給付引当金  
当法人は、本会経理規程第57条に基づき、退職手当金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金に計上している。

また、法人は、社会福祉法人に対する補助金交付要綱第4第1号に定められている市町村社会福祉協議会を運営する事業に対して補助金の交付を受けており、同要綱別表には、当該事業に係る補助対象経費として、職員退職積立金が含まれることが定められている。

## 2)問題の所在

退職給付引当金に係る会計方針及び会計処理については、以下のような課題が発見された。

- ア 法人は、退職給付引当金として、職員に対して将来支給する退職手当金のうち、当該会計年度までに負担すべき額すなわち期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を計上するものとしているが、その見合いとしての退職給付引当資産



への繰り入れができないため、会計方針に準じた引当額の繰り入れを行っていない。2018年度末及び2019年度末における法人が計算した期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額と実際に計上された退職給付引当金は次のとおりであり、2019年度末においては、約11百万円の引当不足が発生している。

年度	退職給付引当金	期末要支給額	引当不足額
2018年度	99,657,616円	103,339,520円	△3,681,904円
2019年度	101,261,548円	112,263,460円	△11,001,912円

イ 退職給付引当金は、経理規程の第57条第1項の金額若しくは、同条第1項から同条2項の金額を控除したものとなるが、実際には、控除はせず、同条第3項の規定を適用している。しかしながら、注記における会計方針の1)は、経理規程の第57条第2項の金額に相当し、2)は、経理規程の第57条第1項の金額に相当するが、両者を合算して計上しているように読め、不明瞭な記載となっている。

### 3)改善案

退職給付引当資産については、社会福祉法人町田市社会福祉協議会職員退職手当積立金規程に定められているものの、退職給付引当金と同額を積み立てるとは、規定されていない。将来的な財源として、必要な額の退職給付引当資産が積み立てられていることが望ましいが、退職給付引当資産の積み増しの可否に関わらず、退職給付引当金に関しては、会計方針に準拠した必要額を計上すべきである。また、そのことにより、将来的な支出額と現在の積立額との関係がより明瞭となる。加えて、注記の記載内容を経理規程に準拠するように、より明瞭に修正することが望ましい。

## (5)【指摘事項Ⅷ-5】委託契約事務における承認過程について

(監査要点:委託契約事務・指定管理業務等に関する事項)

### 1)現状

法人は、2019年度から、町田ファミリー・サポート・センター事業運営業務を町田市から受託している。当該受託事業に関して法人は、町田市と町田ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託(長期継続契約)の業務委託契約書を締結している。

### 2)問題の所在

町田ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託(長期継続契約)の業務委託契約書並びに稟議書類を確認したところ、契約書上の契約確定日が、2019年5月9日となっているにもかかわらず、起案日が2019年9月12日、最終決裁権者である会長決裁が2019年9月17日に行われ、会長公印の押印日は、2019年9月26日と記録されていた。結果として、事後的な承認若しくは遡及した日付での契約書の作成となっている。

### 3)改善案

契約日については、両者の正規の決裁手続が終了した後で、かつ、一方若しくは、両



者の記名、押印済みの契約書が作成された日付により作成すべきである。

#### (6)【指摘事項Ⅷ-6】委託契約書における誤謬について

(監査要点:その他(契約書の作成に関する事項))

##### 1)現状

法人は、外部に対して、事業の一部業務を委託している。委託にあたっては、委託内容の仕様書を定めるとともに委託契約書を作成している。

##### 2)問題の所在

法人の重要な契約書を監査した結果、仕様書の委託期間について、「2019年4月1日から、2019年3月31日まで」と記載されたものがあった。契約書の本文については、誤りはなかったが、「2019年4月1日から、2020年3月31日まで」の誤りであった。

##### 3)改善案

仕様書は、契約書の添付書類の位置付けとなっているが、委託期間は特に重要な事項でもあり、今後、誤謬のないよう確認手を徹底すべきである。

#### (7)【意見Ⅷ-1】学童保育クラブにおける障がい児保育に係る事故防止対策等について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

##### 1)現状

2019年6月27日に、法人が指定管理者として指定されている学童保育クラブにおいて通所支援中、障がいを持つ児童に交通事故が発生している。法人は、再発防止に向け、事故現場における横断抑止柵設置の要望を行うほか、学童保育クラブ障がい児保育事故防止対策マニュアル等検討委員会を設置し、2020年3月に「学童保育クラブ障がい児保育事故防止対策マニュアル」を作成している。

##### 2)問題の所在

指定管理者として、特定の事故に対して、再発防止策を検討し、マニュアルを作成することは、危機管理の観点から大変望ましいことである。一方で、今回の事件は、通所支援を実施している他の実施主体が運営する学童保育クラブにおいても同様のリスクが想定されるものであり、町田市全ての学童保育クラブに共通する基本方針を提示することが必要である。

##### 3)改善案

マニュアルは、法人の体制や各学童保育クラブの運営環境により、その内容が左右されるところもあるため、一律に策定をする必要はないが、障がい児保育事故防止対策に限らず、学童保育クラブ共通で使用される基本方針については、町田市学童保育クラブ業務仕様書への記載、若しくはマニュアルとして使用できる別添資料として提供するなど、危機管理の基本方針が、指定管理者ごとに異ならないよう市は留意すべきであると考えられる。

## (8)【意見Ⅷ－2】予算の流用に関する報告について

(監査要点:ガバナンスに関する事項)

### 1)現状

法人の経理規程第17条には、予算の流用について次のように定められている。

第17条 会計責任者は、予算の執行上必要があると認めた場合には、会長の承認を得て、拠点区分内における勘定科目相互間において予算を流用することができる。ただし、勘定科目流用に関し、特段の定めがある拠点区分についてはこの限りではない。

予算の流用が実施された場合、補正予算や決算の承認時点における補正予算書、決算書の予算現額における当該勘定科目について、前回承認済みの(補正)予算額と異なるということが生じている。評議員会における補正予算や決算の承認にあたっては、流用の有無について報告は行っているが、流用の内容については、報告が行われていない。

### 2)問題の所在

経理規程において、補正予算を作成することなく、勘定科目相互間において予算の流用を会長の専決事項としているのは、理事会及び評議員会への事後的な報告を前提としているものであり、流用の有無のみの説明だけでは、十分な報告となっていない。

### 3)改善案

予算の流用について、会計システムの運用上、一覧性のある帳票の出力が困難であり、追加的な事務が発生する可能性が高いため、報告方法の検討が必要である。また、将来的には、流用直後の理事会及び評議員会において、流用の事実とともに、その内容、金額、理由について報告が行えるよう検討することが望まれる。

## (9)【意見Ⅷ－3】計算書類等の様式等における表示上の問題について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

法人は、社会福祉法人として、貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表をいう。)、資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書をいう。)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書をいう。)、計算書類に対する注記及びそれらに対応する附属明細書並びに財産目録(以下「計算書類等」という。)について、社会福祉法人会計基準に準拠して作成し、毎会計年度終了後3か月以内(6月30日まで)に所轄庁へ提出することが求められている。

社会福祉法人会計基準は、「会計基準省令」と一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を記載した通知(「平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局長等通知(2019年3月29日改正)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」、「平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

等通知(2019年3月29日改正)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について)によって構成されている。

## 2)問題の所在

法人の計算書類等について、2つの通知を含む社会福祉法人会計基準への準拠性を確認したところ、以下のような問題が発見された。

ア 別紙3(⑨)引当金明細書については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」別紙の同様式の欄外に「3. 都道府県共済会または法人独自の退職給付制度において、職員の転職または拠点間の異動により、退職給付の支払を伴わない退職給付引当金の増加または減少が発生した場合は、当期増加額又は当期減少額(その他)の欄に括弧書きでその金額を内数として記載するものとする。」という注書きが記載されている。しかし、法人の明細書については、その注書きが記載されていないため、括弧書きの数値の意味するところが不明となっている。

## 3)改善案

計算書類等の作成にあたっては、2つの通知を含む社会福祉法人会計基準の最新の情報を確認し、準拠性の検討を行うべきである。日本公認会計士協会の非営利法人委員会研究報告第26号「社会福祉法人会計基準に基づく計算書類等の様式等に関するチェックリスト」も参考にして決算時における検証を行うことが望まれる。

## (10)【意見Ⅷ-4】附属明細書における現金預金明細内訳表及び預金残高調整表の掲載について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

社会福祉法人会計基準第30条には、社会福祉法人が作成する附属明細書について次のように定められている。

第30条 法第四十五条の二十七第二項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

- 一 借入金明細書
- 二 寄附金収益明細書
- 三 補助金事業等収益明細書
- 四 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- 五 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
- 六 基本金明細書
- 七 国庫補助金等特別積立金明細書
- 八 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書

- 九 引当金明細書
  - 十 拠点区分資金収支明細書
  - 十一 拠点区分事業活動明細書
  - 十二 積立金・積立資産明細書
  - 十三 サービス区分間繰入金明細書
  - 十四 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書
  - 十五 就労支援事業別事業活動明細書
  - 十六 就労支援事業製造原価明細書
  - 十七 就労支援事業販管費明細書
  - 十八 就労支援事業明細書
  - 十九 授産事業費用明細書
- 2 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。
  - 3 社会福祉法人は、第一項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長(次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。)が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。
  - 4 第一項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

また、社会福祉法人会計基準第 30 条第 3 項及び第 4 項については、「平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長等通知(2019 年 3 月 29 日改正)社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の通知が発出されている。同通知「26 附属明細書について(会計基準省令第 30 条関係)」においては、法人全体で作成する附属明細書、拠点区分で作成する附属明細書がそれぞれ定められており、同通知別紙 3 には、その様式が定められている。

一方で、法人は、附属明細書として、社会福祉法人会計基準及び社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いに定めのない「現金預金明細内訳表」及び「預金残高調整表」を作成している。

「現金預金明細内訳表」は、勘定科目別、金融機関の口座別の残高明細を示すものである。また、「預金残高調整表」は、時間外の入金など金融機関と法人の記帳時点の相異により生じる、金融機関から発行された残高証明書と法人の預金勘定残高との金額の不一致について説明するものである。

## 2)問題の所在

社会福祉法人会計基準において、作成すべき附属明細書を定めているのは、計算書類等の利用者に対して必要な最低限のものを定めており、社会福祉法人会計基準第 30 条第 2 項に、「当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない」とあるように、必要があれば、追加的に作成することを妨げるものではないものといえる。しかしながら、「現金預金明細内訳表」については、財産目録を金融機関の口座別に掲載すれば足るものであり、「預金残高調整表」については、法人の決算処理の過程においては、必要な書類ではあるものの、計算書類等の作成にあたっての法定の様式ではない上に、一見してその利用方法が不明であり、かつその作成意図も定かでは



ない。加えて、2019年度決算における「預金残高調整表」においては、金融機関名や項目の名称に誤謬があることもあり、計算書類等の利用者を混乱させている。

### 3)改善案

「現金預金明細内訳表」については、附属明細書への掲載をやめ、必要な情報については、財産目録の内容を補足するといった対応が望まれる。

また、「預金残高調整表」についても、附属明細書への掲載の意義は少ないものと思われるが、掲載を継続するのであれば、計算書類等の利用目的に合致した様式に変更の上、利用者に配慮した上で公表することが望まれる。

## (11)【意見Ⅷ－5】サービス区分別の管理会計について

(監査要点:経済的・効率的な組織運営に関する事項)

### 1)現状

法人は、地域福祉推進拠点及び障害者総合支援事業拠点について、社会福祉法人会計基準第30条第1項第10号に定められている拠点区分資金収支明細書を作成している。拠点区分資金収支明細書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況がサービス区分ごとに示されることにより、各サービス区分の支払資金面での成果が把握できる有用な書類である。

### 2)問題の所在

拠点区分資金収支明細書は、単年度におけるサービス区分の成果を示すものであり、経年的な変化については、把握することができない。また、法人は、会計年度末に生じた支払資金残高については、翌年度において、法人運営事業サービス区分に繰入を行う処理をしているため、法人運営事業サービス区分を除き、支払資金残高は、常にゼロの状態から開始することとなり、拠点区分資金収支明細書により、累積的な成果としての支払資金残高を把握することもできない。また、前期末の支払資金残高の繰入については、決算上、翌年度のサービス区分間繰入金として処理されず、繰入元のサービス区分の前期末支払資金残高をゼロにすることにより作成されているため、拠点区分資金収支明細書の各サービス区分における前期末支払資金残高が、前年度の計算書類の当期末支払資金残高と一致しない状況となっている。

### 3)改善案

各サービス区分の成果についての経年変化と累積的な成果を把握することは、法人の経営管理上有用であるため、管理会計上、サービス区分の経年的な変化が把握できる資金収支計算書や事業活動計算書を作成することが望まれる。

また、支払資金残高の移動を行う場合のサービス区分間の繰入については、移動を行った決算年度のサービス区分間繰入金収入及びサービス区分間繰入金支出の勘定科目を通して処理を行うことが望まれる。

(12)【意見Ⅷ－6】成年後見制度特定法人後見事業におけるアドバイザーの活用について

(監査要点:補助金等に関する事項)

1)現状

法人は、2019年度において、市民後見人が受任している24ケース(年間延べ件数)についての後見監督人、保佐監督人、補助監督人を受任し、監督業務を行っている。法人後見・後見監督は、法律上の専門的な知識・経験が必要な事業であるため、法律・福祉等の専門職で構成される福祉サポートまちだ運営委員会で年に2回事業の実施について報告を行い、意見助言を受けている。また、法人後見・後見監督事業においては、町田市成年後見制度特定法人後見事業交付要綱に基づき、補助金の交付を受けている。

2)問題の所在

町田市成年後見制度特定法人後見事業交付要綱第6第2号には、補助対象経費として「アドバイザー謝礼その他の報償費」が掲げられているが、法人は、特に当該経費についての交付申請を行っていない。法人後見・後見監督事業は、法律上の専門的な知識・経験が必要な事業と考えられるが、法人が意見助言を受けられる機会は、年2回の福祉サポートまちだ運営委員会の開催時に限られるため、その間に発生した問題については、法律相談で協力いただいている弁護士に必要に応じて相談を行うなどにより、アドバイスを受け、当該事業のためにアドバイザーは設けていない。また、現在、弁護士に相談を行っている場合については、相談先の弁護士の厚意により無償かつ限られた時間の中で相談をしていることもあり、回答については、一般的な見解にとどまらざるを得ないという問題がある。

3)改善案

町田市成年後見制度特定法人後見事業交付要綱において、「アドバイザー謝礼その他の報償費」を対象経費として認めているのは、当該事業における専門家の必要性を想定したことでありと考えられる。

法人として、その必要性と必要度について再検討し、必要があれば、アドバイザーの設置を行うとともに、当該費用に対する補助金の申請を行うことが望まれる。

(13)【意見Ⅷ－7】臨時職員、嘱託職員に対する賞与の財源について

(監査要点:補助金等に関する事項)

1)現状

法人は、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の施行に先立ち、臨時職員、嘱託職員に対し、同一労働同一賃金の観点から、賞与の支給を開始している。また、「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」には、第4第1号の「市町村社会福祉協議会を運営する事業」の対象経費として、「職員人件費(給料、諸手当、法定福利費及び福利厚生費をいう)、役員報酬、職員退職積立金及び産業医人件費」が定められている。



## 2)問題の所在

法人の事業は、町田市の補助事業や学童保育クラブをはじめとする受託事業がその収入の大半を占めており、自主事業の比率は高くない。また、いずれの事業も福祉サービスという性格上、主体的に収益の拡大を図る余地は少ないと言えるが、現在町田市の補助金において、臨時職員、嘱託職員に対する賞与全額は、対象経費として認められているものの、当該経費については、充足がされていない。

## 3)改善案

社会福祉協議会という組織及び事業の性格を鑑み、また、近隣自治体の動向も把握する中で、補助金における臨時職員、嘱託職員に対する賞与の支給は重要となる。

法人としては、事業における業務の効率化による当該経費の確保に努めるとともに、市としても限られた財源の中で可能な限り予算の確保に努められたい。

## (14)【意見Ⅷ－8】退職給付費用に対する財源について

(監査要点:補助金等に関する事項)

### 1)現状

法人の経理規程第57条には、退職給付引当金について次のように定められている。

- 第57条 職員に対して将来支給する退職手当金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上する。
- 2 前項の負担すべき額を見積もるに当たり、外部に拠出した金額等で控除可能な額は控除するものとする。
  - 3 第1項の負担すべき額を見積もるに当たり、外部に拠出した金額等で控除できない場合には資産及び負債の双方に計上するものとする。

一方で、法人の計算書類に対する注記においては、「2. 重要な会計方針 (3)引当金の計上基準 ①退職給付引当金」として、次のように記載している。

- 1) 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当法人は、在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上するとともに、同額を退職給付引当金に計上している。
- 2) 法人独自の退職給付に係る退職給付引当金  
当法人は、本会経理規程第57条に基づき、退職手当金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金に計上している。

また、「社会福祉法人に対する補助金交付要綱」には、第4第1号の「市町村社会福祉協議会を運営する事業」の対象経費として、「職員人件費(給料、諸手当、法定福利費及び福利厚生費をいう)、役員報酬、職員退職積立金及び産業医人件費」が定められている。

## 2)問題の所在

経理規程及び注記の内容によれば、法人は、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として計上する必要があるが、2018年度末及び2019年度末における法人が計算した期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額と実際に計上された退職給付引当金は次のとおりである。期末要支給額まで、退職給付引当金の計上をし

ていないのは、町田市の補助金において、退職給付費用が全額対象経費として認められているものの、市の財政上、当該経費については、充足がされていないため、退職給付引当資産を期末要支給額まで、計上できないことが主な理由である。

年度	退職給付引当金	期末要支給額	引当不足額
2018年度	99,657,616円	103,339,520円	△3,681,904円
2019年度	101,261,548円	112,263,460円	△11,001,912円

### 3)改善案

期末要支給額に見合う退職給付引当資産が計上できるよう、社会福祉協議会という組織及び事業の性格を鑑み、また、近隣自治体の動向も把握する中で、補助金における退職給付費用に対する支出を検討する必要がある。

法人としては、事業における業務の効率化による当該経費の確保に努めるとともに、市としても限られた財源の中で可能な限り予算の確保に努められたい。

## (15)【意見Ⅷ－9】竹ん子学童保育クラブの職場環境について

(監査要点:委託契約事務・指定管理業務等に関する事項)

### 1)現状

職員の執務場所が、学童の保育室内に設置されていた。また、更衣室も仮設の場所を使用しており、専用の休憩室もない状況である。

### 2)問題の所在

事務作業については、保育時間内に行う作業もあるが、個人情報の取扱いもあるため、対象が児童とはいえ、児童のいる保育現場において作業することは望ましくない。また、おやつ代等の金銭の預り金に関しても、施錠はできるものの保育場所横の事務用キャビネットに保管されている状況である。

### 3)改善案

法人は、上記課題に関して既に提言を行っている。事務作業においては、個人情報の取扱いもあるため、執務場所を確保するとともに、更衣室や休憩室として使用できる場所の確保が望まれる。

## (16)【意見Ⅷ－10】法人のホームページにおける開示について

(監査要点:その他(情報開示に関する事項))

## 1)現状

社会福祉法人の認可について(通知)第5その他(5)には、次のように定められている。

法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること(法第59条の2第1項及び施行規則第10条)。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと(施行規則第10条第3項)。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること(施行規則第10条第2項)。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

当該通知に従い、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿を法人のホームページにおいて公表し、現況報告書については、財務諸表等電子開示システムにより公開をしている。加えて、当該年度の収入支出予算書や、広報紙において公表している事業計画や事業報告についても同様の内容をホームページにおいて公表している。

## 2)問題の所在

2020年7月8日時点でホームページの確認を行ったところ、2020年3月18日変更前の定款が公表されていた。

また、2020年8月27日時点でホームページの確認を行ったところ、事業報告が掲載される9月1日発行の広報紙の発行前ということから、事業報告については、2018年度分が掲載されていた。

## 3)改善案

いずれも、監査期間中に改訂が行われているが、今後、正確かつ適時の公表が行われることが望まれる。

## (17)【意見Ⅷ－11】分掌事務の明文化について

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

## 1)現状

法人の事務局規程第2条及び第3条には、事務の分掌について次のように定められている。

第2条 事務局の事務を分掌させるため、次の課を置く。

- (1) 法人総務課
- (2) 地域福祉課
- (3) 相談支援課
- (4) 学童保育課

第3条 前条の課の分掌事務は、会長が別に定める。

2 前項に定めるもののほか、臨時若しくは特別の事務又は所管の明らかでない事務については、会長の指揮を受け、事務局長が所管を決定する。

## 2)問題の所在

第3条第1項の規定があるのにも関わらず、各課の分掌事務については、事業計画において各課各係の所管する事業を記載しているにとどまっており、分掌事務としては明文化されていない。主な所掌事務については、実態として定められているものの、内部統制システムにおける重要な要素であり、また事務局規程に定めがある以上、明文化し整備する必要がある。

## 3)改善案

会長決裁の文書として、分掌事務を明文化するとともに、組織改編や事務の増減の際に適宜改訂を行っていくことが望まれる。

## Ⅸ. 社会福祉法人町田市福祉サービス協会

## 1. 外郭団体の概要

## (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	いきいき生活部いきいき総務課
所在地	町田市森野4丁目8番39号
設立年月日	2002年3月1日
設立根拠法令	社会福祉法
設立目的(経緯)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>1986年4月 社会福祉法人町田市福祉サービス協会の前身である町田市在宅福祉サービス公社は、①市民の主体性を生かした組織②高齢者のトータルケアの実施③町田市の高齢者施策の先導的な役割を目標に、会員制による有償在宅サービス事業を行うため、町田市が任意団体として設立。</p> <p>1990年10月 市の福祉行政を補完するため「多様な在宅福祉サービス」の実施を目的に財団法人化。 普及啓発事業、総合生活相談事業、デイサービス事業等の自主事業に加え、町田市からの受託事業として、在宅介護支援センター事業、高齢者在宅サービスセンター事業、ホームヘルプ事業、高齢者福祉センター事業等を行ってきた。</p> <p>2000年4月 介護保険制度の事業主体として参入し、事業を実施。</p> <p>2002年3月 介護保険法の施行を始め、急速に進展する少子・高齢化や福祉ニーズの多様化に対応するため、財団法人町田市在宅福祉サービス公社の改組を前提に、社会福祉法人町田市福祉サービス協会を設立。</p> <p>2002年5月 保育園事業を町田市から受託。</p> <p>2003年4月 財団法人で行っていた全ての事業を協会で行うこととなった。</p>
事業内容	・自主事業:特別養護老人ホーム1ヶ所。保育所1ヶ所。介護保険デイサービスセンター4ヶ所。介護保険ショートステイ1ヶ所。へ

	<p>ルパーステーション 2 ヶ所。介護保険居宅介護支援事業所 3 ヶ所。健康増進事業。会員制在宅福祉サービス事業。</p> <p>・町田市指定管理者：高齢者福祉センター1ヶ所。高齢者在宅サービスセンター2ヶ所。</p> <p>・町田市受託事業：高齢者支援センター2ヶ所。あんしん相談室2ヶ所。</p>
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

【事業の詳細】

① 高齢者福祉センター	町田市の高齢者福祉センターの運営を受託している。歌や踊りを通しての健康づくりや、趣味、娯楽、学習の生きがいづくり及び憩いの場として60歳以上の町田・相模原市民が利用している。
② 高齢者支援センター	町田市の高齢者支援センターの運営を受託している。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な支援や情報提供を行う総合相談窓口となっている。介護、保健、福祉に関する相談を受けプライバシーに配慮しながら解決方法を提案している。
③ 居宅介護支援	ケアマネジャーがケアプランの作成、介護サービス事業者との連絡・調整などを実施している。
④ 訪問介護	ヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、家事などの日常生活の手助けを行っている。
⑤ 通所介護	デイサービスセンターにおいて日帰りで、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどを提供している。
⑥ 認知症対応型通所介護	デイサービスセンターにおいて日帰りで、認知症の本人に個別で配慮しながら、食事、入浴の提供や、日常動作訓練、レクリエーションなどを提供している。
⑦ 短期入所生活介護	短期間(1週間程度)、施設に宿泊のうえ日常生活の介護サービスを提供している。
⑧ 特別養護老人ホーム	常に介護が必要であり、自宅では介護ができない方を対象に、施設に入所のうえ、食事、入浴など、日常生活の介護や健康管理を提供している。
⑨ 保育園	0歳児から5歳児の園児105人の定員で、身体を十分に動かし、のびのびと遊び、四季の自然に触れながら「思いやりの心」を育て「心身の自立」を手助けしていく保育を行っている。



(2)出資金等の状況

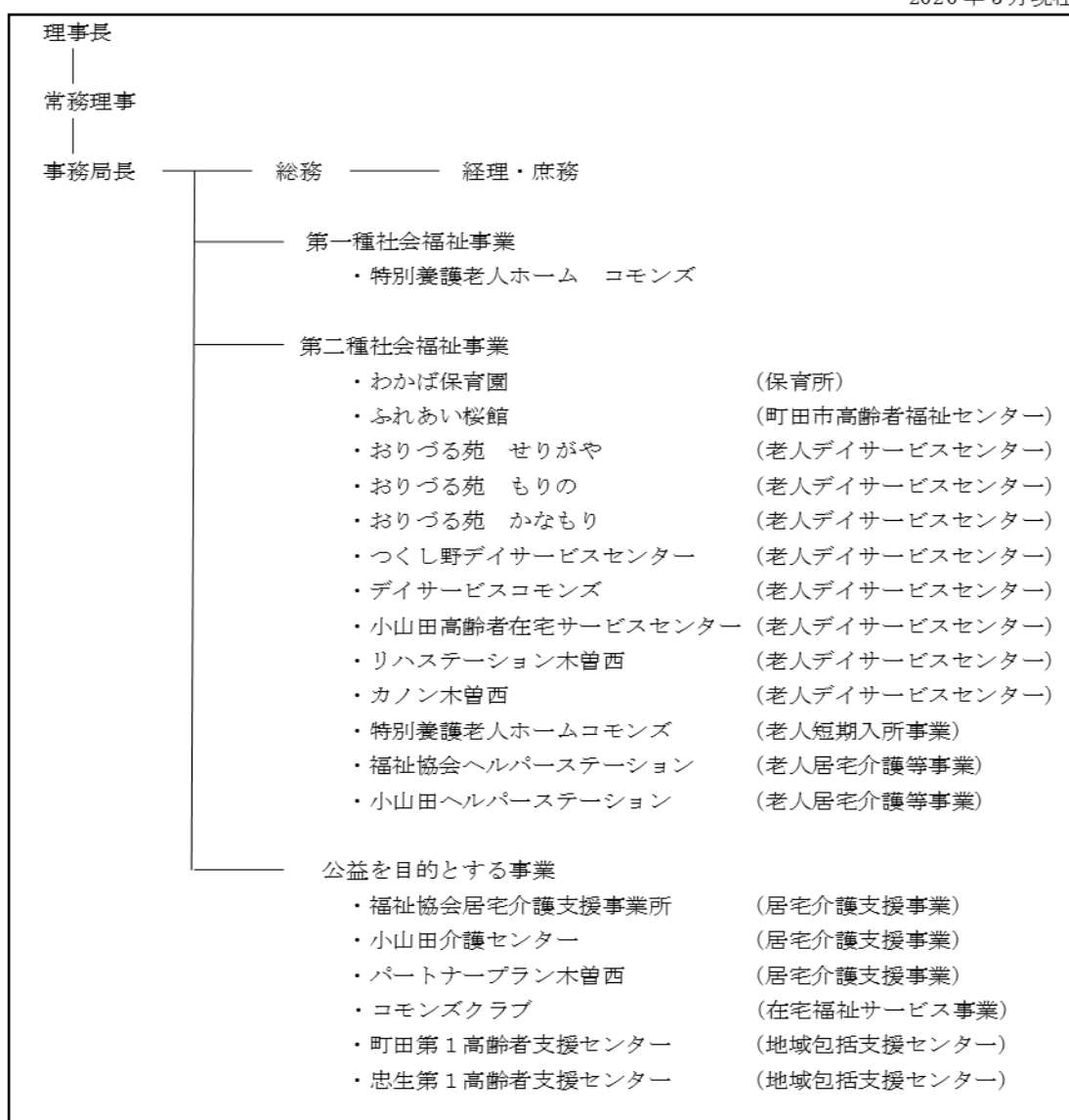
項目	内容
出資金等	120,000 千円
うち市の出資金等	10,000 千円
市出資金等割合	8.3%

(3)組織の状況

理事長、常務理事、事務局長が置かれている。事務局では事務局長が事務取扱として日々の業務執行を担っている。また、事務局は本部機能を有する総務とそれぞれの業務を行う部署が各施設に設置されている。

社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 組織図

2020年3月現在



#### (4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

##### 1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	441,517	423,084	401,774
固定資産	1,979,703	1,910,080	1,954,531
資産合計	2,421,220	2,333,164	2,356,305
流動負債	168,462	175,268	143,004
固定負債	389,876	345,151	303,807
負債合計	558,338	520,419	446,811
純資産合計	1,862,882	1,812,745	1,909,494

##### 2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,349,874	1,388,111	1,532,733
経常費用	1,339,394	1,380,407	1,376,677
経常増減差額	10,480	7,704	156,056
特別増減差額	△1,264	△11	310
当期活動増減差額	9,215	7,692	156,366

##### 3)主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	76.9	77.7	81.0
借入金依存度	16.3	15.7	13.9
流動比率	262.1	241.4	281.0
経常収支比率	100.8	100.6	111.3
当市補助金比率	8.3	4.7	4.1
当市委託料比率	19.0	18.9	17.2

#### (分析)

安定して利益が発生しており、借入金を順調に返済している。また流動比率も200%超、自己資本比率も80%超であり資金的な安定性がある。一方で、町田市からの委託料と補助金が経常収益に占める割合が25%程度であり、相対的に市への依存度が低い。財政的に自立した経営をしている。

主要事業は介護保険事業であり、サービス活動収益割合全体の77.6%を占め、収益源となっている。

表 40 サービス活動収益の内訳

(単位:千円,%)

	2019 年度決算金額	サービス活動収益割合
介護保険事業収益	1,171,993	77.6
老人福祉事業収益	33,500	2.2
保育事業収益	170,784	11.3
介護職員初任者研修事業収益	129	0.0
有償事業収益	2,479	0.1
経常経費寄附金収益	130,041	8.6
サービス活動収益 計	1,508,930	—

また、主要事業の稼働率も下表のとおり 90%超と高く、経常収支比率も 100%を超えており、最終的な当期活動増減差額も安定して利益を計上しており収益性も高い。

なお、2019 年度は 129,240 千円を超える多額の寄附金があったことにより経常経費寄附金収益が増加した結果、最終利益である当期活動増減差額が増加している。

表 41 主要事業の定員に対する稼働率

(単位:%)

		2017 年度	2018 年度	2019 年度
特別養護老人 ホームコモンズ	目標値	97.0	97.0	95.0
	実績値	92.0	90.0	92.6
特別養護老人 ホームコモンズ短期入所	目標値	90.0	90.0	90.0
	実績値	95.3	90.0	87.6
わかば保育園	目標値	100.0	100.0	100.0
	実績値	95.9	95.0	94.2

## (5)市の関与の状況

## 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
補助金(助成金)	112,148	65,298	63,017
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	45,000	40,000	35,000
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	256,871	262,028	263,883

## 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
委託料	256,871	262,028	263,883
うち指定管理料	—	—	—

(6) 役職員数

(単位:人)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度
役員	10	10	10
うち市退職者	5	5	5
うち市あて職	0	0	0
正職員	68	66	66
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

## 2. 監査の結果及び意見

### (1)【指摘事項区－1】固定資産の管理について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

#### 1) 現状

経理規程第 52 条第 2 項及び第 54 条において、固定資産管理の方法を下記のとおり規定している。

経理規程抜粋

(現物管理)

第 52 条

2 固定資産管理責任者は、固定資産の現物管理を行うため、固定資産管理台帳を備え、固定資産の保全状況及び異動状況について所要の記録を行い固定資産を管理しなければならない。

(現在有高報告)

第 54 条 固定資産管理責任者は毎会計年度現在における固定資産の保管現在有高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認し固定資産有高報告書を作成し、これを会計責任者に提出しなければならない。

2 会計責任者は前項の固定資産有高報告書と固定資産管理台帳を照合し必要な記録の修正を行うとともに、その結果を理事長に報告しなければならない。

つまり、年 1 回固定資産の現物確認をすることとしている。しかし、現物に備品シールが貼付されていないため、目視で確認している。

#### 2) 問題の所在

現状では、例えば同種同一用途の固定資産が複数ある場合に固定資産台帳と現物とを 1 対 1 で照合するのが困難であったり、専門の機械などは担当者 1 人しか判別できなかったりする可能性がある。その結果、固定資産の現物確認が形骸化したものになる可能性

がある。

### 3)改善案

固定資産台帳と紐づけられた管理番号を記載した備品シールを現物に貼付し、担当者以外も容易に管理番号で紐づけて固定資産台帳と現物を照合できるように管理することが必要である。

## (2)【意見Ⅹ-1】町田市との連携について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

(監査要点:外郭団体の在り方に関する事項)

### 1)現状

町田市は 2005 年 5 月に特別養護老人ホーム commons の開所に伴う運営資金として 100,000 千円を法人に貸し付けている。2019 年度末時点の残高は 35,000 千円で、完済予定は 2026 年度である。法人は、当該貸付金の支出をもって外郭団体に指定されている。

### 2)問題の所在

町田市では、市政を支える関係団体に対して財政的・人的な援助を行うなどして、行政施策の推進に努めている。

当初、本法人は町田市在宅福祉サービス公社から移行して①市民の主体性を生かした組織②高齢者のトータルケアの実施③町田市の高齢者施策の先導的な役割を目的に設立された。

しかし、法人の担当者にヒアリングした結果、現状は市から政策や計画に関する意向や方針を伝達されたことはなく、評価も決算書上の情報のみとなっている。

また、所管課担当者にヒアリングした結果、現在、貸付金があることを除き、他の高齢者福祉事業に関わる社会福祉法人と異なることなく、町田市(指導監査課)の社会福祉法人の指導監査以外において当該団体への監査及び外郭団体監理委員会による評価は 2005 年以降なされていない。

そこで、法人の外郭団体としての位置付けや評価が課題となる。

また、現状は貸付金の残額が 2026 年度までであることで外郭団体とされているが、当該貸付金の完済後、2027 年度以降の位置付けが課題となる。

### 3)改善案

貸付金が完済される 2026 年度までに、法人と町田市の関係を明確にした上で、外郭団体として継続するかの判断が必要となる。

## (3)【意見Ⅹ-2】棚卸資産の計上について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

経理規程の第 44 条及び第 46 条において、下記のとおり棚卸資産の定義と管理方法について規定している。

#### 経理規程抜粋

##### (棚卸資産の範囲)

第 44 条 この規程において、棚卸資産とは、下記のものをいう。

##### ア 貯蔵品

##### (棚卸資産の管理)

第 46 条 棚卸資産についてはその品目ごとに受払帳を備え、異動および残高を把握しなければならない。

2 会計責任者は毎会計年度末において棚卸資産の实地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。

ここで、介護用品等の消耗品などの未使用品は存在するが、購入時に全て費用処理されており、貯蔵品たる棚卸資産として認識していない。そのため、決算書の貸借対照表上、棚卸資産が計上されていない。また、受払帳での管理や年度末の实地棚卸をしているものもなかった。

### 2)問題の所在

経理規程と実際の運用が異なっている可能性がある。

担当者にヒアリングした結果、経理規程の第 46 条第 3 項において「販売目的で所有する棚卸資産を除き」とあり実際に販売しているものはないため、实地棚卸し、会計上、計上が必要な棚卸資産はないとのことだった。

#### 経理規程抜粋

##### (棚卸資産の管理)

##### 第 46 条

3 棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する数量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、販売目的で所有する棚卸資産を除き、第1項の規定にかかわらず、受払帳を設けずに購入時に消費したのとして処理することができる。

### 3)改善案

社会福祉法人において棚卸資産は、一般的には社会福祉事業を行うために購入され、短期間に販売・消費される資産をいい、社会福祉法人会計基準に例示される勘定科目は、消耗品等で未使用の物品つまり介護用品等の消耗品などである「貯蔵品」、患者等に投



与する医薬品などである「医薬品」、患者等に使用するカテーテル、縫合糸などの「診療・療養費等材料」、主食、おやつを含む副食など「給食用材料」があげられる。

経理規程の第46条第3項は「販売目的で所有する棚卸資産を除き」という規定であるため、販売目的で所有する棚卸資産は必ず受払帳を設けることとなる。

ここで、法人においては介護や保育で必要となるおむつやとろみ剤などの消耗品たる「貯蔵品」が販売目的であるかが問題となる。介護や保育の事業は、定款に記載された社会福祉事業(社会福祉法第1条第2条)、公益事業(社会福祉法第26条)であるため、法人の主事業である。当該事業で消費されるものは販売目的で所有する棚卸資産と類似すると考えることができる。そのため、受払帳を設け、異動及び残高を把握することが望まれる。

また、資産の流用といった不正防止など資産管理の観点、受払や残数の管理をされていることによる過剰な消費を抑えるなどコスト管理の観点からも、受払帳を設け、異動及び残高を把握することが望まれる。

ただし、会計上は「社会福祉法人会計基準」2 一般原則 (4)重要性の原則に関する規定及び「社会福祉法人会計基準注解」の重要性の原則の適用をし、棚卸資産として計上しないことも考えられる。

## X. 公益社団法人町田市シルバー人材センター

### 1. 外郭団体の概要

#### (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	いきいき生活部高齢者福祉課
所在地	町田市森野1丁目1番15号
設立年月日	1980年3月6日
設立根拠法令	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
設立目的(経緯)	<p>一般雇用になじまないが、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(1980年3月6日に発足し、同年12月に法人認可された。1990年7月に町田市高齢者事業団という名称を、社団法人町田市シルバー人材センターと改めた。2011年4月1日から「公益社団法人」となった。)</p>
事業内容	<p>①高齢者のための就業機会の確保及び提供として、一般家庭、事業所、官公庁等からの仕事を請け負い、会員の希望と能力に応じた仕事を提供している。</p> <p>②高齢者の就業に必要な知識や技能の付与を目的とした講習の実施として、定例日研修(マナー・安全就業・適正集合)、認知症の家族介護者調査報告会の開催、仕事別グループの会議や研修の開催等を実施している。</p> <p>③高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進を図るために必要な事業の実施として、市内一斉美化清掃等を実施している。</p> <p>④高年齢者の就業に関する相談、調査研究及び事業の企画運営として、毎月の定例相談会等を実施している。</p>
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

#### (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	—
うち市の出資金等	—
市出資金等割合	—

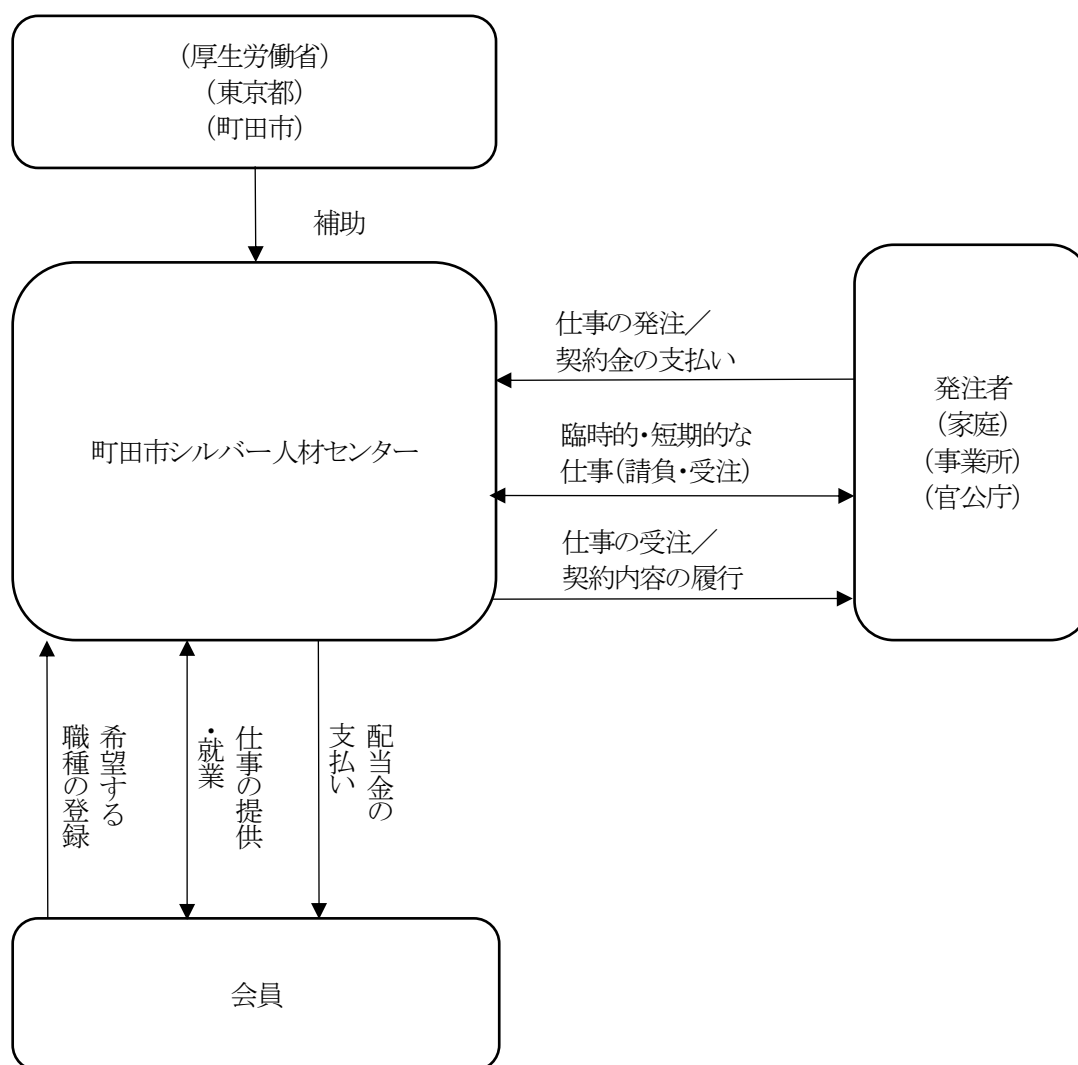
(3) 組織の状況

1) 仕組み

町田市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国、東京都、町田市から支援を受けて運営されている公益社団法人である。

運営費の一部は、厚生労働省が各都道府県のシルバー人材センター連合会に対して補助し、連合会から各センターに受取連合交付金として配分されている。

主たる事業内容は、会員である地域の高齢者の就業機会の確保及び提供である。

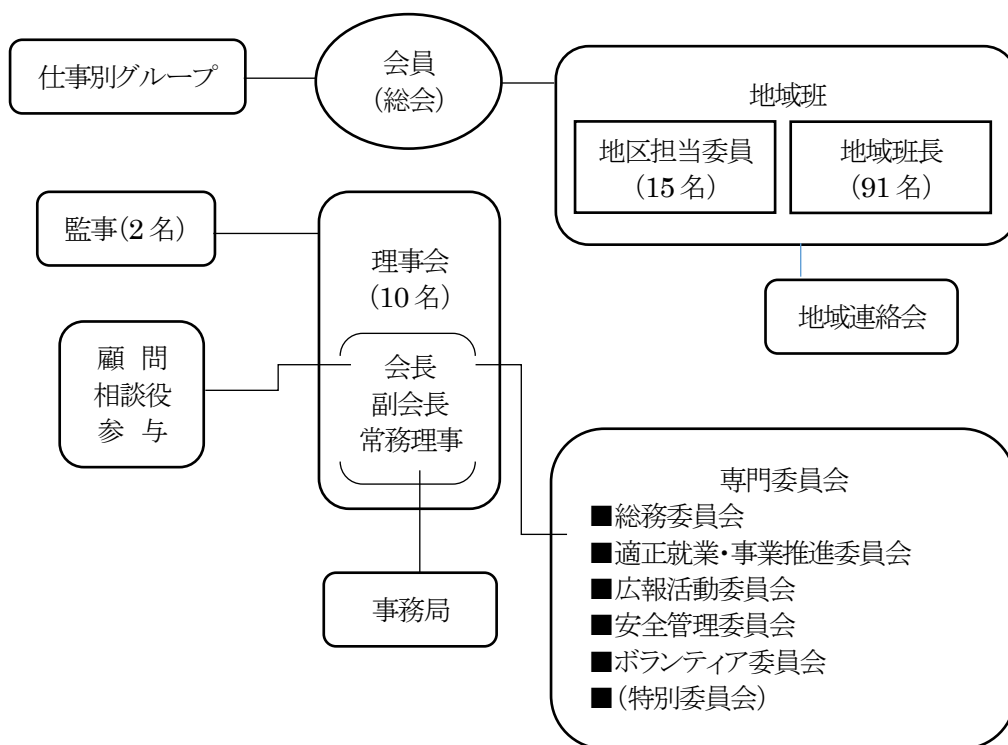


2) 組織図

総会は、正会員及び特別会員によって構成されており、一般社団・財団法人法上の社員総会にあたる。正会員は、町田市に居住する、原則として 60 歳以上の健康な者で、かつ、働く意欲がある者で、臨時のかつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る

就業及び社会奉仕活動等を通じて自己の能力を活用し、生きがいの充実や社会参加等を希望する者、とされている。正会員数は、2020年6月末時点で2,918人である。特別会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している個人で、会長が推薦し理事会の承認を得た者とされており、2020年6月末時点で2名となっている。会員数としては、東京都の市区町村のシルバー人材センターの中で上位6番目であり、23区以外では最も多い。

事務局は正職員7名、嘱託職員3名、臨時職員6名、派遣職員1名で、約3,000名の会員の就業等に係る日常業務を行っている。



出所) 市提供資料をもとに監査人が作成

## (4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

## 1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	101,290	108,285	110,334
流動資産以外の資産	109,196	115,997	115,285
資産合計	210,485	224,282	225,619
流動負債	70,271	71,670	66,873
固定負債	22,699	22,502	21,777
うち借入金	—	—	—
負債合計	92,970	94,172	88,650
正味財産合計	117,515	130,110	136,969
うち一般正味財産	117,515	130,110	136,969

## 2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,010,132	1,019,465	1,039,763
経常費用	1,013,883	1,006,966	1,031,456
経常損益	△3,751	12,499	8,307
特別利益	—	95	—
特別損失	—	—	1,448
当期損益(税引後)	△3,751	12,594	6,859

## 3)主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	55.8	58.0	60.7
借入金依存度	—	—	—
流動比率	144.1	151.1	165.0
経常収支比率	99.6	101.2	100.8
市補助金比率	4.0	3.9	3.8
市委託料比率	36.1	36.3	34.6

## (分析)

町田市シルバー人材センターは公益社団法人であるため、収支相償(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第6号、第14条)が求められる。収支相償の趣旨は、公益法人が利益を内部に溜めずに、公益事業目的に充てるべき財源を最大限活用してサービスを提供し、受益者を広げようとすることにあり、公益法人が受けている税制優遇の重要な基礎となっている。収支相償を満たしているか否かの計算は、各事業年度の計算書類に基づいて、公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないか否

かで行われる。

この点、町田市シルバー人材センターの計算書類によれば、経常損益が、2017 年度は△3,751 千円、2018 年度は 12,499 千円、2019 年度は 8,307 千円となっている。

貸借対照表については、未収金として、発注者からの事業未収金等が 83,271 千円(総資産に占める割合 36.9%)計上されていること、及び、現金預金・特定資産といった資金(預貯金)形態のものが合計で 138,561 千円(総資産に占める割合 61.4%)計上されていることが特徴的である。なお、事業所が自己所有でないこと等から、固定資産(特定資産を除く)は 3,665 千円(総資産に占める計上割合 1.6%)である。

また、特段資金の借り入れは行っておらず、現状、財務安定性の観点から直ちに問題が生じる状況にはない。

表 42 2019 年度における総資産の主な構成

(単位:千円)

項目	金額	総資産に占める構成割合
現金預金	26,942	11.9%
未収入金	83,271	36.9%
特定資産	111,618	49.5%
(減価償却引当資産)	1,840	0.8%
(うち職員退職給付引当資産)	19,778	8.8%
(うち財政運営資金積立資産)	90,000	39.9%
その他	3,785	1.7%
合計(総資産)	225,619	100.0%

一方、正味財産増減計算書の経常収益 1,039,763 千円は、会員から徴収する会費である受取会費が 6,268 千円、会員の作業に対する発注者からの支払いである受託事業収益が 960,882 千円、町田市及び公益財団法人東京しごと財団からの受取補助金が 59,076 千円等で構成されており、町田市及び公益財団法人東京しごと財団からの受取補助金が経常収益に占める割合は 5.7%程度である。

経常収益の 9 割以上を占める受託事業収益は、2017 年度以降微増しており、2017 年度に対して 2019 年度においては 18,501 千円増加(増加率 2.0%)しているが、これは、天候不順による屋外作業等の契約件数の減少や新型コロナウイルス感染症対策として実施された事業停止の影響等があったものの、年間では受注量が増加したこと等によるものである。



表 43 経常収益の主な構成及び推移

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	増減額
受取会費	6,194	6,232	6,268	74
受託事業収益	942,381	943,936	960,881	18,500
労働者派遣事業 等受託費収入	1,860	6,848	8,225	6,365
受取補助金等	54,418	57,226	59,076	4,658
その他	5,279	5,222	5,312	33
合計(経常収益)	1,010,132	1,019,465	1,039,763	29,630

(注1) 増減額は、2019年度計上額における対2017年度の増加額。

表 44 会員数の推移

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度	増減数
会員数	2,764	2,804	2,866	102

(注1) 会員数は年度末時点。

(注2) 増減数は、2019年度における対2017年度の増加数。

## (5)市の関与の状況

## 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	39,990	39,990	39,990
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	364,781	370,564	359,607

## 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託(※1)	364,781	370,564	359,607
うち指定管理料	12,707	12,707	12,707

(※1)都立山崎高等学校(卒業証書筆耕業務)、東京国税局(自転車整理業務)からの委託業務を含む。

## (6)役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	12	12	12
うち市退職者(※1)	1	1	1
うち市あて職(※1)	1	1	1

項目	2017年度	2018年度	2019年度
正職員	7	7	7
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

(※1)市退職者の役員及びあて職の役員は理事である。

## 2. 監査の結果及び意見

### (1)【指摘事項X-1】固定資産台帳について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

#### 1)現状

手書きの固定資産台帳の K-63 の欄に、種類:祭壇、現在金額1円と記載されていた。一方で、対象の固定資産は、既に町田市に返還しており、法人の所有ではないとのことであった。

なお、会計上の固定資産台帳からは、当該資産の記載はなく、既に除却処理されていた。

#### 2)問題の所在

実際には法人の所有でない固定資産が、固定資産台帳に記載されているため、財務規程第 23 条に記載の「固定資産台帳を備え」「固定資産の」「異動について、記録を行う」に違反した状態となっている。

#### 3)改善案

当該固定資産は、既に市に返還しており、法人の所有ではないため、固定資産台帳に返還の事実を反映するべきである。

### (2)【指摘事項X-2】備品台帳について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

#### 1)現状

財務規程第 32 条第 1 項(1)(3)において、消耗什器備品管理簿及び消耗品受払簿を備え、「物品の保管状況及び異動について記録を行う」とされているが、消耗什器備品管理簿及び消耗品受払簿を備えておらず、物品に異動があった場合でも異動について記録を行っていない。

#### 2)問題の所在

消耗什器備品管理簿及び消耗品受払簿を備えておらず、物品の保管状況及び異動について記録を行っていないため、財務規程第 32 条第 1 項(1)(3)に違反した状態となっている。

### 3)改善案

財務規程に基づき、消耗什器備品管理簿及び消耗品受払簿を備え、物品の保管状況及び異動について記録を行うべきである。または、実態に即して規程の改定を検討すべきである。

## (3)【指摘事項X-3】時間外手当の算定について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

超過勤務手当の算定について、正職員 1 名について 2019 年 4 月分から 6 月分まで、正職員 1 名について 2019 年 4 月分から 7 月分まで、その算定の基礎に住宅手当が含まれているケースがあった。

### 2)問題の所在・指摘事項

法人では、超過勤務手当のベースとなる時間単価を、基本給及び地域手当を合算した金額をもとに算定しており、これは超過勤務手当について規定する職員給与規程第 29 条に基づくものである。

職員給与規程第 29 条の「給与等」には通常基本給と地域手当のみを含めていること、他の関連する超過勤務手当に関する規程を参考にしても住宅手当を超過勤務手当に含めている例がないことから、この「給与等」に住宅手当が含まれると解釈することは困難である。したがって、正職員 1 名について 2019 年 4 月分から 6 月分まで、正職員 1 名について 2019 年 4 月分から 7 月分までの超過勤務手当に関しては、住宅手当が含まれる根拠がないにもかかわらず、超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当を含めていたことになる。

### 3)改善案

超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当を含める根拠はないため、超過勤務手当の算定の基礎に住宅手当が含まれることのないよう、留意すべきである。なお、法人では、2019 年 8 月に給与システムソフトの修正を行い改善している。

## (4)【意見X-1】貸倒の償却に関する規程の整備について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

延滞債権の貸倒処理について、「言葉の定義について」という内部文書で「貸倒」という言葉の定義をしているのみで、債権管理上、延滞債権をどのように処理するかについて、明確な規程がない。

### 2)問題の所在

延滞債権の処理に関する規程がないため、延滞債権償却の時期等が恣意的になる恐れ等がある。

### 3)改善案

延滞債権の処理に際しての恣意性の排除、事務処理の一貫性・適切性を担保する観点からは、延滞債権の処理に関する規程を策定することが望ましい。

延滞債権の処理に関する規程は、一義的には法人が自ら策定すべきものであるが、策定に際しては、例えば法人税基本通達 9-6-1~3 に基づく償却を行うことが考えられる。すなわち、①金銭債権が切り捨てられた場合、②金銭債権の全額が回収不能となった場合、③一定期間取引停止後弁済がない場合等、に償却を行う方法である。

## (5)【意見X-2】委託契約の単価契約について

(監査要点:委託契約事務・指定管理業務等に関する事項)

### 1)現状

町田市との契約のうち、金額が時給での単価に基づく推定金額(推定総額)となっているものがある(町田市放課後等子ども遊び場見守り事業業務委託契約、町田市民フォーラム施設貸出管理業務委託)。

なお、担当者によれば、上記2つの契約以外の契約では、このような単価契約にはなっていないとのことである

### 2)問題の所在

上記2事業とも、指定の施設に町田市シルバー人材センターの会員が出向いて指定の業務を行う請負契約である。契約書上、代金は1時間当たりの単価に事業実施時間数を乗じて算定される。確かに、契約書には契約金額が推定金額として記載されているが、この推定金額はこれを上限として代金が支払われる金額であり、実際の支払金額は1時間当たりの単価に事業実施時間数を乗じて算定されるものである。

この点、契約代金を、時間当たり単価×人工で算出することは、仕事の対価ではなく労働の対価として、発注者が請負事業主に支払っている、請負契約ではなく労働者派遣契約であるとみなされるおそれがある。

すなわち、労働者派遣と請負の区分を明確にすることを目的とした「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年労働省告示第37号)では請負代金に関する基準を設けていないものの、これを受けて行政が作成した「派遣と請負の区分基準のチェックポイント」によれば、派遣と請負の区分基準のチェックポイントとして「請負代金は、1労務単価×人数×日数または時間となっていない。」ことが挙げられているためである。

### 3)改善案

町田市の他の契約と同様、契約金額総額での契約とすることを検討すべきである。

## XI. 一般財団法人町田市体育協会

## 1. 外郭団体の概要

## (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	文化スポーツ振興部スポーツ振興課
所在地	町田市南成瀬 5 丁目 12 番 町田市立総合体育館内
設立年月日	2011 年 4 月 1 日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
設立目的 (経緯)	市民のスポーツ振興を推進し、市民の体力向上と健康増進を図り、スポーツ精神を涵養し、もって、社会文化の向上・発展に寄与し、併せてスポーツに関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的として設立
事業内容	① スポーツ振興に関する調査、研究 ② スポーツ団体との連絡、協議等 ③ 講演会・研修会・講習会等の開催、及び印刷物の発行 ④ 各種競技会の開催 ⑤ スポーツの指導・奨励、並びに指導者の養成 ⑥ 町田市スポーツ推進計画実行への協力 ⑦ 東京都体育協会及び東京都市町村体育協会連合会が行う事業への参加及び協力 ⑧ 野津田公園指定管理業務・共同事業者としての業務推進
情報公開制度の有無	有
外部監査体制の有無	無

## (2) 出資金等の状況

項目	内容
出資金等	3,000 千円
うち市の出資金等	—
市出資金等割合	—

## (3) 組織の状況

理事会(理事 16 名)、評議員会(37 加盟団体から 1 名ずつ選ばれた評議員 37 名)、監事 2 名に加え、3 つの委員会(運営委員会、スポーツ育成委員会、財務委員会)を置く。事務局の職員数(嘱託職員及びパート職員を含む)は 7 名である(2020 年 10 月 1 日現在)。

## (4) 財務状況

2017 年度から 2019 年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

1) 貸借対照表

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	18,696	20,429	22,842
流動資産以外の資産	3,000	3,000	3,000
資産合計	21,696	23,429	25,842
流動負債	1,471	534	482
固定負債	—	—	—
うち借入金	—	—	—
負債合計	1,471	534	482
正味財産合計	20,225	22,895	25,360
うち一般正味財産	17,225	19,895	22,360

(注) 上記表の流動負債、負債合計、正味財産合計、一般正味財産ともに【指摘事項XI-2】を反映した金額である。

2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	51,017	51,972	52,200
経常費用	48,428	49,303	49,734
経常損益	2,589	2,669	2,466
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
当期損益 (税引後)	2,589	2,669	2,466

(注) 上記表の経常収益、経常費用、経常損益、当期損益ともに【指摘事項XI-2】を反映した金額である。

3) 主要な財務指標

(単位：%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	93.2	97.7	98.1
借入金依存度	—	—	—
流動比率	1,271.0	3,825.7	4,739.0
経常収支比率	105.3	105.4	105.0
市補助金比率	85.2	83.6	83.4
市委託料比率	4.2	3.8	4.0

(注) 上記表の各比率は【指摘事項XI-2】を反映して算出している。

(分析)

市補助金及び市委託料の合計が経常収益全体に占める割合は 9 割近くに及び、町田市体育協会の設立目的及びそれを達成するための事業内容を考慮すると、市の財政的支援に依拠する割合は高くならざるを得ない。自己財源としては、主に会費及び賛助会費と町田市立野津田公園指定管理者の業務分担費があるが、前者は年間約 2,000 千円、後者は共同事業体の代表者の業務補佐として職員 1 名の配属であり、いずれも大きな収益源とはなり得ない状況である。



## (5)市の関与の状況

## 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	43,460	43,471	43,513
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	2,155	1,954	2,064

(注) 上記表の補助金は【指摘事項XI-2】を反映して当年度に交付された補助金から返還額を差し引いた金額である。

## 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料(※1)	2,155	1,954	2,064
うち指定管理料(※2)	—	—	—

(※1) ①都民体育大会・東京都町村総合体育大会選手団・役員派遣事業業務委託料、及び②体育(運動)施設優先受付及び日程調整業務委託料が含まれる。

なお、①については、町田市の代表として派遣される競技団体との連携が不可欠な業務であり、それらの団体との連絡・調整が円滑に行うことのできる町田市体育協会が随意契約によって選定されている。

また、②については、体育(運動)施設の使用を希望する多数の加盟団体等のスケジュール調整業務は煩雑であり、これらの団体の特性や動向を把握している町田市体育協会に委託するのが効率的であるため、随意契約によって選定されている。

(※2) 町田市体育協会は指定管理料を受領していないが、日本体育施設株式会社を代表者、町田体育協会を構成員とする共同事業体スポーツパークパートナーズは、町田市立野津田公園指定管理者であり、町田市体育協会は共同事業体の代表者から業務分担費を受領している。

## (6)役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	18	18	18
うち市退職者	1	1	2
うち市あて職	0	0	0
正職員	3	4	4
うち市退職者	3	4	4
うち市からの派遣	0	0	0

## 2. 監査の結果及び意見

### (1)【指摘事項Ⅺ-1】正味財産増減計算書の表示科目について

(監査要点：会計処理・収支報告に関する事項)

#### 1) 現状

町田市体育協会の会計処理規程第3条において、「会計処理の手続き及び原則は、公益法人会計基準（2008年4月内閣府公益認定等委員会）に準拠して処理しなければならない。」と定められている。

#### 2) 問題の所在

現状の正味財産増減計算書の表示科目は、下記のとおり、実際の内容を適切に表示していないものがあり、決算書の利用者の誤解を招く可能性がある。

現状	修正案
経常収益 ➤ スポーツ振興補助・負担金 ・加盟団体事業等一部負担金（※1） ・体育協会運営費一部負担金（※1） ・都体協補助金 ・スポーツ振興事業補助金 青少年の日各種大会 （略） ➤ 会費 ➤ 受託金 ➤ 繰入金 ➤ 諸収入	経常収益 ➤ 受取補助金 ・町田市補助金 スポーツ振興事業補助金（※1） 各種スポーツ大会等事業補助金 ・都体協補助金 ➤ 受取会費 ➤ 事業収益 ・受託事業収益 ➤ 繰入金 ➤ 雑収入
経常費用 ➤ 事務局運営費 ・報酬 ・給料 ・（略） ・旅費 ➤ 報償費 ➤ 補助金及び分担金・負担金（※3） ・体協加盟団体等事業一部負担金 ・（略） ➤ 事業補助金（※3） ・青少年の日各種大会	経常費用 ➤ 事業費（※2） ・事務局人件費 役員報酬 給料手当 （略） ・旅費交通費 ・報償費 ・支払負担金（※3） 体協加盟団体等事業負担金 （略） 各種スポーツ大会等負担金 ・（略）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>➤ (略)</li> <li>➤ 返還金(※4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 管理費(※2)</li> <li>・(略)</li> <li>(返還金は削除)(※4)</li> </ul>
--	---

(※1)市は、町田市体育協会の運営費等の負担をするためではなく、「一般財団法人町田市体育協会補助金交付要綱」に定められている補助対象事業を実施するために補助金を交付しているため、それが明確になるような表示科目にされたい。

(※2)「公益法人会計基準」の運用指針では、事業の目的のために要する費用を「事業費」、各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用を「管理費」として区分するとしているが、管理費は、例えば、理事会・評議員会の開催運営費や理事・評議員・監事報酬などであり、町田市体育協会の場合は、経常費用の大部分が事業費である。

(※3) 審査を通過した団体に対してその事業を支援するために給付する場合は「補助金」、事業費の全部又は一部を負担する場合は「負担金」とするなど、用語の定義を整理されたい。

(※4)【指摘事項XI-2】を参照されたい。

### 3)改善案

2)の修正案は例示であり、必ずしもこれに従う必要はないが、「公益法人会計基準」の運用指針等を参考にして表示科目を検討されたい。

## (2)【指摘事項XI-2】補助金及び委託料の返還に係る会計処理について

(監査要点：会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

町田市体育協会補助金について、2017年度から2019年度までの推移は下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
交付額	44,799	43,799	43,799
返還額	1,339	328	286
確定額	43,460	43,471	43,513

正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部において、交付額を交付年度の経常収益、返還額を翌年度の経常費用に計上している。

また、都民体育大会・東京都市町村総合体育大会選手団・役員派遣事業業務委託契約料について、2017年度から2019年度までの推移は下記のとおりである。

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
受取額	1,317	1,317	1,490
返還額	114	284	351
確定額	1,203	1,033	1,139

正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部において、交付額を交付年度の経常収益、返還額を同年度の経常費用に計上している。

## 2)問題の所在

町田市体育協会補助金の返還について、2019年度においては、市からの補助金等交付額確定通知書の日付は2020年3月31日であり、実際の返還は2020年4月28日に行われている。したがって、補助金確定の会計処理が翌年度になり、期ずれが生じている。

また、町田市体育協会補助金、都民体育大会・東京都市町村総合体育大会選手団・役員派遣事業業務委託契約料ともに、経常収益に未確定の金額を計上していることになる。

## 3)改善案

町田市体育協会補助金の返還額は3月末に確定しているもので、その会計処理は当該年度に反映させる必要がある。また、返還額については、経常費用に計上するのではなく、経常収益の補助金の金額から差し引くことが必要である。これを仕訳で表すと、下記のとおりになる。

表 45 補助金の仕訳例

	仕訳例1				仕訳例2			
	借方		貸方		借方		貸方	
	科目	金額	科目	金額	科目	金額	科目	金額
入金時	預金	入金額	受取補助金	入金額	預金	入金額	前受補助金	入金額
返還額 確定時	受取補助金	返還額	前受補助金	返還額	前受補助金	返還不要額	受取補助金	返還不要額
返還時	前受補助金	返還額	預金	返還額	前受補助金	返還額	預金	返還額

(注)公益法人会計基準に定めがないため、NPO法人会計基準Q&A28-1を参考にしている。

仕訳例1、2ともに、上記決算日時点で返還額が確定しているものの、実際の返還が決算日以降(4月以降)になる場合は、決算書(貸借対照表)では返還予定額を「前受補助金(前受金)」として流動負債に計上する。

また、都民体育大会・東京都市町村総合体育大会選手団・役員派遣事業業務委託契約料については、金額の確定、返還ともに当該年度中に行われて会計処理にもそれが反映されているが、上記と同様に、返還金を経常費用に計上するのではなく、経常収益の受託費から差し引く。

## (3)【意見XI-1】内部規程について

(監査要点：ガバナンスに関する事項)

## 1)現状

内部規程の多くが、町田市体育協会の設立当時に策定されたものである。

## 2)問題の所在

内部規程について、下記のとおり、誤り又は実態と一致していない定めがあった。

施行日	規程名	現状	修正案
2011年4月16日 (2011年4月1日遡及適用)	理事等の報酬等及び費用弁償等に関する規程	第2条 常勤理事に対しては、定款第32条第1項の規定にかかわらず、… 2 理事長に対しては、定款第32条第1項の規定にかかわらず、…	下線部分を「第33条」に修正する。
2011年4月1日	会計処理規程	第45条 会計責任者は、会計年度終了後2か月以内に事業報告書及び次に掲げる計算書類を作成して、会長に提出しなければならない。(1)収支計算書(2)正味財産増減計算書(3)貸借対照表(4)財産目録	収支計算書の作成は必要ではないので、下線部分を削除する。

## 3)改善案

内部規程は、組織が継続して発展していくためのルールであり、組織を統制するために必要なものである。2)で指摘した点を含め、組織体制や環境の変化に合わせて適宜見直しをされたい。

なお、収支計算書は、会計ソフトから作成しているが、理事会の審議対象や評議員会の決議対象である決算書に含まれていない。公益法人会計基準に従うと、町田市体育協会の場合、収支計算書の作成は必須ではないため、収支計算書を作成する目的を検討し、今後も作成が必要と判断されれば、理事会の審議対象や評議員会の決議対象である決算書に収支計算書を含めることを検討されたい。

## XII. 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク

### 1. 外郭団体の概要

#### (1) 団体概要

項目	内容
市所管課	いきいき生活部いきいき総務課
所在地	町田市山崎町 2055 番地 2C-111
設立年月日	2012 年 4 月 11 日
設立根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
設立目的(経緯)	町田市内の介護保険事業に携わるものの就業の機会を確保し、研修体系の開発や専門性向上に向けた研修実施を行い、介護保険事業に関する専門的教育及び介護に関する知識の普及を図り、人材の確保及び育成並びに定着に資するとともに、町田市の福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>(1) 地域介護・福祉・看護等を担う人材発掘事業として、町田市介護人材バンク、介護・福祉ミニ面接会、地域密着型就職面接会・ふくしのしごと相談面接会等を行っている。</p> <p>(2) 地域介護・福祉・看護等を担う人材育成事業として、出張訪問研修、法令遵守・運営基準・法改正研修、相談援助研修(初級編・上級編)等を行っている。</p> <p>(3) 地域介護・福祉・看護等を担う人材の就労定着支援事業として、町田市医療・介護・福祉研究大会、介護福祉士国家試験受験対策直前講座(筆記編)、介護カフェ(医療介護義塾まちけあ)等を行っている。</p> <p>(4) 介護保険事業者のネットワーク促進事業として、ネットワークサポート委員会、町田市高齢者福祉施設部会・生活相談員部会、町田市通所事業所連絡会等を行っている。</p> <p>(5) 介護職員初任者研修事業</p> <p>(6) 実務者研修事業</p> <p>(7) 有料職業紹介事業</p> <p>(8) その他</p>
情報公開制度の有無	無
外部監査体制の有無	無



## (2) 出資金等の状況

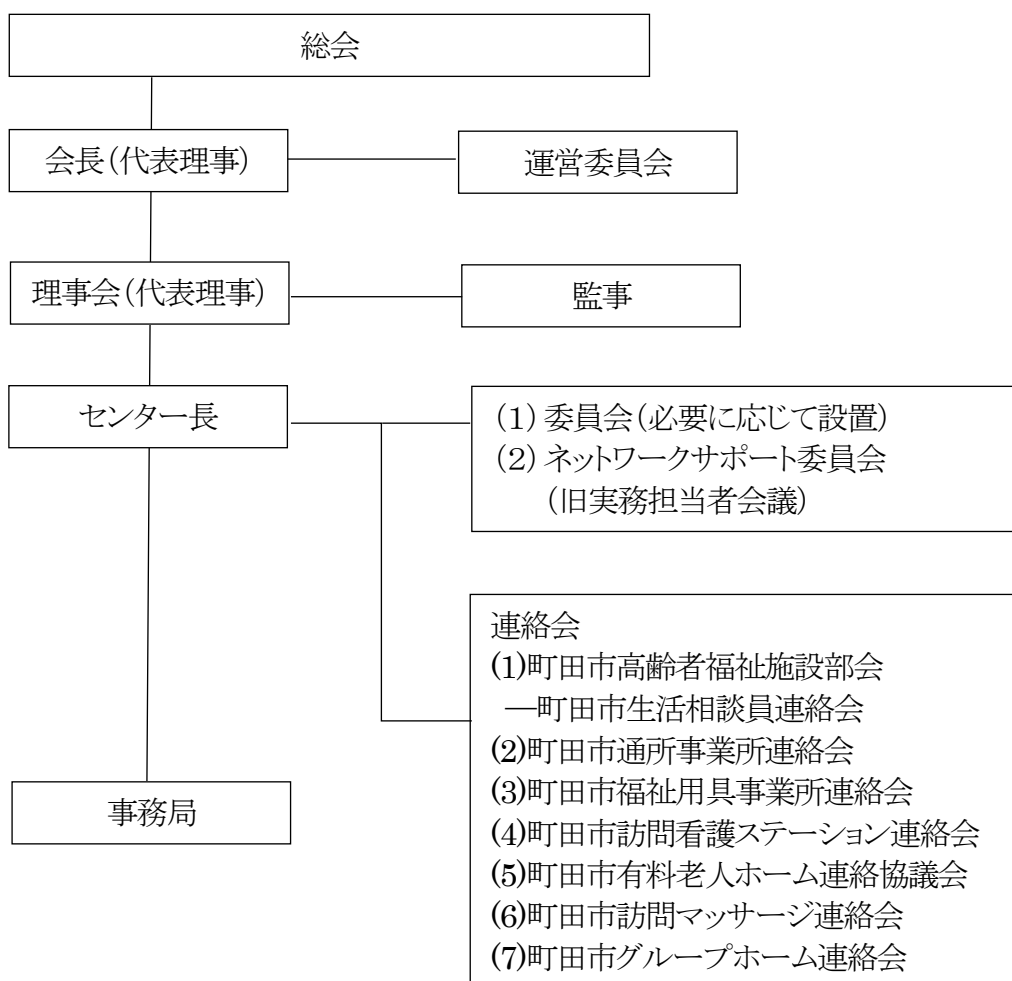
項目	内容
出資金等	—
うち市の出資金等	—
市出資金等割合	—

## (3) 組織の状況

総会は、正会員によって構成されており、一般社団・財団法人法上の社員総会にあたる。正会員は、法人の目的に賛同して入会した町田市内に所在する指定介護保険事業所とされている。会員事業所数は、2020年3月末時点で424事業所である。

事務局はセンター長1名、管理職1名、正職員3名、嘱託職員1名で、日常業務を行っている。

## (組織図)



(4)財務状況

2017年度から2019年度までの財務状況の推移は以下のとおりである。

1)貸借対照表

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
流動資産	13,057	12,882	12,681
流動資産以外の資産	1,465	2,346	1,436
資産合計	14,522	15,228	14,117
流動負債	3,883	3,363	2,665
固定資産	—	—	—
うち借入金	—	—	—
負債合計	3,883	3,363	2,665
正味財産合計	10,639	11,865	11,452
うち一般正味財産	10,639	11,865	11,452

2)正味財産増減計算書

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	46,289	52,369	55,488
経常費用	41,397	50,907	55,831
経常損益	4,892	1,462	△343
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
当期損益(税引後)	4,379	1,227	△413

3)主要な財務指標

(単位:%)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
自己資本比率	73.3	77.9	81.1
借入金依存度	—	—	—
流動比率	336.3	383.1	475.8
経常収支比率	111.8	102.9	99.4
市補助金比率	43.2	38.2	32.4
市委託料比率	40.4	45.3	55.6

(分析)

総資産(資産合計)14,117千円のうち、活動資金等に充てるための現金預金7,195千円(資産合計に占める構成比率51.0%)、町田市等からの未収入金5,170千円(資産合計に占める構成比率36.6%)といった、資金の範囲に含まれる資産の比率が8割以上となっている。一方で、負債としては、会員からの翌年度の会費収入が前受金として1,161千円あるものの、ほかに期末特有の支払はない。このため、流動比率は475.8%となって

いる。また、事務所は賃貸借契約のため、固定資産のうち主なものは敷金 1,324 千円(総資産に占める構成比率 9.4%)となっている。なお、特段資金の借り入れは行っておらず、負債合計は 2,665 千円(総資産に対する割合 18.9%)であり、現状、財務安定性の観点から直ちに問題が生じる状況にはない。

表 46 2019 年度における総資産の主な構成

(単位:千円)

項目	金額	総資産に占める構成割合
現金預金	7,195	51.0%
未収入金	5,170	36.6%
敷金	1,324	9.4%
その他	428	3.0%
合計(総資産)	14,117	100.0%

正味財産増減計算書の経常収益 55,488 千円は、会員事業所から徴収する会費収入 3,651 千円、町田市からの受託事業収入 30,870 千円を含む事業収入 33,836 千円、町田市からの受取補助金 18,000 千円等で構成されており、市からの補助金及び受託事業収入が経常収益に占める割合は 88%程度である。

経常収入の約 56%を占める町田市からの受託事業収入は、2017 年度に対して 2019 年度においては 12,153 千円増加(増加率 64.9%)している。また、経常収入の 32%を占める町田市からの受取補助金は、2017 年度に対して 2019 年度においては 2,000 千円減少している(減少率 10.0%)。したがって、町田市からの受託事業収入及び受取補助金は、2017 年度に対して 2019 年度においては 10,153 千円増加している(増加率 26.2%)。

表 47 経常収益の主な構成及び推移

(単位:千円)

項目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	増減額
会費収入	3,319	3,442	3,651	332
事業収入	22,468	28,246	33,836	11,368
うち町田市 受託収益	18,717	23,713	30,870	12,153
受取補助金等	20,000	20,000	18,000	△2,000
その他	501	0	0	△501
合計(経常収益)	46,289	52,369	55,488	9,198

出所) 町田市提出資料をもとに監査人が作成

(注1) 増減額は、2019 年度計上額における対 2017 年度の増減額。

表 48 会員事業所数の推移

項目	2017年度	2018年度	2019年度	増減数
会員事業所数	369	402	424	55

出所)町田市提出資料をもとに監査人が作成

(注1) 会員事業所数は年度末時点。

(注2) 増減数は、2019年度における対2017年度の増加数。

## (5)市の関与の状況

### 1)財政的支援

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
補助金(助成金)	20,000	20,000	18,000
利子補給金	—	—	—
税の減免額	—	—	—
貸付金残高	—	—	—
債務保証、損失補償契約に係る債務残高	—	—	—
(参考)委託料	18,717	23,713	30,870

### 2)委託(指定管理含む)

(単位:千円)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
委託料	18,717	23,713	30,870
うち指定管理料	—	—	—

## (6)役職員数

(単位:人)

項目	2017年度	2018年度	2019年度
役員	11	11	11
うち市退職者	0	0	0
うち市あて職	1	1	1
正職員	3	5	6
うち市退職者	0	0	0
うち市からの派遣	0	0	0

## 2. 監査の結果及び意見

### (1)【指摘事項Ⅻ-1】臨時総会の決議要件について

(監査要点:法人運営の法規準拠性に関する事項)

#### 1)現状

第 18 回会員総会(社員総会(定款第 12 条第 2 項))議事録によれば、決議の省略により、2020 年 3 月 10 日に会員総会の決議があったものとみなしている。一方で、会員から書面により議案の承認の意思表示を得たのは、議決権 423 個のうち、1 号 2 号議案につき 313 個、3 号議案につき 314 個であった。

#### 2)問題の所在

法人の定款には、社員総会の決議の省略についての定めがない。そこで、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条第 1 項によれば、社員総会の決議の省略を行うには、理事又は社員が社員総会の目的である事項に行った提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行う必要がある。

この点、本件において、社員全員から同意の意思表示は行われていない。

これは、以下の理由による。すなわち、例年では総会を開催し、会員は、会場に出席し、もしくは書面にて、議決権を行使しているが、本件においては、新型コロナウイルス感染症の流行下において、高齢者向けのサービスを提供することを業とする会員も多いことから、会場への出席を回避するために決議の省略を試みたところ、社員全員から同意の意思表示を失念し、手続きを誤ったものである。

#### 3)改善案

法人の議決権数は 423 と多く、決議の省略に必要な全員の同意の意思表示を得ることは現実的に難しい。今後は決議の省略の方法を選択するのではなく、事前に書面による議決権の行使や代理人による議決権行使(定款第 20 条(※))の方法の利用を十分に呼び掛けたうえで、定款第 19 条(※)の決議を検討すべきである。

(※)一般社団法人町田市介護サービスネットワーク定款

(決 議)

第 19 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

③ 理事又は監事を選任する議決を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第22条に定められる定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合において行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

## (2)【指摘事項Ⅱ-2】仮払金について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

法人の2020年3月期末の貸借対照表には仮払金3,756円が計上されているが、内容は原町田の町田市介護人材バンクの事務所が所有する現金の期末残高であった。

### 2)問題の所在

原町田の町田市介護人材バンクの事務所の現金の期末残高3,756円が、貸借対照表上には仮払金として計上されており、本来あるべき現金として計上されていない。

### 3)改善案

期中は、本部から原町田の町田市介護人材バンクの事務所へ小口現金を渡す際に、本部にとっては仮払金にあたるものとして、「仮払金／普通預金」という仕訳を行っている。

この点、期中の仕訳は現状の処理のままでも問題ないが、期末においては、原町田の町田市介護人材バンクの事務所の小口現金の残高については、仮払金から現金に振り替えるため、「現金／仮払金」の仕訳を行うべきである。

## (3)【指摘事項Ⅱ-3】固定資産の注記について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

2020年3月期の財務諸表に対する注記の「2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高」の表に、以下のように記載されている。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	3,213,154	1,690,858	3,102,027
車両運搬具	1,002,160	1,002,158	1,002,158
建物付属設備	216,561	102,468	216,560
合計	4,431,875	2,795,484	4,320,745



一方で、貸借対照表には、設備造作:1 円、車両運搬具:2 円、什器備品:111,127 円と記載されている。

## 2)問題の所在

固定資産の計上価格について、注記と貸借対照表とが異なっている。

## 3)改善案

固定資産台帳を参考に、注記を下記のように修正すべきである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
設備造作	216,561	216,560	1
什器備品	1,002,160	1,002,158	2
車両運搬具	3,213,154	3,102,027	111,127
合計	4,431,875	4,320,745	111,130

## (4)【指摘事項XII-4】訪問マッサージ連絡会活動費の預り金について

(監査要点:会計処理・収支報告に関する事項)

### 1)現状

2020年3月期末の貸借対照表の前受金1,161,200円のうち、20,000円は訪問マッサージ連絡会活動費の預り金であった。

### 2)問題の所在

前受金は、将来の収益に計上される資金を受け取った場合に使用される勘定科目である。

訪問マッサージ連絡会活動費は、法人が、訪問マッサージ連絡会に納付される現金を一時的に預かっているものであり、将来法人の収益に計上されるものではない。したがって、前受金として処理すべきではない。

### 3)改善案

訪問マッサージ連絡会活動費の預り金は、前受金ではなく、預り金として処理すべきである。

## (5)【意見XII-1】補助金に係る実地調査について

(監査要点:市のモニタリングに関する事項)

### 1)現状

法人は、2020年3月期に、町田市から18,000千円の補助金を受け取っている。しかし、町田市は、その補助金の確定検査に際し、実地調査は行っていない。

## 2)問題の所在

町田市は、法人の理事会に町田市いきいき生活部長が理事として出席する、担当課であるいきいき生活部いきいき総務課の担当者が補助金の事務を含め経常的に法人担当者とメールや電話等で連絡を取りあう等、日常的に法人の運営をマネジメントしている。

しかし一方で、補助金に関して法人を訪問しての実地調査は近年行っておらず、補助金に関する報告に関連する証憑等は、法人設立時の2012年度及び2013年度は実地調査を行って確認をしているものの、2014年度以降は実施調査を行っておらず、確認をしていない。

## 3)改善案

補助金に関する報告の検証作業として、町田市は収支に関連する実際の証憑等を確認し、支出の実在性等を確認することが有益である。

## (6)【意見Ⅻ-2】現金の管理について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

### 1)現状

現金出納帳の記帳と現金の取扱いとを同一の職員が行っている。当該職員は小口現金の出納があった場合には、現金出納帳の残高と現金残高との一致を確かめているが、他の職員がこれを再度確認していない。

### 2)問題の所在

現金出納帳の記帳と現金の取扱いとを同一の職員が行っており、再チェックを誰も行っていないため、内部牽制が働いていない。

### 3)改善案

一定の頻度で、センター長が、現金出納帳の残高と現金残高との一致を再チェックすべきである。頻度については、現状現金出納帳において1か月ごとに入金伝票等をまとめているので、これに合わせて月末に行うことが考えられる。

## (7)【意見Ⅻ-3】振込の管理について

(監査要点:財産管理・資産管理に関する事項)

### 1)現状

月次の支払については、職員が請求書から請求一覧を作成し、これをセンター長が再チェックしている。その後、当該職員が請求一覧の内容をインターネット・バンキングに入力するが、入力内容が請求一覧と一致していることを、他の職員が再チェックしていない。

**2)問題の所在**

請求一覧の内容とインターネット・バンキングの入力内容とが一致することを、再チェックしていない。

**3)改善案**

請求一覧の内容とインターネット・バンキングの入力内容とが一致することを、上長が再チェックすることを検討すべきである。

